

平成24年第2回皆野町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
6月20日(水)	
○開会及び開議	5
○議案等の説明のため出席した者の紹介	5
○町長あいさつ	5
○議事日程の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○町政に対する一般質問	6
1番 小杉修一 議員	6
4番 若林光雄 議員	11
8番 大野喜明 議員	16
○発言の訂正	24
3番 常山知子 議員	25
10番 林 豊 議員	32
7番 新井康夫 議員	43
12番 内海勝男 議員	47
○町長提出議案の報告及び一括上程	54
○議案第18号の説明、質疑、討論、採決	54
・議案第18号 皆野・長瀬上下水道組合規約の一部を変更する規約について	
○議案第19号の説明、質疑、討論、採決	56
・議案第19号 特別職の職員の報酬及び費用弁償支給条例の制定について	
○議案第20号の説明、質疑、討論、採決	59
・議案第20号 皆野町暴力団排除条例の制定について	
○議案第21号の説明、質疑、討論、採決	61
・議案第21号 皆野町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	
○議案第22号の説明、質疑、討論、採決	62
・議案第22号 皆野町長寿祝金条例の一部を改正する条例の制定について	
○議案第23号の説明、質疑、討論、採決	63
・議案第23号 埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の変更について	
○次会日程の報告	64
○散 会	64

6月21日(木)

○開 議	6 7
○議事日程の報告	6 7
○議案第24号の説明、質疑、討論、採決	6 7
・議案第24号 工事請負契約の締結について	
○議案第25号の説明、質疑、討論、採決	6 9
・議案第25号 備品購入契約の締結について	
○議案第26号の説明、質疑、討論、採決	7 3
・議案第26号 平成24年度皆野町一般会計補正予算(第1号)	
○承認第1号の説明、質疑、討論、採決	7 9
・承認第1号 専決処分の承認を求めることについて	
○承認第2号の説明、質疑、討論、採決	8 2
・承認第2号 専決処分の承認を求めることについて	
○承認第3号の説明、質疑、討論、採決	8 3
・承認第3号 専決処分の承認を求めることについて	
○日程の追加	8 6
○発言の申し出	8 6
○請願の審査報告	8 7
○平成24年請願第1号の報告、質疑、採決	8 7
・平成24年請願第1号 障害者総合福祉法(仮称)の早期制定を求める請願書	
○平成24年請願第2号の報告、質疑、採決	8 8
・平成24年請願第2号 子ども・子育て新システムによる保育制度改革に反対し、現 行保育制度の拡充を求める意見書の提出を求める請願書	
○請願の審査	8 9
○請願第4号の上程、説明、質疑、採決	9 0
・請願第4号 消費税増税に反対する意見書の提出を求める請願	
○請願第5号の上程、説明、質疑、採決	9 2
・請願第5号 建設業従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を図るよう国に働き かける意見書の提出を求める請願書	
○日程の追加	9 3
○発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 4
・発議第2号 障害者総合福祉法(仮称)の早期制定を求める意見書の提出について	
○発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 5
・発議第3号 子ども・子育て新システムによる保育制度改革に伴い懸念される現行保 育制度の拡充を求める意見書の提出について	
○発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 5
・発議第4号 建設業従事アスベスト被害者の早期救済・解決を求める意見書の提出に	

ついて

○陳情の審査 9 6

○陳情第 1 号の上程、報告 9 6

・陳情第 1 号 「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書提出を求める陳情につい

て

○議会運営委員会の閉会中の継続調査について 9 7

○諸般の報告 9 7

○議決事件の字句及び数字等の整理 9 9

○閉会について 9 9

○閉 会 9 9

○ 招 集 告 示

皆野町告示第38号

平成24年第2回皆野町議会定例会を次のとおり招集する。

平成24年6月15日

皆野町長 石 木 戸 道 也

1 期 日 平成24年6月20日

2 場 所 皆野町役場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1番	小	杉	修	一	議員	2番	宮	前	司	議員	
3番	常	山	知	子	議員	4番	若	林	光	雄	議員
5番	大	澤	金	作	議員	6番	新	井	達	男	議員
7番	新	井	康	夫	議員	8番	大	野	喜	明	議員
9番	大	澤	徑	子	議員	10番	林			豊	議員
11番	四	方	田	実	議員	12番	内	海	勝	男	議員

不応招議員（なし）

平成24年第2回皆野町議会定例会 第1日

平成24年6月20日（水曜日）

議事日程（第1号）

1、開 会

1、開 議

1、議案等の説明のため出席した者の紹介

1、町長あいさつ

1、議事日程の報告

1、会議録署名議員の指名

1、会期の決定

1、町政に対する一般質問

1番 小 杉 修 一 議員

4番 若 林 光 雄 議員

8番 大 野 喜 明 議員

3番 常 山 知 子 議員

10番 林 豊 議員

7番 新 井 康 夫 議員

12番 内 海 勝 男 議員

1、町長提出議案の報告及び一括上程

1、議案第18号 皆野・長瀬上下水道組合同規約の一部を変更する規約についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第19号 特別職の職員の報酬及び費用弁償支給条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第20号 皆野町暴力団排除条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第21号 皆野町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第22号 皆野町長寿祝金条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第23号 埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の変更についての説明、質疑、討論、採決

1、次会日程の報告

1、散 会

午前9時00分開会

出席議員（12名）

1番	小杉修一	議員	2番	宮前司	議員
3番	常山知子	議員	4番	若林光雄	議員
5番	大澤金作	議員	6番	新井達男	議員
7番	新井康夫	議員	8番	大野喜明	議員
9番	大澤径子	議員	10番	林豊	議員
11番	四方田実	議員	12番	内海勝男	議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	石木戸道也	副町長	土屋良彦
会計兼 管理 者 兼 会計課長	大塚宏	教育長	山口喜一郎
総務課長	大澤康男	町民生活 課長	吉田明夫
健康福祉 課長	浅見広行	税務課長	四方田勝吉
産業観光 課長	川田稔久	建設課長	小宮健一
教育次長	吉橋守夫		

事務局職員出席者

事務局長	高橋修	書記	黒澤栄則
------	-----	----	------

◎開会及び開議の宣告

(午前9時00分)

○議長（大澤径子議員） おはようございます。ただいまの出席議員は12人で、定足数に達しております。これより平成24年第2回皆野町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○議長（大澤径子議員） 本定例会の説明者として出席された方は、参与席の諸君でございます。



◎町長あいさつ

○議長（大澤径子議員） 次に、本定例会の開会に当たり、町長からあいさつのため発言を求められておりますので、これを許します。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） おはようございます。開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

8年ぶりに6月に上陸した台風4号は、昨夜からきょう未明にかけて関東地方を縦断しましたが、当町におきましては災害もなく、救急出動もなく無事に過ぎ去りました。

本日は、平成24年第2回皆野町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員全員のご出席を賜り開会できますことに厚くお礼を申し上げます。議員各位には、町政進展のため、地域づくり、まちづくりに熱心に取り組んでいただいておりますことに対し、敬意と感謝を申し上げます。

国会では、社会保障と税の一体改革関連法案については三党修正協議で合意し、消費増税を初めとする関連法案は成立が確実となり、採決に向けて最終局面を迎えています。また、国内すべての原発が停止の中において、生活か安全かで国論を二分した原発再開について、電力需要期を前に大飯原発の再稼働が決定されました。

町におきましては、5月17日、第1回秩父音頭まつり特別委員会が開催され、8月14日の第44回秩父音頭まつり開催に向けまして始動しました。議員各位を初めとする多くの皆様の協力をいただき、にぎやかな秩父音頭まつりになりますよう取り組んでまいりますので、よろしくお願いを申し上げます。

本年度の大きな事業であります防災行政無線整備工事も入札を執行しました。本定例会で議決を賜る運びになりました。また、皆野農産物直売所の「道の駅みなの」への登録手続につきましても順調に進んでおります。

本定例会におきまして、ご審議賜る町長提出議案は合わせて12議案であります。よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。開会に当たりましてのあいさつとさせていただきます。



◎議事日程の報告

○議長（大澤径子議員） 本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は、お手元にご配付のとおりです。これに従って議事を進めてまいります。



◎会議録署名議員の指名

○議長（大澤径子議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、

3番 常山知子議員

4番 若林光雄議員

を指名いたします。



◎会期の決定

○議長（大澤径子議員） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月22日までの3日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月22日までの3日間と決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時05分

再開 午前10時02分

○議長（大澤径子議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎町政に対する一般質問

○議長（大澤径子議員） 日程第3、町政に対する一般質問を行います。

通告順に発言を許可いたします。

質問及び答弁は簡潔にお願いいたします。

それでは、1番、小杉修一議員の質問を許します。

1番、小杉修一議員。

〔1番 小杉修一議員登壇〕

○1番（小杉修一議員） 1番、小杉修一です。町長におかれましては、住んでよし、訪れてよしのまちづくり、あるいは安全、安心のまちづくり等いろいろ言われておられますが、その根本にかかわる観点から、また身近な問題から質問させていただきます。また、日野沢小学校の件については、この後の議員の方の中からその質問が通告されているようではありますが、いまだ町民の知り得ないことが多く、その点において私も大変関心を持っているところであり、その議論に期するところであります。

では、まず質問の1項目、省エネルギー対策の実施状況についてであります。その1、環境対策及び東日本大震災後にあつての原発停止等によるこの夏の電力供給の不安、そして電気料金大幅値上げに対応するための町の施設等の省エネルギー対策は、どのような対応や計画であるのか、お聞かせください。

その2、町民が同様の対応をするべく個人による積極的な設備投資をするに当たっての当町及び県等の、その推進のあり方や補助金等について、その利用状況を含めてお聞かせください。

次に質問の2項目、町民の安全についてであります。初めに、先般私のところにも若年健康診断受診場所、皆野病院と記された案内が町から届きましたが、皆野病院等における健康診断などの利用状況をまずお聞かせください。

そして、本題になりますが、町政におかれましては安全、安心のまちづくりを強く言われておりましたが、昨年の秋に大変熱意のある町民の代表の方が皆野病院前の町道に駐車道から渡る安全のため横断歩道をかいてもらいたいと申し出られ、対応された土屋副町長にご了解いただいたと当町民の方からお聞きし、議員になる前の私も一町民として安堵しておりました。毎日、町内外の多くの方が訪れて、町道を横断している状況にあり、町民健康診断や指定の予防注射等を受けに来られる方も多数と認識されるところであります。体のぐあいが悪い方が訪れます。また、入院されている近親者の急を聞き駆けつけ、注意散漫のもと横断する場合もあり、不慮の事故が起きないよう願いますが、大分時間がたちました。その後の進捗状況及び見通し、お考えをお聞かせください。これは安全にかかわることですが、いいことはどんどん押し進めてもらいたいとの考えのもとでの質問であります。

以上2項目、4点ですが、よろしく願いいたします。

○議長（大澤径子議員） 副町長。

〔副町長 土屋良彦登壇〕

○副町長（土屋良彦） 1番、小杉議員さんからの一般通告質問書に基づきまして、私からお答え申し上げます。

1番目の省エネ対策の実施状況についての中の、町施設の省エネ対策について私からお答え申し上げます。東日本大震災による原発事故によりまして、特に昨年からは夏場を中心とした電力不足が深刻な状態にあります。このため昨年同様、ことしも6月から9月末までの夏の節電行動計画を策定し、町施設の節電対策を徹底して行っております。その概要について申し上げます。まず、空調でございますが、冷房設定温度は健康温度の摂氏28度にします。室内照明につきましては、休憩時間は全部消灯、また廊下については24時間すべて消灯、会議室につきましては、使用時は2分の1、半分点灯、パソコンについては1時間座席を離れる場合はシャットダウンというようなきめ細かな対応をしております。また、室内温度28度に容易にしのぎ、また健康管理のために、ノーネクタイ、み～なポロシャツ、Tシャツ、短パン等の着用を認めております。また、アサガオなどのつるもの植物による緑のカーテンにより、差し込み日差しを和らげ、冷暖房効果の向上と心理的な冷涼感を醸し出しております。このような節電計画を広く紹介すると

ともに、み～なポロシャツ、Tシャツを販売し、町ぐるみの節電につなげていきたいとしているものでございます。省エネ対策の工事でございますが、町内のすべての防犯灯、約900基でございますが、これを極めて消費電力の少ないLEDといたします。役場庁舎、小中学校等の照明につきましては、電力消費の少ない高周波蛍光灯、FHFに切りかえていきます。なお、省エネを含めた節電等のすべての分野の経費節減は、行財政改革として従来から通年を通して行っております。

次に、2点目の省エネや自然エネルギーに対する町の助成制度について申し上げます。町では、太陽光発電設備については1件10万円、太陽熱温水器設備については3万円の補助を交付して、自然エネルギーの推進を図っております。なお、本年は太陽光発電設備補助金申請が予想より多く、予定件数に達したため、9月に補正予算により2次申請を受け付けたいと考えております。

2番目の町民の安全についてお答え申し上げます。まず、皆野病院玄関から対向の皆野病院駐車場の横断歩道の設置についての経緯等を申し上げます。私も、面識がある町民の方から、皆野病院前の横断歩道の必要性を熱心に説明いただきました。私も、現地の状況は承知していましたので、歩行者の安全の確保から横断歩道が必要であるとの話は理解できました。ただ、私もその方にお話ししましたが、横断歩道の標示や信号機などの交通規制につきましては、町道の関連であっても町の判断ではできないものと、県公安委員会が所管するもので、現状が横断歩道の設置基準に合っていないと簡単にはできないものとお話しいたしました。町といたしましても、早速横断歩道の設置について要望しますと申し上げまして、秩父警察に要望書を提出しました。秩父警察では、現地調査等を行い、検討いただきましたが、主な理由として、設置基準より近いところに横断歩道があるため、新たに設置はできないとの回答でありました。横断歩道の設置基準は、不特定多数の横断があること、また近くに横断歩道がないこととのことでもあります。近くに連続して横断歩道があると、かえって交通安全への危険が増すとのことであろうかと思えます。その後、再度秩父警察署長にも直接要望しましたところ、署長も、担当部署と折衝、協議していただきましたが、既存の横断歩道が近過ぎるので、廃止できないかとのことでありました。この近くの横断歩道は、小中学校の通学路でもありますので、廃止はできないものであります。このように、強く要望しましたが、残念でございますが、皆野病院前の横断歩道は設置は不可能という結果でありました。以上が横断歩道設置に関する経緯であります。このような結果でありましたが、その後注意看板を立てまして、事故防止を図っております。また、今後町でできるグリーンベルトの敷設など、交通安全対策を考えてまいりたいと思います。

その他の事項につきましては、担当課長から答弁いたします。

○議長（大澤径子議員） 町民生活課長。

〔町民生活課長 吉田明夫登壇〕

○町民生活課長（吉田明夫） 1番、小杉修一議員さんからご質問ありました1項目めの省エネルギー対策の実施についてのうち、県及び町等の補助金の利用状況についてお答えいたします。

まず、町の太陽光発電設備補助金の交付実績ですが、平成20年度11件、22年度17件、23年度15件、24年度20件であります。また、太陽熱温水器の設備補助ですが、平成21年度6件、22年度1件の合計7件となっております。また、県の太陽光設備に対する交付実績ですが、平成21年度6,855件、22年度6,969件、23年度5,985件、23年度につきましては補正がありまして、23年度補正分としまして1,047件の交付実績となっております。なお、平成24年度の5月末現在、2,265件の申請がある状況でございます。また、国の太陽光発電システムの補助ですが、埼玉県での交付実績を申し上げます。平成20年度80件、21年度

6,325件、22年度1万121件、23年度1万3,461件となっております。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 浅見広行登壇〕

○健康福祉課長（浅見広行） 1番、小杉修一議員さんの2項目めのご質問のうち、皆野病院で受診をしております町民の健康診断等につきまして、お答えいたします。

まず、23年度における皆野病院以外も含めた全体の住民健診受診状況を申し上げます。いずれも人間ドックの受診者を含めた数でございますが、皆野町が実施をしております30歳から39歳以下の方を対象とした若年健診の受診者が36名、40歳以上74歳までの国保の被保険者を対象とした特定健診の受診者は684名、75歳以上の埼玉県後期高齢者医療広域連合から皆野町が委託を受けて実施をしております高齢者健診は315名でございます。合計で1,035名でございますが、このうち皆野病院で住民健診を受けた方は645名でございます。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） 省エネに関しては、もはやそのような日本じゅうの流れができてきているのかと思いますけれども、補助金に関しては町独自のものであるならば、皆野町がもっと積極的にやってもいいのではないと思われるわけで、今皆野町で10万円の太陽熱発電の補助があるとお聞きしましたけれども、これの増額は可能なのでしょうか。

○議長（大澤径子議員） 副町長。

○副町長（土屋良彦） 小杉議員さんの再質問にお答えします。

太陽光発電の現在の10万円の増額というお尋ねでございますが、県におきましても1件10万円、町と同じです。また、近隣の町村等の助成の額を見ましても、決して町の額は低い額ではございません。こういうことから、現状の額で対応していきたいと考えております。

○議長（大澤径子議員） 1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） そうしますと、一応やはり流れで町の今年度当初予定した額が埋まってきたとお聞きしましたけれども、補正でまたそれなりの件数を見込んでいただけるものと期待いたしまして、これに関してはほかの議員の方も、また質問されると思いますので、それを期待して次に移らせてまいります。

横断歩道の件です。答弁の中で、警察の方に言われたとおっしゃられましたけれども、警察の人にはいつもお世話になっているわけでしょうけれども、町として逆に結構、当病院においてはまた警察に事故があれば、もう夜でも何でも受け入れてくれる病院となっているわけで、町としてもその辺の認識のもと、推し進めてもらいたい。不特定多数の利用が見込めないとかということを言われましたけれども、これはいかなるものか、町で指定した健康診断の一番受けられているところです。1,035名に対しての645名、約6割の方がそこで受診していると、まして私なんかには届いた若年健康診断は、受診場所を皆野病院としか書かれていないと、こういう施設なので、病院です。先ほども言いましたけれども、弱い方が横断されると、近くにそれにかわる横断歩道がある。どこのことかなと思って、今改めて思い起こすと、300メートルぐらい離れて辰巳屋のところに横断歩道がかいてあります。反対側、西側に行っては、200メートルほど行くと、確かに学校の生徒が渡るためでしょう、横断歩道がかいてあります。どうもそれを利用してくださいと言わんばかりの話で、それで信号機を求めているものではないと、とにかく横断歩道をか

て、そうするとそれに関しては手前に菱形のマークとかもついてきて、当然あの道を通る車、あの道は栗谷瀬橋に消防署から向かう、前回の議会のときお聞きしましたけれども、栗谷瀬橋方面に向かう消防車、救急車も通る主要な道なのですから、それなりの交通量があるわけで、そうすればそのようなものがかかれば、当然車に乗る人には注意義務が発生すると、そのぐらいのことは安全というものを考えたときに、当然なのではないかと思われてしまうのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（大澤径子議員） 副町長。

○副町長（土屋良彦） お答えします。

先ほど答弁の中でも触れましたが、横断歩道の設置基準2つです。不特定多数の通行者、それと基準以上に他の横断歩道が離れているということでございます。そういうことで、今回の皆野病院前は主として近場の横断歩道の距離が近過ぎるというのが主な理由のようです。そういうことで、今小杉議員さんのおっしゃるとおりでございます。大変多くの方が横断したり訪れたりするところで、私も現状よく承知しています。そういうことから、町としてもすぐに早速設置要望しますということで、幾日も置かないで県のほうに要望書を出したわけでございます。そういうことで、いかにせん横断歩道の設置の基準というほぼ全国共通の設置基準という、いわばルールのお話でございます。そういうことで、町がさっきも話したように、それでもと思って署長さんにも直接お願いしたのですが、その基準、ルールはどうしてもいかにせん崩せないということで、大変残念ながら結果はそのような結果になったということでございます。そういうことで、運転者、歩行者が少しでも安全に資するような形の中で、町で対応可能な対策を考えていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） もう一度また腑に落ちないので、体の弱い人が渡るのに、300メートルも先のかわりの横断歩道に行き渡る光景は、全く話にならないのではないですか。横断歩道をかいてもらおうと、それは町がある程度主導してもいいのではないのでしょうかというところですか。どうしてもだめでしょうか。

○議長（大澤径子議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 秩父警察の署長もたびたび交代がありまして、この春も新署長が赴任されたわけですが、その署長にも私のほうから一度、今副町長答弁したような答えがあった後も、今小杉議員が言われるような内容のことも申し上げましたけれども、公安委員会で決められていることなので、もしどうしてもということであれば、ある横断歩道を1つ取りやめてもらって、そこに新しいものを設置すると、こういうこと以外にないのだと、こういうことでありまして、そうしますと、学童の通学が今度は安全が図れないというようなこともありますので、現状町で設置した標識等で対応をせざるを得ないと、こういうのが公安委員会からの答弁というか答えであります。ご理解いただきたいと思います。

○議長（大澤径子議員） 今の質問はこれで終わりです。小杉議員、3回済んでいますので、次の質問に移ってください。

1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） それでは、最後になります。1,035名のうちの645名という、皆野病院で受けてもらっているという健康診断の状況をお聞きしましたが、このようなことは公共性があるという認識はございますでしょうか。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） 公共性といいますか、重要な町民の健康の一翼を担っていただいているというふうに認識をしております。

○議長（大澤径子議員） 1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） 全くそのとおりの認識でよろしいかと思うのですが、そういう施設ですから、前の質問のつけ加えになりますけれども、今後とも推し進めていただきたいと、とにかく横断歩道の件に関しては推し進めていただきたいと申し上げて、終わらせていただきます。

○議長（大澤径子議員） 次に、4番、若林光雄議員の質問を許します。

4番、若林光雄議員。

〔4番 若林光雄議員登壇〕

○4番（若林光雄議員） 4番、若林光雄でございます。通告による質問の前に一言申し上げます。

私は、今回初めて議員となりまして、一途に安心、安全なまちづくりをと目指すべく議会活動を始め、町政の仕組み等いろいろと勉強させていただいております。また、町民の声を町政に反映させるよう、努力をしまいたいとも思っております。昨年の東日本大震災以降、災害に対する備えなど、安心、安全に対する関心は非常に高まっております。町におきましても、町民の生活基盤を確かなものとし、平成24年度皆野町予算大綱の重点施策4項目を掲げて新年度スタートいたしました。石木戸町政の公約でもありました防災行政無線の工事も、着工に向けての入札がされたと伺っております。町民におきましても完成、そして活用を楽しみにしておるところでございます。また、秩父消防署北分署におきましても、皆野、長瀬分署の統合ということで、7月には完成し、竣工となるわけでございます。これも町民にとりまして力強く期待をしているところでございます。さて、それでは通告によりまして質問に入ります。この定例会で3点お伺いをしたいと思います。

まず、第1に平成24年度一般会計予算について重点施策4項目が掲げられました。その重点施策の一つとして、安心、安全な生活基盤の整備の中で、消防団組織の再編についてお伺いをいたします。少子高齢化の中、消防団員の確保が困難な状況は、国内全般的な傾向にあります。我が皆野町も、若者が少なく、また地元企業の雇用も少ない関係から、消防団員の確保が大変厳しい状況にあります。以前から見ますと、定員数も大変少なくなりましたが、地域におきましても消防団員の確保のために、50代になっても団員としてご苦勞をいただいております。消防団は、また火災の多発期におきましては、夜間警備を初め予防消防にご尽力いただいております。また、大水災害、土砂災害等においても、消防団が頼りになり、多くの活躍をいただいているところでございます。現況においては、昼間の火災が発生した場合、分団各部においては、仕事等の関係から出動人員がそろわないで、直ちに消火活動への参画ができない場合もございます。

そこで、質問をさせていただきます。今回消防団組織の再編ということでございますが、基本的な考え方をお聞きしたいと思います。あわせて、消防団詰所、また積載車、ポンプなど、老朽化が著しいことが見受けられます。再編にあわせました具体的な新設計画がありましたら、お聞かせをいただきたいと思っております。また、現在町職員による防災体制はどのようなのか、また今後どのような体制を考えられるか、お聞きしたいと思います。

次に、2つ目といたしまして、金沢地内の林地開発についてお伺いをいたします。最近、異常気象等によりまして、災害の状況は大変大きく、また甚大な被害を発生させております。しかし、当地域におきましては地盤もよい関係から、またふだんから災害の対策についていろいろの施策を施していただく関係で、大きな災害もなく生活ができておることは、まことにありがたく、感謝しているところでございます。昨日の台風4号におきまして、大きな被害もなく済んだところでございました。さて、現在建設残土の埋立地として開発を進めております金沢地内の林地開発についてお伺いをいたします。以前、残土の搬入時に、近隣の住民からにおいがひどい、また最近では降雨時の土砂の流出が心配なのだと地元の区長さんたちからもお話もありました。

1つといたしまして、町当局におきまして、この林地開発に伴う建設残土の搬入において、どのような指導をされておるか。また、今後盛り土部分の土砂の流出の心配が考えられますが、どのような指導をされていくか、お聞かせをいただきたいと思っております。

次に、3点目といたしまして、金沢小学校統合への取り組みについて、また児童の統合に向けた環境づくりについてお聞きいたします。昨年の議会にて、金沢小学校は統合が決定いたしました。今年度に入りまして、金沢小学校はもちろん金沢地区内におきまして、学校の統合、また学校跡地の活用の問題等、大きな話題となっております。金沢地域においては、皆野町立金沢小学校閉校記念事業実行委員会も設置され、役員も決定いたしました。児童の保護者からは、通学について大変心配されております町営バスを利用した通学となるわけでありますが、特に秩父金沢児玉線の交通量の多い地区の児童の保護者からは、安全な通学が危惧されているところでございます。

児童の通学方法についての安全対策、また町営バス利用対策についてお聞きしたいと思っております。次に、児童の統合に向けての対策として、国神小学校と交流の具体的な対策がありましたら、教育長からご説明をいただきたいと思っております。また、学校跡地の活用につきましては、第1回の定例会にて林議員より質問もありましたが、今後どのような視点で推進していくか、町長からお聞きできたらと思っております。

以上、大きく3点について壇上からの質問とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（大澤径子議員） 町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 4番、若林議員さんの一般質問通告書に基づきお答えします。

1番目の消防団組織再編についてお答えします。まず、再編の基本的な考え方を申し上げます。近年の少子化や自営業の減少、勤務形態の変化により、消防団員の確保が全国的に問題化しています。当町も同様に、特に旧村、合併前の村ですけれども、旧村の山間地域の団員確保が困難な状況にあります。消防機械器具を整備しても、正常な消防機能を十分発揮するには意欲ある消防団員の確保が必須の要件であります。このため、消防機能の充実強化を図るため、消防組織の再編を進めるものであります。旧村の2分団、3分団、4分団、5分団については、順次1部制に移行する計画です。人口の6割を擁する皆野地区1分団は、現行の2部制といたします。また、団員数については、各分団の実情に合わせて適正な人員といたします。詰所、車両等機械器具の整備につきましては、再編に合わせて分団詰所の新築や機械器具の更新整備を進めてまいります。既に事実上分団1部制により活動している日野沢3分団は、分団詰所の建築に取り組みまして、順次再編を進めてまいります。

次に、団員確保と火災発生時における役場職員の対応ですが、現在役場職員の消防団員は21名であります。もと消防団長の若林議員ですので、よく承知のことと思っておりますが、火災発生時には消防活動を最優

先に取り組んでいます。それぞれの地元分団に所属し、中には幹部役員として活躍している職員もいます。また役場職員を各分団に連絡部長として配置し、消防団機能の強化を図っています。これは昭和30年の町村合併時の名残であり、旧町村の消防団間の円滑な融合と団活動の円滑強化のため発足した皆野町独自の連絡部長体制であります。なお、新採用町職員には4月1日採用辞令交付直後に、各地元消防団に入団するよう進めています。ここ数年、すべての男性新採用職員は、それぞれの地域の消防団に入団して新戦力として活躍しております。その他の若手職員も、地元消防団員として意欲的に活動しているとともに、各分団の消防団員は消防活動のみならず、各地域でのスポーツやイベント、伝統工芸などの分野でも活躍し、地域づくりの要員となっております。

2番目の金沢地内の林地開発について申し上げます。この開発につきましては、開発許可権限は埼玉県の所管であります。町としましては秩父農林振興センターや秩父環境管理事務所とも連携をとり、災害の発生や環境の汚染等ないように対応してまいります。

3番目の金沢小学校の統合に向けた対策についての中身の校舎等の跡地の活用についてお答えします。来年3月末をもって閉校します金沢小学校は、施設が大変しっかりしていますので、有効活用に向けて検討しています。できれば福祉関係施設のような安定、継続して活用ができ、雇用もできまして、地域に何らかの恩恵が図れるようなものを望んでいます。このような考えのもと、機会あるごとに関係者等に照会しているところであります。引き続き各方面への跡地利用の情報の発信と収集に努めてまいります。また、金沢小学校閉校記念実行委員会に対しましては、10年前の日野沢小学校閉校記念事業を参考にさせていただくとともに、できる限りの支援をいたしてまいります。統合後の通学は路線バスを中心に考えていますが、その運行ダイヤ等は総務課長から、国神小学校への交流は教育長から、林地開発の経緯等は産業観光課長、環境保全等は町民生活課長から答弁をいたさせます。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

〔総務課長 大澤康男登壇〕

○総務課長（大澤康男） 4番、若林光雄議員からのご質問の金沢小学校の統合に向けた対策の中の通学バスの利用対策について、私のほうからお答えいたします。

金沢小学校が国神小学校へ統合になれば、金沢地区から通学する児童については町営バスを利用した通学となると思います。バスの安全運行については当然のことではありますが、バス通学になれない児童もいると思いますので、バスへの乗りおりの際、また乗車中の安全確保については細心の注意を図ってまいります。また、既存の路線のダイヤにつきましては、日野沢線、金沢線とも平日8往復の運行を行っております。秩父鉄道の時刻表も今年度末に改正があると聞いておりますので、小学校、中学校の授業時間や高校生や通勤者等の秩父鉄道との連携等を総合的に見て、改善を図れるよう検討してまいりたいと考えております。

以上で終わります。

○議長（大澤径子議員） 教育長。

〔教育長 山口喜一郎登壇〕

○教育長（山口喜一郎） 4番、若林光雄議員さんの第3項目めの1つ、金沢小学校児童と国神小学校児童の交流関係の具体策に関してお答えいたします。

学校の統合は、学校が地域のシンボル、財産として多くの地域住民から親しまれていることを踏まえ、当該校のみならず周辺地域にも大きな影響を与えることとなります。しかしながら、近年少子化が

進み、子供の数が減少し、学校が小規模化しております。学校規模が小さくなると、子供たちの切磋琢磨や社会性をはぐくみながら集団生活の中で学び合う機会が少なくなります。したがって、統合することによって子供たちの成長を第一優先にして取り組んでまいりたい、こんなふうに考えております。

統合の場合、特に配慮すべきことは、子供たちが学校の統合によって環境の変化に対する不安をなくし、速やかに順応でき、統合後の学校生活が安心して、生き生きとした学校生活が送れるようにすることを十分考慮しなければなりません。そのためには、両校の交流を行うことが考えられます。授業の面での交流、行事の面での交流、スポーツの面での交流があるわけですが、またさらに保護者の交流も必要かというふうに考えております。実際には、夏季休業中に両校の教員同士で調整会議を開き、2学期中旬以降から実施する予定です。具体的には、朝の始業から児童も教員も国神小学校に出向き、1日該当学年で一緒に授業を受けることを予定しております。その際、金沢小学校と国神小学校の教員はチームを組んで2人で授業に当たる予定です。期間も1日の単発ではなくて、何日か連続して実施できればよい、そんなふうに考えております。また、学校行事に関しましても、両校の行事のタイミングが合えば、どこかで何かを一緒に実施したい、こんなふうにも考えております。

現在の予定は、まず初めに水泳指導を両校の児童が一緒にしようというふうなことになっております。幸いなことに皆野町の子供は、幼稚園、保育園、学童保育などを通して、顔見知り同士が多いようです。また、皆野町は町全体の教育を心がけているので、スポーツ大会、子供会、スポ少、各種教室などで時々一緒になっているようですので、統合となる平成25年4月からスムーズなスタートをし、生き生きとした学校生活を送れることを期待しております。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 産業観光課長。

〔産業観光課長 川田稔久登壇〕

○産業観光課長（川田稔久） 4番、若林光雄議員さんから通告がありました2項目め、金沢地内の林地開発について回答いたします。

初めに、建設残土の搬入等において、町当局においてはどのような指導をされているかについて、ご質問の林地開発については平成23年8月、林地開発の許可権者である埼玉県から、鶴ヶ島市に住所を有する有限会社トレードナインが、大字金沢字旭谷590番の1外4筆と字柿箆819番外9筆で、残土処分場の造成を目的とした林地開発許可申請書が提出されたことに伴う町の意見書についての照会がございました。このことから、町では許可権者である県に対して意見書により開発業者への指導をお願いをしております。町が県をお願いをいたしました建設残土の搬入等に係る意見は、残土搬入時、産廃等の混入を防ぐこと、臭い等近隣地域への迷惑が及ばないよう、適切な対策を講ずること等についての指導でございます。

次に、今後盛り土部の土砂流出の心配も考えられるが、どのような指導を考えているかについてでございますが、ことし4月に地元から開発区域内の土砂が流出しているのではないかとの情報がございました。直ちに県に報告をし、県と町の担当者が現地へ赴き、業者立ち会いのもと、土砂の流出防止の対策について県から指導を行っていただきました。町の今後の対応といたしましては、地元からの情報と開発区域周辺の状況に注意を払い、問題が発生した場合には県と連携をとり、対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 町民生活課長。

〔町民生活課長 吉田明夫登壇〕

○町民生活課長（吉田明夫） 4番、若林光雄議員さんからご質問ありました2項目めの金沢地内の林地開発での環境保全についてお答えいたします。

この林地開発地に対する環境関係の苦情の通報が、平成22年11月ごろから数回町に寄せられております。その内容ですが、主に悪臭に関する苦情でありました。早速秩父農林振興センター及び秩父環境管理事務所に連絡をとり、関係者を含め現地調査を行い、県の指導により改善策について協議してございます。また、本年5月下旬にも、県産業廃棄物指導課に直接悪臭の苦情メールが入り、秩父環境管理事務所で早速現地調査を実施していただきました。その結果、原因については判明はしていない状況であります。このため、秩父環境管理事務所でも、この悪臭についてはしばらく様子を見ていきたいとの報告をいただいております。町では、今後についても秩父農林振興センター及び秩父環境管理事務所との連絡を密にとり、県の指導のもと、環境関係の苦情処理等に対応していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 4番、若林光雄議員。

○4番（若林光雄議員） 大変ありがとうございました。再質問をさせていただきます。

先ほど分団の再編、定員等につきまして町長から答弁をいただきました。これは長年、もう本当に15年も前から、この再編はしなくてはならぬということで進めておったわけでございますが、なかなか進まなかったわけでございます。ここへ来て、町のほうから重点施策の中へ入れて進めてもらうということは大変結構なことだと思います。今、私どもの住んでいる山間地域の団員の確保ということは、本当に困っておる状況もございます。2分団から5分団、各1部制ということはそれでよいかと思っております。大変時代時代に合った形のものにしていくべきではないかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。あわせまして、詰所、また車両等の更新の問題でございますが、予算の関係もあると思っております。順次進めていただけたらと思っております。

また、23年の火災実績の統計によりまして、秩父広域の中では58件の火災が発生しております。皆野町では建物火災が2件、ぼや火災が1件、林野火災が2件、その他火災3件と、合計8件の火災がおきました。火災は、初期消火が大事で、少しでも早い活動が必要なのです。先ほど町職員の消防団員21名、ご活躍いただくということでございます。大変力強く感じるところでございます。火災発生と同時に出動していただき秩父消防署員との連携の中で、初期の活動が行っていただければ、団の関係者が到着によって引き継ぎをしてもらうというようなことも可能だと思います。そこで、一つ提案でございますが、これは役場内にいる今の21名、この団員の方々が一つになって、一つの名称はどういうことでもいいかと思うのですが、特別分団的なものを形成するような形のことが検討いただければ、なお町民を安全にしていけるのかと感じる次第でございます。この辺は答弁は要りませんが、要望しておきたいと思っております。

2番目の林地開発の関係でございます。これは私も長い間、会社員として林地開発についてはいろいろな関係機関にて指導いただきながら、認可、許可を受けて開発を实践、実施してまいりました。埼玉県の開発許可、認可に関しましては、皆野町からも意見書も提出されておるということで先ほどご説明がありました。今後におきまして、この県関係機関ともよく連絡とり合って、関係法令等の遵守、これが義務づけられておりますので、それに伴う監視また指導をより徹底していただきまして、地元住民が安全で安心した生活ができるよう、十分な対応、指導を要望したいと思います。

最後に、児童の統合の問題でございますが、先ほどご説明をいただきました。一番心配しているのは、通学のバスの問題でございます。町営バスを利用しての通学であります。登校するときは中学生と一緒に

でございます。下校時においては数少ない児童が一場所で1人ずつおりるようなことがあるかと思ひます。その下校時の特別な安全配慮として、町営バスの下車関係について自宅前または町道の自宅の入り口等での下車等が検討されるのか、できるのか、そこをちょっとお聞きしたいと思ひます。また、あわせてバスの時間で先ほどご検討いただけるというお話がありましたが、下校時、国神小学校では毎週月曜日が一斉下校のようでございます。下校の時間が14時55分であるのに、日野沢行きは町営バスは長生荘が14時47分発ということで、日野沢の児童は帰りの会が終わらないうちにバスが発車してしまうという日もあるようでございます。したがって、帰りの会が終わらないうちに席を立てバスに乗車するという子供もいるようでございます。今後、金沢線についてもバスの時間表を見ますと、下校時間後50分以上待たなければバスに乗車できないような時間帯もござひます。町営バスの発車時刻表については、いろいろな方面から検討されての決定と思われまますが、日野沢線で1便、金沢線で1便、この統合問題を期に変更できるものか、お聞きいたします。

○議長（大澤径子議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 先ほど総務課長からも答弁をいたしましたけれども、下校時のダイヤにつきましては、十分検討もしていきたいと思っておりますし、要望にこたえたいと思っております。なお、下車の場所につきましても、安全というようなことを考えてみたときに、十分検討の余地があるかと思ひますので、検討はしてみたいと思っております。

○議長（大澤径子議員） 4番、若林光雄議員。

○4番（若林光雄議員） 大変ありがとうございます。

また、児童の交流については、先ほど教育長から説明いただきました。これから委員会でも両校に対しまして十分な配慮されますよう要望いたしますとともに、学校跡地の活用につきましても、地元の活性化、また雇用対策につなげていただけるよう、そしてまた今体育館の利用でございますが、この学校跡地となった場合の活用についても、現在と同じような活用ができるよう配慮、検討を要望したいと思ひます。

以上をもって質問を終了します。ありがとうございました。

○議長（大澤径子議員） 暫時休憩します。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時05分

○議長（大澤径子議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（大澤径子議員） 次に、8番、大野喜明議員の質問を許します。

8番、大野喜明議員。

〔8番 大野喜明議員登壇〕

○8番（大野喜明議員） 8番、大野喜明です。通告に基づき質問をさせていただきます。

最初に、中学校における新学習指導要領の全面実施に伴う武道の必修化について、皆野中学校の取り組

みと現状はどうであるか、山口教育長に伺いたいと思います。この新学習指導要領については、小学校が平成23年度、中学校は平成24年度より全面実施することでスタートしているわけですが、新学習指導要領の次のことについては、私は平成22年第4回定例会で、やはり山口教育長に伺っております。そのときの質問の要旨は、OECD、世界経済協力開発機構ですが、それにより国際学習到達度調査において、日本の学力の低下が問題視される中、当時のゆとり教育とも称された学習指導要領とのかかわりについて、どう考えるか、また新学習指導要領の主な改正点は何か、改正に対する考え等について伺いました。今回は、先ほど申しましたとおり、その学習指導要領の一つである中学校の保健体育授業に武道が必修化に定められたことについて伺ってきたいと思います。

まず、中学校において武道を必修化した文科省の教育的ねらい、その背景は何か、また教育長のそれに対する考え方を伺いたいと思います。

次に、皆野中学校は幾つかの選択肢、つまり柔道、剣道、弓道、空手、なぎなた、相撲等の中から剣道を選択し、必修教科としたようではありますが、剣道を必修とした理由を伺いたいと思います。

次に、剣道必修化に当たり、皆野中学校は武道館とその設備等は十分か、不備、不足はないのか。また、防具、道具、いわゆる小手、面、胴、はかま、竹刀などがありますけれども、その確保についてどのような現状なのか、どのように手当てをしているのか、聞かせていただきたいと思います。

剣道必修化について、あと2点伺います指導者の確保と安全対策、事故防止対策について伺います。現在、皆野中学校においては剣道が部活動として長く取り入れられ、運動能力に優れ、剣道をみずから学ぼうとする生徒が活動しているということと思いますが、今年度からは1、2年生の全生徒が対象の必修教科であります。当然にして運動能力差や意欲差も違う生徒指導となり、安全対策、事故防止対策の留意点も変わるかと思えます。柔道と比較すると、はるかに事故の少ないスポーツと思いますが、この留意点について、また指導者の確保はどうなっているのか、お伺いしたいと思います。

通告からちょっと漏れてしまったのですけれども、1点質問をさせていただきます。国の財政措置についてであります。武道必修化に向けた条件整備支援ということで、国は平成21年から24年の4年間、武道場の建設、整備、修繕、それに指導者の確保、用具などの確保のために、財源措置がなされていると思いますが、この交付金等、町としては利用されたのか、またこれから何らかの整備のために利用する考えがあるのか伺いたいと思います。

次に、通学路の安全対策について伺います。この4月も下旬に近いころでありましたが、京都や千葉で集団登校中の児童が暴走してきた車にはねられ死傷する事故が相次ぎ、また前月の3月には県内東松山市のマンションの改修現場で足場が倒れ、保育園児が死傷する事故がありました。まだ記憶に新しいところでもあります。新聞の記事であります。県警による昨年1年間で県内421人の児童生徒が交通事故に遭い、ことしも1月から3月の3カ月間で、登下校中の事故に遭った児童生徒が88人に上り、そのうち32人が重症という記事がありました。こうした相次ぐ児童生徒を巻き込んだ交通事故を受け、全国でそれぞれの自治体に対し、通学路の交通確保のためとし、一斉点検と安全対策の要望書が出されているようでもあります。文科省が通学路の全国的調査の実施指示、また調査に乗り出す方針と言われ、県教育局も各学校長に対し、通学路を点検し、危険箇所を洗い出すよう通達されたと聞いております。さらに、最近の新聞によると、国会議員の有志による児童等通学安全対策促進議員連盟を設立したというように、児童生徒の交通事故の多発が大変社会問題になっております。2日前の新聞に、政府は8月をめどにすべての公立小学校の通学路を対象に、かかわる団体と合同で緊急点検を実施するよう通達したという記事もありました。皆野町は

今、幸いにして大きな登下校中の事故はありませんが、事通学路について言えば、ガードレールや歩道もなく、車と歩行者が混在して通行する狭い道路が多く、決して安全な通学路と言える現状ではないわけがあります。先ほども申したとおり、児童生徒の命を守る安全な通学路の確保のため、今ソフト、ハード両面から改善、整備をすべく、機運が全国的な規模で広がっています。まちづくりに安全、安心を一義とする石木戸町長であります。皆野町の通学路の現況をかんがみ、今後どう整備、進めていく考えがあるか、伺っていきたいと思います。

まず、先ほど申しました通学路の点検について、国や県教育局より学校または町に対してどのような調査依頼や通達があったか、調査内容とその結果はどうであったか、また皆野町には通学路の総点検を求めたい要望または要望書の提出があったのか伺いたいと思います。

次に、現在の通学路の安全対策について、今どのような対策がされてきているか、例えば今現在は通学路の指定はしているよ、通学路マップはあるよ、通学路であることの看板の設置、また危険な交差点のボランティア協力者の依頼もこんな形で推進しているよ、そんな意味であります。

次に、現在の通学路について、どんな認識をされているか、最後になりますが、また通学路の安全確保のため、これからどのような手順で整備を進めていくのか伺いたいと思います。

以上であります。

○議長（大澤径子議員） 町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 8番、大野喜明議員さんの一般質問通告書に基づきお答えします。

2番目の通学路の安全対策について申し上げます。各地で通学路における大事故が発生し、安全対策が問われておりますが、無謀運転が起因の例も少なくありません。通学者を含めた歩行者の安全性の確保は、道路構造的な見地から申し上げますと、車両の円滑な通行可能な車道確保と歩行者の安全のための歩道の整備にあります。具体的には、通行量にもよりますが、車道幅員最低4メートル以上とし、歩道は2メートル以上の道路整備であります。通学路の安全対策としての歩道整備の必要性は、十分認識できますが、通行量の多い幹線町道への歩道を兼ね備えた道路改良工事は、相当規模の用地買収と住宅等の移転に伴いますので、関係地権者のご理解や膨大な予算と長い年月を要します。このようなことから、現在進めている道路改良工事の中で検討してまいります。なお、局所的な危険箇所の解消については、その現状に合わせまして安全対策を適切に対応してまいります。

なお、通学の安全性の向上には運転者、歩行者の交通ルールの厳守と交通マナーが極めて重要であります。各学校での実効ある交通安全学習の徹底と、各交通安全団体とともに交通安全への啓発、啓蒙活動を推進してまいります。

その他の事項につきましては、担当課長から答弁をいたさせます。

○議長（大澤径子議員） 教育長。

〔教育長 山口喜一郎登壇〕

○教育長（山口喜一郎） 8番、大野喜明議員さんの一般質問通告の1項目め、武道必修化に伴う皆野中学校の取り組みと現状に関する質問にお答えいたします。

武道は、2006年に教育基本法の改正を受け、教育目標に伝統と文化を尊重し、郷土愛をはぐくむことを目的に文部科学省が2008年の学習指導要領を改定いたしました。2012年から、保健体育の分野の一つとして、選択扱いだった武道とダンスは1、2年生で8つの領域がありますが、体育理論、体力づくり運動、

器械運動、球技、陸上競技、水泳、武道、ダンス、これを指導することになりました。結果的に武道が男女とも必修となり、学校では柔道、剣道、相撲のほか、地域の実情に応じてなぎなたや空手、少林寺拳法なども選択できるようになりました。文部科学省によると、武道は武技、武術などから発生した我が国固有の文化であり、相手の動きに応じて基本動作や基本となる技を身につけ、相手を攻撃したり、相手の技を防御したりすることによって勝敗を競い合う楽しさや喜びを味わうことができる運動です。また、武道に積極的に取り組むことを通して、武道の伝統的な考え方を理解し、相手を尊重して練習や試合ができることを重視する運動ですというふうに述べています。すなわち武道とは、武の道です。どんな道であれ、そこに心がなければいけません。その道に対する心構えが必要なのです。相手を尊重し、自分を尊重し、敬意を持って対峙すること、これが武道において最も必要な要素であるはずで、この武道の心を学ぶことは、人間としての成長に大きく役立つはずで、

皆野中学校では、武道が必修となる以前の平成17年ころから保健体育科の授業で剣道を実施する教育課程が組まれていました。その理由としては、給食調理場を改修して剣道場が整備されていたこと、保健体育科の教員で剣道を指導できる教員がいたこと、旧指導要領では武道は必修ではないが、その実施は奨励されていたこと、何種目かある武道の中で、教員が通常の指導を行えば他の武道に比べて安全性が高く確保されていることなどによって剣道を選択いたしました。剣道導入当時は、教科体育の相撲、剣道を選択した15名程度の生徒を対象として実施してまいりました。当初は、竹刀、防具が整備されていなかったことから、まずは体育担当教師が準備できる範囲で竹刀を準備し、礼儀作法、素振り、かかりげいこなどが中心の内容でありました。そのころから新教育課程の内容も見据え、武道必修化への対応として剣道を取り入れるべく、年次計画で防具の購入計画を立て、年間数セットずつ購入を開始してまいりました。そして、順次整えられつつ防具を使用しながら授業を行ってまいりました。服装は、体育着、その上に防具をつけた形で行っております。その後、まだ不十分ではありますが、ある程度防具等も整えられてきた平成21年に保健体育科の学校選択の項目として武道を導入し、全生徒を対象として剣道の授業を行うなど準備してきました。その結果、現在では防具などは1クラスの人数分整備されており、竹刀は3年間の使用を見込んで個人で購入し、授業を実施しております。また、新しい武道場では剣道と柔道場がフラットな床面でつながっているために、指導内容に応じて両面が使用でき、効率的に授業が進められている状況です。

種目の選択については2012年2月の新聞報道によりますと、全国の公立中学校約9,800校のうち、合わせて6,500校が柔道の選択をすると見られていたようです。都道府県別では、こうした学校の全体の8割以上となる12府県に及び、特に山形、秋田、千葉の3県は90%を超えていたようです。一方、3割未満は沖縄、岐阜、高知、徳島、佐賀の5県、沖縄では空手、他の4県は剣道などが多いようです。また、埼玉県として柔道を選択した学校数の調査では、364校中285校が柔道を選択したようです。秩父地域では、16校中剣道が9校、柔道が7校でした。皆野中学校の剣道の指導は、有段者の教員が指導に当たっております。また、安全面については、通常の指導を行えば、特別な危険性が認められないので、他の運動の注意事項と同様で、特別な配慮はしておりません。ただ、実施時期につきましては、剣道は防具を装着して裸足で行うこととなるために、実施時期は考慮しております。それは暑からず寒からずの時期として10月から12月にかけて1クラス当たり約10時間から15時間程度を実施しております。

以上です。

○議長（大澤徑子議員） 教育次長。

〔教育次長 吉橋守夫登壇〕

○教育次長（吉橋守夫） 8番、大野喜明議員さんからの一般質問通告書のうち、2項目め、1点目と3点目についてお答えいたします。

1点目、通学路の点検の実施方法と状況でございますが、ご質問のように、本年5月30日付で文部科学省スポーツ青少年局学校健康教育課長から、通学路の交通安全の確保の徹底について、通学路における緊急合同点検の実施を本年8月末までに実施するとして内容の依頼が都道府県に通知され、埼玉県教育局から当町には6月7日に連絡があり、その中で現在埼玉県教育委員会では各市町村教育委員会が昨年度に通学路安全総点検を実施したことから、この一連の取り組みの中で得たデータや対策等を今回の調査に準用できないか、文部科学省への確認と道路管理者及び警察との調整を行っており、方針が決まり次第通知するといった連絡がありました。皆野町教育委員会といたしましては、県からの通知を待たないで、秩父県土整備事務所に出向き確認したところ、8月までに警察、学校、町教育委員会、県土整備事務所など、道路管理者等が連携協力し、危険箇所の点検を実施する予定でございます。

3点目の町内の通学路の指定と通学路マップの整備についてでございますが、平成19年度から5カ年の通学道路整備計画を策定し、通学路における安全対策等を推進しております。また、通学路図を平成22年8月に作成いたしました。いずれも各小中学校ごとに整備されております。町への要望についての件でございますけれども、町内小中学校PTA等で組織する五校会から要望書を受けています。このほか電話と書面の匿名によるものでございますが、ことし4月以降、今まで3件寄せられているという状況でございます。

なお、答弁漏れがありましたら、ご指摘をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 建設課長。

〔建設課長 小宮健一登壇〕

○建設課長（小宮健一） 8番、大野議員の通告書2項目め、通学路の安全対策についてのご質問のうち、建設課所管事項についてお答え申し上げます。

当町における通学路の整備につきましては、道路改良事業等の中で通学路の整備を推進してございます。幅員狭小の道路のほうの改良を進めるとともに、教育委員会と連携し、危険箇所の改良工事やガードレールや、またカーブミラー、道路の区画線等の設置、これらを通しまして通学路の安全の確保に注力してございます。また、皆野町の五校会の通学路の安全確保についての要望書に基づきまして、現地調査を実施し、要望箇所の早期の対応を図っております。県道の安全対策でございますが、各県道の期成同盟会を通じまして、秩父県土整備事務所へ歩道整備等の要望をしてございます。具体的には、県道皆野両神荒川線、皆野中学校前の歩道整備でございますが、今年度、平成24年より一部用地の買収に着手いたします。また、同県道国神の交差点から国神の小学校までの間でございますが、現在蟹沢橋のかけかえの工事中でございます。また、歩道整備を含めました改良工事の早期実現を県のほうに要望してございます。なお、三沢地内の県道長瀨玉淀自然公園線、これは三沢小学校付近の歩道整備でございますが、これにつきましても秩父県土整備のほうに要望をしてございます。また、同事務所からは予算の獲得に向けて注力をしているというふうな回答を得てございます。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 8番、大野喜明議員。

○8番（大野喜明議員） 武道の必修化についてでありますけれども、平成18年、教育長は西暦で2006年と

いうことでありましたけれども、教育基本法が改定され、その理念に基づいて新学習指導要領により、中学校の体育授業の武道が必修化されたわけであります。生徒全員が礼節や思いやりの心を大切にす武道、皆野の中学校では剣道を通し日本の伝統文化を正しく理解し、学ぶことは今求められる人間形成を重視した教育を進める、友好を進めるに有効である、そう思います。指導現場の武道場においても、常に武道を必修とした意味、心を意識して先生は指導に当たり、生徒は体力向上、技能向上以外に何を学ぶ時間かを理解し、意識してこそ有効な教育効果が上げられる、私はそう思います。剣道指導に当たり、その教本は当然あると思いますが、皆野中学校の指導の方針、そんなものが別にあるのかと思ったのですけれども、先ほどの教育長の答弁でありますと、特別そういうものはないということでありますけれども、正しい方針をしっかりと生徒に伝え、理解してこそその効果が本当に有効に得られるのではないかと、そんなことを思います。それについて伺いたいと思います。

○議長（大澤径子議員） 教育長。

○教育長（山口喜一郎） 指導の方針というのは、文部科学省の学習指導要領の中にきちっと指導方針は明記されております。また、先ほど武道を指導する意味ということで、武道の道です。教育は、小学生も含めて1足す1が2、漢字の「き」はこうに書くのだ、これを教える、それだけを教えるのではなくて、それを通して人間形成をするというのが教育の大きな目的です。数学的な考え方、日本語の美しさ、正しさ、科学的な考え方、こういうふうなものを人間として身につけるために、それぞれの教育、授業をしているわけです。したがって、体育の中でも武道をやるということは、体育をやるということは、体育を通してその中で人間形成の役に立つようにしてもらいたい、これが教育の本当の目的だと思うのです。その中で、武道は先ほど大野議員さんもおっしゃっていたように、武道としての特性があるから、その特性を通して人間形成に寄与する、これが本来の目的だ、そんなふうにあります。結論からは、武道の方針がないのではなくて、文部科学省のほうで決めた方針に従って、全部の日本中の中学校が一律な指導ができるように考えているわけです。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 8番、大野喜明議員。

○8番（大野喜明議員） 新教育法が改正され、こういった最終的に武道を取り入れたということの、その考え方の中には戦後六十数年、その中で何か日本の特徴である礼節といいますか、そういうものが失われてきたのではないかと、そんなことの中からこれを必修化の機運になってきて、実施しているということであると思います。当然教育のその範囲の中では、皆野町としての教育、この範囲ではできるということがあると思うのです。私は、この武道必修化が絶好のチャンス、そうとらえながら、私は意識したそういう教育が必要なのだろうと、そんなことを思います。スポーツ少年団活動も私もしていますけれども、その中でもやはりややもすると体力向上、技を競い合う、技を習得するというようなところへ行きがちなのですけれども、その活動をしていまして、よく思うことでもありますけれども、やはりあいさつをきちんとする。おはよう、お世話になりました、お願いします、そのことを一生懸命学ぶようしております。私は、そういった学んだ生徒が大きく若い衆になり娘さんになって、大人になったところを見ますと、やはりその人たちはあいさつもきちんとする人がはるかに多い、そういうことであります。社会的なものも明るく振る舞えて、そんなところも自分のものになっているというような感じがいたします。スポーツ少年団の活動の実践も含めての話でありますけれども、ぜひそういう思いもあるということで、その辺のところを理解していただきながら教育に当たっていただければありがたい、そう思います。

続いてさせていただきます。剣道を選択したということではありますが、ほとんどの学校が柔道を選択した中で、皆野中学校は選択校の全体でしますと少ない剣道を選択したということは、賢明な判断だったと私は思います。柔道と比較すると、危険の少ない、安全度の高いスポーツであります。ぜひ剣道の心を正しく学んでいただきたいと思います。剣道の実習に当たっての道具とか武道館、備品、そういうものはどうかということでもありますけれども、皆野中学校は平成20年の新学習指導要領で武道必修化が定められたそのとき、いち早く剣道を選択し、万端準備をしてきたことで、平成24年、今年度でありますけれども、心配のないスタートが切れたということであろうと思います。早いときから学校の要望を受けて、教育委員会、また町が予算等にもこたえながら、うまくタイアップした結果かということと考えております。

もう一点でありますけれども、学校所有の特に面でありますけれども、共有することで汗をかき、臭い等、衛生的な面があるかと思うのですけれども、その手入れも大変だと思います。クリーニングするとかどうなのか、そんなことをしているのかどうか、また個人購入はあるのか、また個人の希望があるのか、その辺のところも伺っていきたいと思います。そのリースというのも何かあるようです。リースが得だというようなこともあるようですけれども、その辺も含めて伺っておきたいと思います。

○議長（大澤径子議員） 教育長。

○教育長（山口喜一郎） 大野議員さんおっしゃるとおり、武道を通して皆野町ならではの教育というふうなこと、まことにそのとおりでと思います。私は、役場にお世話になりまして、町の教育の方針、キャッチフレーズとしたら、皆野町の子供たちの心に夢とふるさとをというのがキャッチフレーズとして考えて、あちこちで話をさせてもらっているところです。やはりふるさとを考えていくためには、自分の立場がどうなのだと、そしてそれにあわせて今度はよそに出ていくときに夢を持ってもらいたい。そんなふうなことを考えているところです。

また、衛生面につきましてお話ありましたけれども、衛生面で面につきましてはタオルをかぶってやりますので、このタオルは個人持ちです。また、必ず終わったらぬぐっておくような指導をして、そして担当のほうで非常に俗な言葉で小まめな教員ですので、日が出ると干して乾燥させている、こんなふうなことも聞いています。そのためにも夏の暑い時期ではなくて、なるべく秋の涼しいときにというふうなことを考えているようです。1つには、方法としたら、よく商品名で臭い消したり殺菌をするスプレーなどもあるようですので、こんなものも考えていかなくはかというふうには中学校と話しているところです。また、小手につきましては、壊れたら修理ができるように、用具なども購入して準備して経費の節減を図っているところです。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 8番、大野喜明議員。

○8番（大野喜明議員） 先ほど柔道に比較しますと、もうはるかに安全なスポーツということであると思います。しかしながら、全く安全ということでないと思います。どんな事故があるのか、その辺のところももしあったら、承知していたら教えていただきたい思います。なお、通告外でありましたけれども、国の財政措置というのがありますね、それについて今まで使ったのか、今の備品についてそれを使われたのか、またこれからやはり今の数で足りるのか、あるいは当然にして使えなくなるわけですから、その辺のところも今の国の財政措置があるうちに、そういうものを準備するということも大事かと思っておりますけれども、その辺のところを。

○議長（大澤径子議員） 教育長。

○教育長（山口喜一郎） 剣道の事故というのは、ほかの運動と同じような事故です。例えば柔道だったら、投げた拍子に後頭部を打って、硬膜外出血が大分多いような話は聞いていますけれども、剣道については特にはないです。大人になったときは、突きが有効になるので、この間を通ったことが、大人です。小中学生はありません。ですから、特に大きなけがというのは、だからアキレス腱がどうだこうだ、足を捻挫したとかどうとかという事故だから、ほかの運動と同じように、剣道だから起きるといふ事故は考えられておりません。

それから、先ほど財政措置についてですけれども、これは突然のご質問ですので、正確なことはわかりませんが、多分おとしだったと思います。防具を補助を受けて買わせていただきました。

○議長（大澤径子議員） 8番、大野喜明議員。

○8番（大野喜明議員） 武道については、私の思いをちょっとまた述べて終わりにしたいと思います。武道必修化で学ぶことは、武道を常にそれを意識して指導に当たることこそ、私は有効な教育効果が得られる、そう思っております。武道必修化は日本の心を教える絶好のチャンスととらえ、中学校教育に凶っていただきたい、そう思います。以上でございます。

次に、道路の安全対策についてでありますけれども、皆野町にもそういった安全対策といいますか要望書も出されていた、幾つも出されているということもわかりました。そして、それで通学路の安全対策を進めるに当たっては、当然に現状の把握があって、それは総点検から始めるわけでありますけれども、今回の県や国、市、どんな項目でされたのか、ちょっとわかりませんが、現状の点検としてはそれで十分なのか、ちょっと伺います。そして、いろんなマップがあります、通学路の指定もちゃんとされていますということでありましたけれども、ボランティアの協力者、これは町内に随分そういう先ほど言いましたように、交差点その他、学校から家の近くまで一緒に行動してくれるというボランティアもいるのですけれども、その辺の方の把握、またその把握が把握の一つとして、その人たちと一緒に集まっていろいろ安全対策について意見交換するというようなことがあるのか、そういう組織があるのか、その辺をちょっと伺います。

○議長（大澤径子議員） 教育次長。

○教育次長（吉橋守夫） 8番、大野議員さんの再質問でございますけれども、文部科学省の通知の中の参考例といたしまして、通学路の点検の実施及び危険箇所の把握、抽出に当たっての観点ということがございます。その関係でございますけれども、通学路に関し、保護者や警察、自治会などの関係者の間で共通認識を得ておくべき事項としては、次のようなものが考えられるというものでございまして、危険、要注意箇所、道路が狭い、見通しが悪い、人通りが少ない、やぶや路地、倉庫、空き地など人が身を隠しやすい場所が近い、大型車が頻繁に通るなどというようなことが考えられるようでございます。そういったこともございますが、昨年、平成23年度に、先ほども申し上げましたが、通学路安全総点検を実施しているということがございます。これをもとに考えたいと思いますが、先ほど答弁させていただきました県土整備事務所、あるいは警察等との協議を進める中で、皆野の小中学校で組織する五校会からの要望あるいは朝子供たちが通学するのに当たって、横断の確保とかということでボランティアをいただいている方たちがいらっしゃいますので、そういったものを含められるかどうか、今後県土整備事務所あるいは警察等と検討して進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 8番、大野喜明議員。

○8番（大野喜明議員） 最後の質問になりますが、この通学路の安全対策は、先ほど町長からも言われたように、そんな簡単な課題ではありませんが、できることから、できるところから果敢に整備推進をしなければならぬ問題であると思います。そのためには、まず緊急に総点検を実施すること、もう一度すること、そしてこれは仮称でありますけれども、新聞等にもこういうものをちゃんとつくって検討するというような中からでありますけれども、（仮称）通学路安全対策推進会議、そんなものを設置して、その中でもう一度緊急に総点検と、また提言機関、それを、その仮称としたものをですね提言機関としたらどうかと思いますが、この辺について伺います。

○議長（大澤径子議員） 教育次長。

○教育次長（吉橋守夫） 大野議員さんからのご質問の仮称を設けて実施したらどうかということがございます。皆野町独自だけではなくて、いろんな関係者が合同で行うということもございますので、その点、今後進める上で検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 8番、大野喜明議員。

○8番（大野喜明議員） 有効な一つの方法ということだろうと思っておりますので、ぜひお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

先ほどから申しているように、児童の登下校中の交通事故の多発は今や社会問題になっているわけでありまして。安全、安心のまちづくりを推進する石木戸町長であります。この通学路の安全対策について果敢に推進していただきますようお願いし、質問を終わりたいと思っております。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 暫時休憩します。

休憩 午前 11時53分

再開 午後 1時00分

○議長（大澤径子議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎発言の訂正

○議長（大澤径子議員） 町民生活課長より発言の訂正を求められております。

町民生活課長。

○町民生活課長（吉田明夫） 申しわけありません。1番、小杉議員さんの質問の回答の中で、町の太陽光発電の補助金の交付実績を申し上げましたが、年度の訂正がありますので、お願いいたします。

「平成20年度11件」と申しましたが、「平成21年度11件」の誤りです。訂正をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（大澤径子議員） 引き続き一般質問を行います。

質問及び答弁は簡潔にお願いをいたします。

次に、3番、常山知子議員の質問を許します。

3番、常山知子議員。

〔3番 常山知子議員登壇〕

○3番（常山知子議員） 3番、常山知子です。通告に従い一般質問を行います。

第1の質問は、車に乗れない人の交通手段の確保についてです。この質問は、以前の議会の中で、大澤金作議員、元議員の高橋富美子さんからも質問がありましたけれども、私なりに考えましたので、質問をいたします。私は、この間バス路線が廃止され、バスが通っていない地域、主に野巻や桜谷の方々にお話を聞きました。ある方は、交通面で取り残されてた地域だと言っていました。地域の高齢化で、運転免許証を返してしまった方が何人もいます。そのため、交通手段がなく、買い物、病院通い、また役場に行ったり催し物の参加などに大変不便な思いをしているということです。1日二、三便でいい、町営バスを走らせて欲しいという切実な声をお聞きしました。また桜谷地域では以前は2台の引き売りが来ていましたが、現在は来ていません。購入生協の車が上がってきますが、利用者は少ないようです。タクシーを利用すれば、町まで往復3,500円から4,000円かかります。これに治療代を払ったら、好きな買い物は控えてしまう。今は夫が車の運転をしているが、運転しなくなったときのことを考えると不安です。週1回でもいい、町車が桜谷に来てほしい。曜日を決めてくれれば、その日を予定しておくと言われました。

そこで、質問します。1番、バスが通っていない地域など、車に乗れない人の交通手段の確保は、町が早急に取り組む課題の一つと考えますが、町としてどう考えていますか。2番、ちちぶ定住自立圏構想の中において、公共交通について検討されているようですが、その進捗状況についてお尋ねします。

大きな2番の質問は、自然エネルギーの活用についてです。昨年東京電力福島第一原発事故以来、原発に頼らない自然エネルギーの活用が注目されています。本町においても、町施設への太陽光発電設備が皆野中学校、国神学童保育所に設置されています。

そこで、質問です。2カ所における太陽光発電の費用対効果はどのようになっていますか。今後、町の施設への太陽光発電設備の設置計画はありますか。そして、3番目は、これは小杉議員の質問で回答いただきました住宅用太陽光発電設置の補助金の継続を実施する予定はありますかということで、これは小杉議員からの質問で回答いただいております。

大きな3番は、皆野町運動公園の利用料についてです。現在、皆野町の方が昼間運動公園を利用するとき、一つの利用団体で1時間につき150円の利用料金を払っています。あるグラウンドゴルフの団体は、1日2時間、週2日利用しています。1カ月の利用料は2,400円になります。年間1人1,000円の会費は、ほとんどこの利用料に消え、大会などをするときの景品代が残らないと会計の方がこぼしているといえます。また、別の小さな公園で練習をしている団体の一人は、広い場所でやりたいが、運動公園はお金がかかる。だから、我慢して狭いところでやっています、そんな声も聞かれます。第4次皆野町総合振興計画後期計画の中で、生涯スポーツ施策の基本にこのようにあります。町民一人一人がいつでも、どこでも、だれもが、いつまでも気軽にスポーツに親しみ、健康で活力あふれる生涯スポーツ社会を実現するために、振興と条件整備に努めます。

本当に素晴らしい計画を立てていただきましたが、町民から利用料を徴収するのでは、この計画を後退

させるものではないでしょうか。町民の健康づくり増進のためにも、皆野運動公園の利用料をせめて町民には無料で貸し出してほしい、いかがでしょうか。

以上で私の質問を終わります。

○議長（大澤径子議員） 町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 3番、常山議員さんの一般質問通告書に基づきお答えします。

1番、車に乗れない人の交通手段の確保についてお答えします。山間地域を中心にした交通弱者対策は、かねてから意見、要望が出されておりました案件であります。現在、町では被介護者、障害者の該当される方の福祉有償運送サービス、略して福祉タクシーを社会福祉協議会、シルバー人材センターにおいて運送サービス事業として行っております。福祉タクシーに該当しない運転できない高齢者の足の確保として、デマンドタクシー制度があります。この制度は、既存の民間タクシーの通常業務を侵さない範囲であるとか公共交通区間は除くなどの規制があり、いつでも、どこにでも自由に行けるというものではありません。現在秩父地域では、旧吉田町太田地区において、登録会員800人前後でデマンドタクシーを運行しております。今後この導入についてはどの程度の利用者が見込まれるかなどの調査が必要であろうかと思っております。また、秩父市のデマンドタクシー事業の利用頻度、運営経費等の状況をよく見きわめて検討する必要があるかと思っております。

2番目の自然エネルギーの活用についての中で、町施設の太陽光発電設置計画についてお答えします。現在、皆野中学校と国神学童保育所に設置してあります。約2年前には、すべての学校校舎に極めて負担の少ない補助事業で太陽光発電を設置すべく進めましたが、諸般の事情で見送った経緯がありました。今後においても、有利な補助事業を活用する中で、町施設においての太陽光発電の設置を推進していく考えであります。

3番の皆野町運動公園の利用料についてお答えします。常山議員さんの無料にすべきとのお考えもわからないわけではありませんが、町では約6年前、国の構造改革により、交付税等が大幅に削減され、疲れた町財政を健全財政に再生するため、リフレッシュプラン05を策定し、町行財政改革を推進してきました。この05プランにおいて、町施設においても利用者の応分の受益者負担は公平性からも必要であるとの考えのもと、各種町施設において受益者負担の原則のもと、使用料をいただいております。現行どおりの応分の負担をお願いしてまいりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

その他、各担当課長から答弁をいたさせます。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

〔総務課長 大澤康男登壇〕

○総務課長（大澤康男） 3番、常山知子議員のご質問のちちぶ定住自立圏構想で検討している公共交通の進捗状況についてお答えいたします。

ちちぶ定住自立圏を形成するための協定項目の一つに、だれでも利用しやすい公共交通の推進があり、平成22年3月に秩父市、皆野町、横瀬町が協定を締結し、その後23年9月に長瀬町と小鹿野町が協定を締結し、1市4町すべてが協定を締結いたしました。協定の内容は、圏域における公共交通の需要を調査し、検証することによって、既存の公共交通振興計画等を見直して、圏域で統一した計画を作成しますとなっております。ちちぶ定住自立圏共生ビジョンでは、その具体的な施策が示されています。ちちぶ定住自立圏共生ビジョンにおける具体的な施策としては、だれもが利用しやすい公共交通の推進のため、1として、圏

域内の公共交通需要調査の実施、2として、秩父圏域公共交通会議の開催、3として、秩父公共交通のマップ作成と広報の実施、4番目として秩父公共交通基本計画及び実施計画の策定、最後に秩父公共交通基本計画に基づく事業の実施等が挙げられております。

これまでの取り組みですが、平成21年度から公共交通ワーキンググループにおいて各市町村の課題を把握し、圏域内の公共交通のあり方について協議、検討を行ってきました。さらに、圏域内の公共交通を推進するために、平成23年度には秩父地域公共交通検討会議及び作業部会を設置し、秩父地域公共交通基本計画の策定等に向けた協議、検討を行っています。その進捗状況は、まず具体的な施策の1の圏域内の公共交通需要調査については、平成22年度に秩父郡市町バス利用実態調査を実施しました。内容は、西武バスの全路線の乗降調査等を行い、利用者の実数や各停留所における1日の乗降、乗車、降車人員、また1便当たりの平均通過人数などを調査しました。次に、平成23年度に移動実態調査として秩父地域居住者3,000世帯を対象に、通勤、通学、通院、買い物などの活動の目的や利用した交通手段等の移動実態について、また鉄道やバス交通に対する評価、意見等について調査し、移動のニーズや公共交通に対する考え方を調査しました。さらに、高校生にもアンケートを行いました。秩父高校、秩父農工科学高校 小鹿野高校、皆野高校の2年生724人に通学時の交通手段について調査をしました。もう一つ、病院の通院者にも調査をいたしました。市立病院、秩父病院、小鹿野病院、皆野病院への通院者598人から、ヒアリングにより交通手段等について調査を行いました。

これらの需要調査を実施することにより、住民ニーズに合った乗り継ぎや出発時刻の見直しが可能になり、デマンド交通など新しい公共交通への転換や実在をまたがる公共交通網の検討、周知、広報活動の基礎となることが期待されております。また収集したデータを秩父地域公共交通基本計画を策定する際の基礎として活用します。また、先ほど触れました具体的な施策の2の秩父地域公共交通検討会議及び作業部会ですが、平成23年度中検討会議を2回、作業部会を7回開催しております。平成24年3月には各種調査の結果を取りまとめた秩父地域公共交通ビジョンを策定しました。そのほか、具体的な施策の地域公共交通マップの作成等広報の実施ですが、秩父圏域の公共交通網はバスや鉄道など、各路線のルートや乗り継ぎなど利用者にとってわかりにくいところがあるため、圏域内の公共交通マップを作成して、広報、周知活動を行うものです。平成23年4月には、西武観光バスの協力をいただいて、秩父地域ルートマップが発行されました。さらに、24年改正版が発行されております。具体的な施策4の地域公共交通基本計画を24年度に策定し、実施計画を24年度に策定、具体的な施策の5、地域公共交通基本計画に基づく事業の実施を順次行う予定です。今後については、秩父地域公共交通ビジョンで定めた基本理念と3つの行動指針に基づく事業の実施に取り組んでまいります。

以上で答弁を終わります。

○議長（大澤径子議員） 教育次長。

〔教育次長 吉橋守夫登壇〕

○教育次長（吉橋守夫） 3番、常山議員さんからの一般質問通告書のうち、2項目めの自然エネルギーの活用についてお答えいたします。

皆野中学校へ設置の太陽光発電設備の費用対効果の費用面でございますが、180ワットのパネル140枚、太陽電池容量25.2キロワットの太陽光発電システム設置工事費1,982万4,000円、設計業務委託料49万3,500円、総費用額2,031万7,500円に対しまして、歳入面は安心、安全な学校づくり交付金1,272万6,000円、地域活性化公共投資臨時交付金729万6,000円を合わせまして、2,002万2,000円の交付を受けまして、町の

負担が29万5,500円でございます。売電につきましては、太陽光発電で発電した電力のうち、使われずに余った余剰電力を東京電力に買い取っていただく制度ですが、平成22年7月から開始し、翌年3月まで9カ月間で2,478キロワット、5万9,472円、平成23年度は3,570キロワット、8万5,680円、この2年度分合わせて6,048キロワット、14万5,152円の収入額でございます。1キロワット当たりの売電単価は、受給電力10キロワット以上、被住宅用などの24円でございます。住宅用受給電力10キロワット未満48円と比べると半額でございます。なお、校舎屋上に設置された太陽光発電パネルにより、地球環境に優しいクリーンな発電が可能になっていることは、地球温暖化防止にも役立ち、生徒に環境教育を進める上でも、意義があると認識しております。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 浅見広行登壇〕

○健康福祉課長（浅見広行） 3番、常山議員さんのご質問のうち、2項目めの自然エネルギーの活用について、国神学童保育所の太陽光発電設備の費用対効果についてご答弁申し上げます。

国神学童保育所は、平成22年4月から開所いたしまして丸2年が経過をいたしました。まず、費用面で申し上げますと、平成21年度の建設でございましたが、この太陽光発電部分の工事費は約400万円でございます。屋根上に36枚のソーラーパネルがありまして、一般的な住宅で設置をする場合の約2倍の規模でございます。平成22年度は、1年間で太陽光発電量のうち5,743キロワットアワーを売ることができまして、収入額は27万5,664円でございます。平成23年度は1年間で太陽光発電量のうち5,724キロワットアワーを売ることができまして、収入額は27万4,752円でございます。2年間合計で1万1,467キロワットアワー、55万416円の収入額でございます。また、国神の学童に設置をした太陽光発電のシステムも、日中発電をして、学童の建物の照明やエアコン等に利用した残りの分を売るシステムでございますので、収入には含まれませんが、日中これらを賄った上で、なお余った電気を売った金額がただいま申し上げた数字でございます。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 3番、常山知子議員。

○3番（常山知子議員） 答弁を受けて再質問をさせていただきます。

まず、1番の車に乗れない人の交通手段の確保からですが、定住自立圏構想の進捗状況なのですが、ちょっとなかなかいろんな調査をやっている、そういう感じで受けてよろしいでしょうか。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（大澤康男） ただいまのご質問ですけれども、先ほど答弁いたしましたとおり、調査を行っております。

○3番（常山知子議員） はい、わかりました。

○総務課長（大澤康男） いいですか、内容は。

○議長（大澤径子議員） 3番、常山知子議員。

○3番（常山知子議員） 実は、私はこの5月に先ほど町長が答えてくださったように、秩父市の吉田太田地域で実施されているデマンドタクシーについて、吉田支所の担当の方にいろいろとお話を聞きに行きました。利用者の年々ふえて、500円で玄関から玄関までということで、とても助かっているという声を支所の方は聞いているそうです。私は、このバスが通っていない地域に、このシステムを皆野町でも即導

入すべきと考えます。そういうことを少しずつ町も計画的に進めていってほしいと思います。また、本町の地形からいって、西武バスとか町営バスは通っているけれども、最寄りのバス停から家まで2キロも3キロも歩かなければならない地域もたくさんあります。この対策をどうするかということもぜひ考えてほしいと思いますし、小鹿野町の町営バスを調べますと、町営バスの区間ですが、両神と長若路線のみですが、町民からの要望で停留所以外でも乗りおりでき、荷物を持っているときなど本当に助かっていると喜ばれているそうです。先ほども若林議員が子供たちの通学路のことで、家の前でバスをとめてほしいということも言われましたけれども、これは早急に実行できる地域もあるのではないですか、その辺は町の意見を聞きたいと思います。

それから、町からいただいた資料の中で、町営バスの乗車人員の推移を見ますと、平成15年と22年、この7年間を比較しますと、バスの利用者が1万2,000人も減っているのです。これは原因をどういうふうに分かるか、それをお聞きしたいです。

それと、私はこれがすべてとは言いませんが、やっぱりこのバス利用者が減っているということは、町民のニーズに合っていないのではないかと思います。ですから、別のほかの交通手段やバス便の改善や、それからバスの小型化など、いろいろ考えることも重要ではないのでしょうか。ですから、言いたいことは、私は町は受け身の姿勢ではなくて、また定住自立圏構想でいろいろと調査はしているけれども、なかなか前には進まない。だったら、もっと町主体になって町民との懇談会を開いたり、もっと町民に直のアンケートをとったりして、早急に対策をとらないと、今欲しいと言っている町民の方はだんだん外へ出られなくなるのです。もう本当に切実な声を聞いています。その点で、ぜひバスの乗車人員が減っていることは、原因はどういうふうに分かれていますかということと、それから家の前でも、停留所以外でも乗りおりできる、そういうことについてやっていただける、即行動していただけるか、そういうことについて再質問します。

○議長（大澤径子議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 停留場でないところについての乗りおりにつきましては、検討はしてみる必要があるかと思います。先ほど若林議員さんからの質問にも答えておりますので、これについては即できるかどうかということとはともかくとして、検討はする必要があるかと思っております。なお、町営バスの利用者が減ってしまったということにつきましては、分析はしておりませんが、皆野高校の生徒が駅から徒歩通学だったものをバス通学にするようにしました。ですから、かなりふえたはずなのですが、総体的に減っているというのは残念ながら日野沢地域あるいは金沢地域の過疎化が大きな要因だろうと思いますし、それからもう一つは高齢者、高齢者と、こう言いますけれども、当時免許証がなくてバスを使っていた人たちが、残念ながら亡くなられていく。そしてまた、今は免許を持っているお年寄りもふえてきている、こういうことも要因かというふうにも思っております。

それから、もう一点つけ加えさせていただきますけれども、シルバー人材センターと社会福祉協議会で福祉有償運送タクシーというのを、かなり高橋富美子議員さんの時代に強く要望されまして、そうした車を準備をして対応したのですが、残念ながら今は車もありますけれども、利用する方がないに等しい状況になっております。これはPRの不足というような面もあるのかもしれませんが、ぜひ常山議員さん含めた議場の議員の皆さんからも、こうした制度があるのだと、こういうものも活用してほしいというお願いもしていただければありがたいと思っております。

○議長（大澤径子議員） 3番、常山議員、今のことに対する質問は2回もう済んでいますので、質問でな

ければ結構です。

- 3番（常山知子議員） では、ちょっとしり切れトンボになってしまいましたが、私も勉強していきますので、町でも具体的にぜひ行動を移してください。よろしくをお願いします。

〔議長、休憩〕と言う人あり〕

- 議長（大澤径子議員） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時28分

再開 午後 1時29分

- 議長（大澤径子議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番、常山知子議員。

- 3番（常山知子議員） 2番目の自然エネルギーの活用についてに移ります。

今、課長さんのほうから言われたように、費用対効果では売る電気もあるということで、これからも今まで全部の中学校とか施設に太陽光を設置するということがあったのだけれども、中止になってしまったということですが、ぜひ町の施設にどんどんつけていっていただきたいと思うのですが、ご存じのように埼玉県でも寄居町の処分場後にメガソーラーの設置、それで運営する業者を募集しているとか、太陽光発電の普及に力を入れていますし、一般家庭にも太陽光発電システムを導入する際の価格低減モデル事業もあわせて始めるということが新聞で報道されていました。それから、小鹿野町でも小水力発電、そういうものを取り組むということも聞いています。また、横瀬町では町の施設に取りつけた太陽光発電の先ほどの電気を幾ら売ったとか、そういうことがインターネットでも見られるようになっていきます。やっぱり町もいろいろ工夫して、そういう自然エネルギー活用でぜひアピールをしていって欲しいのです。私は、本当に福島原発事故で原発の危険性というのがすごくはっきりしたと思うのですけれども、私が言うまでもなく、自治体の長の責務は住民の暮らしと命を守ることだと思っております。そのことから原発に頼らない自然エネルギーの方向、活用を本町としても転換して行って、町から発信して行っていただきたいと思いますが、町長、いかがですか。

- 議長（大澤径子議員） 町長。

- 町長（石木戸道也） 先ほどの答弁でも申し上げましたけれども、過去に町施設、特に学校については各小中学校全校に太陽光発電を設置したいという方向でおりましたけれども、理由については申し上げませんけれども、断念した経過があります。いずれにいたしましても、学校も含めた町施設にこれからは有利な補助事業を導入して積極的に取り組んでいきたいと思っております。

- 議長（大澤径子議員） 3番、常山知子議員。

- 3番（常山知子議員） では、次に移ります。

運動公園の利用料についてですが、みんな応分負担、そういうふうにおっしゃいましたけれども、まず運動公園は昼間やるので照明を使わない。後片づけも利用者でやっている。ごみ拾いや草取りはボランティアの方がやっている、これでも利用料を取る根拠があるのですか。それに、横瀬町では登録している団体は無料です、町の運動場を使うとき。長瀬町でも、町営グラウンドや学校の校庭、町内の人が半数以上入っている団体は無料で使っています。皆野町は、校庭使用にまで1時間100円を取っているのです。非

常にそれだけ町の財政が逼迫しているのでしょうか、私にはそういうふうに、まだ勉強不足ですが、私にはそうは思えません。どれだけのこの町の運営というかグラウンドに費用がかかるのでしょうか、その辺をお聞きしたい。

それから、先日ゲートボールをやっているところを見学させていただきました。80を過ぎた方々が本当に元気にゲートボールをやっているのです。やっぱり高齢者の方が家にひきこもらず運動公園に来て、みんなコミュニケーションをとりながらスポーツを楽しんでいます。運動する人がふえれば、それが健康につながるし、医療費の減額にもなるのです。ぜひその辺、健康で長生きできる皆野町、そういうふうにあピールしています。せめて町民の利用料、無料にしてほしいと思いますが、再度いかがでしょうか。

○議長（大澤径子議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 確かに私も体育協会の会長などをしてきた経験もありますし、スポーツは振興したいと思えますし、多くの町民が健康であってほしいと願っておる一人であります。ただ、極めて平成17年、後年あたりから交付税が減額をされまして、町の財政は極めて厳しい状況にあったことも事実でありまして、このころリフレッシュプラン05というのを策定をいたしまして、町施設等についても地代をいただくこと、利用料をいただくことが公平だろうと、こういうことからそうしたプランを作成をしていただいたわけであります。町営グラウンドとはいいますが、かなりの高額な地代も払っておりますし、設置した造成費等多額のものがかかっておるわけであります。スポーツをやらない、あるいはあしした施設を利用しない、そうした人たちから見たときに、やはり公平性というものをかんがみたときに、これは応分の負担を願うことが公平かと、こういうことから今お願いをしているところでございますので、苦しい胸の内もご理解をいただきたいと思えます。

○議長（大澤径子議員） 3番、常山知子議員。

○3番（常山知子議員） 苦しい胸の内とおっしゃいますが、平成17年のときは厳しかった。今は健全な財政に移りつつある、そういう状況の中ですから、せめて私先ほども言いましたけれども、電気代使わない、本当にあいているというか運動してくださいとあるところに、みんなが行ってやるのに、何でお金を取るのですか。これで、だから別に夜照明を使うのでしたら照明代はもらってもいいと思えますけれども、外部の人からお金をもらわなくてもいいよと言っているのではないのです。せめて町民の方の利用には無料で開放するべいでないのですかということをお聞きしたいのです。それが健康づくりにもつながり、医療費が減額されるなら、それで私は町が本当に元気になるのではないかと思います。一応きょうすぐ、即答弁、はい、やりますという答弁はいただけないと思えますので、私もあきらめずに質問をさせていただきますので、やはりみんながそうしてほしいという声が多いのです。よろしくお願ひします。

以上で質問を終わります。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） 先ほどの休憩中での質問の福祉有償運送の関係について、私のほうからご答弁申し上げます。

シルバー人材センターの内容をまずご説明申し上げますが、距離制の運賃と時間制の運賃の合算分をいただいております。まず、距離制でございますが、初乗り走行5キロまで150円、以後5キロごとに200円加算、時間制運賃は初乗り走行60分まで850円、以後30分ごとに425円加算、両方の合算額をいただいております。なお、この福祉有償運送で運送できる対象者の、いわゆる縛りといいますか、ございます。まず、身体障害者、要介護認定者、要支援認定者、その他肢体不自由、内部障害等の障害を有する者という登録

要件ございます。事前に登録をしていただきまして、登録者で、なおかつ事前の予約をしていただくという利用形態でございます。なお、料金等につきましては、おおむねタクシーの2分の1という規定がございます。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 次に、10番、林豊議員の質問を許します。

10番、林豊議員。

〔10番 林 豊議員登壇〕

○10番（林 豊議員） 10番、林豊です。通告に基づきまして、大きく2点になっていますが、1点目は実質は2つなのですが、予定していたのがもう一項目のつもりだったものですから、2つを1つにまとめたのですが、結果的にこのような形になりましたので、ちょっと見にくいのですが、ご了承願いたいと思います。

まず、1点目ですが、きょうの午前中約1時間ばかり、全員協議会のほうで説明も受けたことではあるのですが、ですから大まかに答えていただければいいのかという部分と、それから再質問の際にじっくりと幾つかの点についてお聞きしたいかと思いますが、まず大まかなところで旧日野沢小学校校舎の貸借が決定していると、契約が済んでいるということですので、それについてどのような人、だれに、どのような目的で、そして幾ら、そして町としての、町というのはこれは町民を含めてということですが、そのメリットについて、ざっとご説明を願いたいと思います。それから、その折の説明の中で、最後にこの契約の締結日がたしか3月9日とかいうような、若干日時はずれるかもしれませんが、そのような答えがあったのですが、大変これも議会をばかにした話でして、ご存じのとおり3月議会はそれ以降にあったわけです。その議会中に、今議席のほうに議事録も残っていますが、この質問をしたときにまだ契約もはっきりしていない、決まっていないうちだから詳細は話せないという町長の答弁がありました。わかっているのではないですか、全部。わかっているのに、わからないというふうに答えをしたということで、大変遺憾に思いますので、その点について町長、一言その見解を、最後に結構ですから、お答えください。

2つ目は、予算の折に、これ予算の細目の中で触れた、質疑をしたと記憶しているのですが、ふれあい館の賃貸についてでございます。ふれあい館の食堂部分を賃貸して年間24万円、月額2万円ということで賃貸しているということなのですが、この賃貸をしている相手、日野沢観光組合というふう聞いておりますが、これはどういう団体なのか、民間の営利団体なのか、そうでないのか。そして、契約書の概要というようなものをちょっと見せてもらったのですが、賃貸する場所の範囲、これは非常にあいまいです。というのは、あの施設はきっちり分けられるものではないのですが、おふろの部分まで貸していないことははっきりしていますけれども、その範囲について、2階の部分の休憩所までそれを範囲とすると、非常に広い面積になります。それから、従業員の扱いについても、ある意味ではこの線引きに必要かと思うのです。あそこ入り口が一緒ですから、例えばオーダーをするのがあそこであるとすれば、その間の係、要するに従業員の賃料というのはどっちで持つかということは、これはかなりあいまいな部分があります。それから、名称というのは、これも前議会のときに取り上げたのですが、この食堂部分の保有していると言われるバスに、町営温泉水と緑のふれあい館という看板がいまだについています。この扱いについてど

うなのかというふうにお聞きしたわけです。少なくとも、温泉部分、おふろ部分ではそういうバスの運行は、町としてやっていないというふうに現状私なんかは認識していますが、ただ前議会のときは町長のほうはそれは協議事項であるというふうに、これも議事録にもしっかり残っていますので、どういう協議をして、その結果今まだつけていますから、どういうことになったのか、それについてお答えを願いたい。

それから、このふれあい館の食堂部分の賃貸借料について、先ほども言ったとおり、月額で2万円なのですが、その内容の中にいわゆる光熱費の一部、電気、水道代を込みというふうになっているというふうになっています。現状どうなっているかというのがまず1つと、それから食堂として営業する以上、月額2万円の中に、いわゆる光熱費の水道、特に皆野町高いと言われている水道料金、それからこの夏、一般についても値上げがされるという電気料金、これらが含まれている。また営業の形態から考えまして、月額2万円ですと、恐らく電気代だけでもこれが超過してしまうと思うのです。この料金というのは、ですから、ある意味では電気代だけで全部なくなってしまう、むしろマイナスになっているのではないかと思います。その辺についてはどうお考えなのか。先ほど来、常山議員のグラウンドについても受益者負担であるというような言葉が出てきているのですが、このふれあい館の食堂部分については、これ少なくとも売り上げて、利益を出しているかどうかわかりませんが、売り上げを上げているわけですから、そういう意味で受益者負担というのは全く考えていなくて、ただ貸していると、これも前回の答弁の中に、地域の振興をもとにつくったものだからというようなこともありました。ではなぜおふろのほうはそのまま町でやっているのか、雇用もなんていうふうなことも言われますけれども、雇用といたってさほどの雇用は上がっていないのです。このことによって、町内の飲食店のほうには、やはり少なからず影響が出ていることは間違いないのです。こういうご時世ですから、宴会等の回数というのは一般企業なんていうのはほとんどやれません。いわゆる公共団体といいますか、それらが年間に1回か2回できれば多いほうかと思うのです。そういったものを細々ととってやっている業者が、うちの近所にも何件かありますし、また皆野町内全体見れば10件に余るぐらいあるわけです。それらの仕事を確実に1件、2件ととっていることも間違いない。それは競争ですから、きちんとお互いに切磋琢磨という言葉があるようにやっていけばいいのですが、一方で町のほうからのこういった非常に有利な賃貸借をされていたのでは、受益者負担というのは、先ほどの言葉がおかしなことになりませんか。この辺の料金の内容について、町長の見解、それから現状、今後どういうふうにする気持ちがあるのか、教えていただきたいと思います。

要旨のほうの順番がちょっと逆になっていましたが、先ほどちょっと取り上げましたけれども、町営温泉という看板を持つバスの扱いについて、協議はどのような協議をして、どのような結果になったのか、教えていただきたいと思います。バスについては、ゴールデンウィークに大きな事故があったとおり、看板つけて動いていけば、それは町は知らないというふうには言えないと思います。事故があつてからでは遅いので、事故があつてもそれなりのことができるように何らかの対策をとるか、または町営温泉という看板をとってもらるか、それらの対処が必要になるかと思いますが、この辺町長のほうの見解はどうなっているのか、教えていただきたいと思います。これがまず第1項目目の日野沢小学校校舎及びふれあい館食堂部の賃貸の件ということで、項目1としました。

次に、2項目目としまして、町長は今年度予算、今年度予算に限らず昨年から生活道の整備ということ非常に訴えて、道路の改良整備を進められているようなのですが、この生活道という定義は町においては、または町長においてはどのようなふうにご考えておられるのか。午前中にもあつたとおり、大変通学路の安全というのが問われる時期になっております。午前中の答弁の中にも幾つかあつたのですが、それら

の幾つもの危険のうちの2つなり3つなりが、ほとんどの通学路において当てはまるような事態になっているのではないかと私なんか個人的に思います。私のところへも道は広くすればいいのだというふうに、はがきで無記名のご意見をいただくのですけれども、広くすればいいかというとは必ずしもそういうことでもないです。広くした結果、交通量がふえれば、その結果歩行者の安全を損なう、こういうことも現実にはあるのです。またそこに交差していた道の安全、道というのはその1つを狭いから広げる、それだけでは済まなくなってくる、非常に難しいものがあるわけです。

まず、もう一つお聞きしたいのは、町全体、特に私ども住んでいるのが、いわゆる旧皆野町と言われる部分、いわゆる市街地部なのですが、これを中心とした道路の基本的な考え方というのは、まちづくりには欠かせないことになってくるかと思うのです。現状では、いわゆる旧国道とバイパスと呼ばれる140号、この2本を中心にいわゆる背骨といいますか、それにいわゆる肋骨というか、あばら骨のような形で道が通ればいいのですが、現実にはその肋骨の部分というのが非常に細くて通っていないものが多い、それらを生活道の整備という形で改良していくのかという部分でもあるのですが、全体の町長の持っている道路計画、まちづくりの基本というのはどういうところにあるのか、どういう考えでおられるのか、教えていただきたいと思います。

次に、道に関しては改良工事等の優先順位、これはどのように考えているのかということがあります。先ほどまた通学路のことを言えば、通学路の安全の調査、点検をすれば、安全の度合いというのが必ず出てくると思うのですが、その緊急の度合いというのはどういうふうになっているのか、またそれを町のほうではどういうふうな形で優先順位つけていくのか、お聞きしたいと思います。

それから、改良したりするときの路線全体の住民説明というのが、ほとんどというか全くないようなのが現状のようです。ここからここまでの区間を改良しますと、それについてどういう改良で、どのようなことまでやるのかということについての説明というのがほとんどない。先日その辺のいろんな件について、建設課長といろいろ話もしたのですが、どうもかみ合わなかったのですけれども、県道のほうでは栗谷瀬橋から、あそこの拡幅改良工事について沿線住民への説明があったというふうに聞いております。そういうことはなぜ町道においてできないのか、非常に疑問に思います。また、予定路線の土地の買収全体が終わらないうちに、そこの改良工事に着手してしまうところが幾つか見受けられるように見えるのですが、なぜそういうふうに行き止まりで買収前から着手してしまうのか、見方によっては、買収に応じない住民に対して無言の圧力というか、そのようにも感じられてしまうのですが、なぜそういうふうにするのか、説明もなくで突然隣んちのところまで広げるといようなことが現実に行われていますが、その辺についてどう考えますか。

それから、これも前議会で建設課長のほうに、現在要望が上がっている路線どれぐらいあるのかと聞いたら20ぐらいというようなことが答えがあったかと思うのですが、その路線について、ではどういったところが要望があるのかということ、議会後に聞きに行ったところ、それは教えられないと、そういう部分はあるかとは思いますが、ただ、我々も町民に選ばれて議会議員として議会出てきていますので、教えられないというのでおしまいでは、これは話にならないのです。どうして教えられないのか、理由を説明してもらえば、要するに公開しないけれども、こういうところが出ていますということをお教えをもらうことは当然の権利だと思うのですが、その辺についてもちょっと見解をお聞きしたいと思います。

以上、いろいろ多岐にわたりましたが、事前に通告してあるものがほとんどですので、そのあたりいろいろ勘案をしていただきまして、お答えをいただきたいと思います。あとは自席で再質問をしたいと思

ます。ありがとうございました。

○議長（大澤径子議員） 町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 10番、林議員さんの一般質問通告書に基づき答弁いたします。

1番の日野沢小学校校舎賃貸並びにふれあい館食堂部門賃貸についてお答えを申し上げますが、日野沢小学校の賃貸につきましては、午前中の全員協議会で説明し、お答えしたのとほぼ同じ答弁になるかと思いますが、ご理解をいただきたいと思っております。まず、旧日野沢小学校校舎ですが、借り受け人氏名は石川自然、医師で在日韓国人医師会会長であり、現在韓国南部の都市で開催中の麗水世界博覧会の国際親善大使を委嘱されている方です。目的ですが、地域の活性化、医療相談、診療、国際交流医療資料室となっています。当分は、資料室と交流の場として利用されるようであります。賃貸料は月額3万円です。旧立沢分校を参考に設定しました。電気、水道や改修等の経費はすべて借り受け人において行います。その他必要な手続については、すべて借り受け人の責任において行うことになっております。

メリットと期待ですが、閉校して10年が経過し、かねてからその活用について利用者を探していたこと、特にここ数年、外壁等の傷みが進んできたこと、座して朽ちるのを待つのみでなく、少しでもこの地域の再生につながるきっかけになることを期待しております。また、10年間前から廃校校舎という大きな空き家であり、火災や事件、事故、風紀上からも問題があり、地域でも懸念されておりました。この地区は、かつては役場、農協、郵便局、学校があり、日野沢地域の中心地で大変にぎわいのあったところでしたが、近年特に民家の空き家が多くなり、この地区がゴーストタウン化してきました。かつてのような人の出入りのある地区によみがえる一つになればと期待しております。

次に、水と緑のふれあい館について申し上げます。日野沢観光組合は、どんな団体かとのことですが、ふれあい館の経費削減のため、町からふれあい館の食事部門の運営を要請し、その運営を受託した地元住民を中心にした団体であります。ふれあい館食事部門運営の受託団体です。

次に、貸す場所ですが、ふれあい館の食事部門を委託しておりますので、その飲食の内容に合わせた必要な場所の使用を認めています。電気、水道を含めた施設使用料は月額2万円に宴会出席者1名300円を加算した額です。

次に、送迎バスのPR看板について申し上げます。看板掲示は問題ありません。ふれあい館の収益を上げるには、入館者の増加を図ることが最も重要でありますので、これからも送迎バスでふれあい館のPRを無償で広範囲に行っていただき、入館者をふやしてもらいたいと考えています。

2番目の道路新設改良についてお答えします。生活道の定義等のことですが、これは法的に定義された道路名ではありません。法的には、道路法では高速自動車道、一般国道、都道府県道、市町村道の4種に分けられます。生活道とは、あえて申し上げれば日常の物流、通勤通学、買い物や運動などの日常生活の中の移動の際に使う道路の総称であります。余りこだわって考える問題ではないと思っております。

次に、町の特に皆野地区の道路計画についてお答えします。当町は、約25年前に都市計画事業によるまちづくりが計画され、都市計画区域の指定を受け、住民説明会等を行いました。当町の都市計画は最終的には都市計画道路や区画整理事業等は断念し、用途地区指定のみで現在に至っております。このような経緯から、法的な道路計画はありません。町内各所で道路改良工事を進めておりますが、消防車や救急車などの救急車両が容易に通行できる道の整備を基本的に道路整備を進めております。特に皆野地区におきましては、いろいろな経緯、事情から極めて長期にわたり道路整備が手つかず、あるいは停滞している路

線の改良を積極的に進めています。道路が整備された周辺地域の多くの方々からは、いわばあかすの道が大変よくなってよかったとの喜びの声もいただいているところでもあります。今後も関係地権者のご協力をいただきながら、緊急車両が容易に通れる道の確保を基本に整備を進めて、安全、安心、快適なまちづくりを推進してまいります。

工事の優先順位はとのことですが、強いて挙げれば通行量、住宅戸数、緊急性、危険度、用地確保、建物移転などを総合的に判断して進めてまいります。

道路改良工事に対する説明会ですが、道路拡幅には用地の確保が大前提であります。用地確保ができれば9割はその事業ができたものと同じであります。用地買収は大変微妙かつデリケートなものが入りまじっておりますので、より円滑な用地買収を図るため、従来どおり土地や建物の所有者を中心に説明をし、理解を求めてまいります。なお、用地の買収に応じた方、用地買収になかなか応じてもらえない方につきましては、その路線の交渉事情にもよりますが、買収できた区間を先行して拡幅工事を進めていくこととなります。各地域の区長さんから等の道路改良の要望書につきましては、町長あてに出されたものでありますので、あて先以外には公表いたしておりません。文書管理面からも問題があると考えられます。いずれにしても、林議員さんは産業建設常任委員長でもありますので、所管の道路改良工事がより促進できますよう、問題解決も含め率先して協力をお願いをいたします。

その他、必要に応じまして担当課長から答弁をいたさせます。

○議長（大澤径子議員） 林豊議員。

○10番（林 豊議員） それでは、大分問題点がはっきりしてきたところなので、再質問をさせていただきますと思います。

まず、日野沢小学校の件は午前中に議員のほうには説明ありましたので、大体今ので十分なのかと思いますが、幾つかやはり聞かなければいけないことがあるかと思っておりますけれども、まず目的の中の地域の活性化に関する事業というふうになっているのですが、これは一体何を指しているのか。そして、2番目に医療相談、診療とあります。確かに午前中の説明の中で、緊急の場合なんていうようなことが言われましたけれども、契約書にそういうものがないと、契約書にはそんなこと書いてありませんと言われるのです。診療とちゃんと書いたではないかと、言葉で後で言ってもだめなのです。ましてや、この契約する相手というのがそういうことをやってきた人たちですから、まうちの人たちのお互いの相通じていることをやっているわけではないですから、それこそ事細かにきちんと契約書というのはつくっていかないと、ここにはないからそれはいいのだというふうに解されるので、非常に危険なこの契約書だと、しかも先ほども言ったとおり、検討は庁内だけでやってしまっているわけです。

それから、説明会というのも実は午前中の話の中で何度も言いましたというふうに町長も話はしていましたが、この件について集まってもらってやったというのではないですね。何らかの会合の際のあいさつの中に入れた程度だと私は考えています。合併のときには、各地区で合併の説明会したのですから、これは先ほどの金沢小学校の件と同じように、小学校というのはある意味でその地区の中心だったわけです。それは今の町長の答弁の中にもあります。その象徴でもあるようなところへ、その地域でない人たち、地域にいた人でない人たちが入り込んで、どんなものがつくられるかわからないという不安は当然町民の中にはあると思います。それらのことをちゃんとするためには、やはり話をきちんとした場でやるべきなのです。それが残念ながらやられずに、契約はもう締結されてしまったと。道にしてもそうですし、こういうものにしてもそうだけれども、そういうふうに行った人に面と向かってとんでもないことをしてくれ

たと言う人は少ないのです。よくやったと言う人が多いのです。それだけのことで、それのお礼を言う人が多いというから、ではよかったのかというと、必ずしもそうではないと思います。もうちょっと耳をダンボにしてというのですか大きくして、表に出てこない声を聞いたほうがいいのではないかと思います。

質問ですが、今言った地域の活性化に関する事業というのは一体何なのか、それから町のほうとしては、この医療相談、診療ということについてはどのような見解でいるのか、もうこれは午前中に言ったことをそっくりそのままでも結構ですから、言っていただきたいと思います。本来これ当初の目的は3番目にある国際交流医療資料室をつくるというふうに聞いていたのですが、そうではないものが2つも先にあるのは、ちょっとこの契約書がどうなのかと思える部分かと思えます。では、幾らで、どういうことというのは先ほどの答弁で結構ですので、この日野沢小の校舎の賃貸のこの詳細については、今の使用目的について活性化に関する事業と、それから医療相談、診療、これらについてどういう見解かというものを答えていただきたい。

それから、もう一つ大事な点忘れていました。もう一点、だれにの部分なのですが、先ほど答えていただいたように、石川自然さん、在日韓国人の方だということで、在日韓国人医師会というのがあって、その会長さんをしているというのですが、その組織についてどのようなものか、きちんと把握しているのですか。それから、この石川自然さんという方は、医師であるというふうに言われているようですが、これ医師かどうか、はっきり確認をしているのですか。私は少なくとも総務課長と教育長に都合2回ずつ4回、身元についてはきちんと調べたほうがいいと、これは医師免許のこのほうで調べれば、これ確実にわかりますから、医者であるかどうかということは。それが医者であるということであれば、それなりの身元もきちんとするであろうと思いますので、難しい、2年も5年もかかるのだというのであれば、それは大変ですけれども、そんなにかかることではないですから、それくらいのことは最低限しておく必要があると思います。

月額3万円ということですが、施設にも手をつけるわけですから、その手をつけた結果の保障、いろんな建物の警報装置であるとか、そういったことも必要になるのかと、そういったものについてきちんとした物といいますか概念図ではなくて、こういうものをつくりますというのがわかり次第、町のほうはきちんと把握して、広報なりで情報を流布する必要があるかと思いますが、その点についていかがでしょうか。最後というつもりでしたが、それがありませんでしたので、その点お願いします。

それから、ふれあい館のこと、これ一つにしてしまっていますので、ふれあい館のほうも一緒に質問してしまっていますが、答弁違うのです。前回そう言っていなかったのです。公募したと言っているのです。前回公募したら、手を挙げたのが日野沢観光組合しかなかったと言っているのです。今回は、町がお願いしたと言っているでしょう。何でそういうふうになってしまうのですか。だから、そういうことがあるから不信だというのです。なおかつ2万円というのは、これはマイナスなのです。町のほうがマイナスなのです、どう考えても。確かに言われる意図はわかります、意味はわかります。ふれあい館のおふろを少しでもいいようにしたいというのはわかるのだけれども、それについて同様、民間でほかで同じようなことをやっているのがあるのにもかかわらず、有利な条件で町がそれをやらせるというのはいかがなものかと言っているのです。適正な貸借料で貸すのであれば、これは何の問題もない。だけれども、明らかに電気、水道代はこれ以上かかるのです。だから、2万円で貸すのは結構です。光熱費を全部、要するに電気代も水道代も別にすればいいではないですか。それだけでほぼ問題はかなり解決できると思います。

それから、町営温泉の看板についてですけれども、先ほど町長が発言したわけですから、それについて

は町長が許したというふうに解しますので、それではこの間聞いたのですけれども、ではバスについての保険や何かというのはきちんとやってあるのでしょうか、その確認をしてあるのだと思いますから、ないのだっらないと言ってください。その答弁がなければ、きちんとした対応ができていうふうに解しますので。バスの事故というのは、ゴールデンウィークのも先ほど取り上げましたけれども、責任はかなりの部分に及びますし、その責任云々よりも起きること自体が不幸になります。また、起きること、起きてからでは遅いので、そういったことをちゃんとやっておいてください。町長が、その町長の責任を持ってそれを許してあるのだということ为先ほど答弁したわけですから、それについて私はそれではそれでやってくださいとしか言いようがないのですけれども、そんなことでまず大事なことは料金、いまだに水道、電気込みで2万円、変える気はあるか、ないか。それから、要するに先ほどの料金の話でいえば、宴会をやらせるということですね。その時点でもう同業者がいるわけです。その辺の見解については、先ほどの答弁で結構ですから、電気代、水道代を込みに、これからもずっとするのか、しないのか。それから、保険、その他バスに関しての対応すべきことはしてあるのか、していないのか。していないのなら、ないと言ってください。してあるのなら、ご答弁は結構です。

とりあえず、この1点目については以上再質問。

○議長（大澤径子議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 何としても多岐にわたっておりますので、答弁漏れもあるかもしれませんし、また担当課長が答弁することのほうがベターだと思える点もありますので、私のほうから林議員さんから指摘された部分について答弁をしてみたいと思っておりますが、この日野沢小学校の賃貸の関係でございましてけれども、私は町長としての職務の範囲内、また町長として与えられた裁量権の範囲内でこれを貸すことにいたしました。最初の答弁でも申し上げましたけれども、平成14年に閉校した日野沢小学校が、朝に晩にあそこの前を私は通って役場にお世話になっておりますが、当時から見ますとかなり傷んでまいりました。これを見ているのも本当に忍びないわけではありますが、午前中申し上げましたとおり、14団体からこれを借りたいという手も挙げられましたけれども、なかなか合意に至らなかったというようなこともありました。そのような中で、今回この石川自然さん、韓国医師会の会長でありますけれども、医者であるか、ないかというところまでは調べておりませんが、午前中の資料でも皆さん方にお渡ししましたように、東日本大震災の折にもかなりの医師としての活躍もされてき、あるいはまた東北の主要市からもそうした感謝状もいただいておりますという方でもありますので、私はその方を信頼をしております。また、お会いもいたしまして話もしてきたわけですが、本当に尊敬できる立派な方だと、こんなふうにお見受けをしたところでございます。

メリットというようなことでありますけれども、本当に日野沢地域の中心地域だったところが、学校も農協も郵便局も、あるいはそれよりも以前には交番まであった地域が、そうしたものがすべてなくなり、また空き家が多くなってきてゴーストタウン化してきております。そんな関係から、不審者あるいはまた火災でも起きたら心配だという声もずっと聞いておりましたし、地元としても心配をしてきたところでもありますので、今回こうしたこととか、貸せることになったことについては、私を含め地域の方々、本当に喜んでおるところでございまして、活性化というようなことになると、申し上げましたように、応急的な診療もできる、あるいは交流の場として今後はそこを拠点として活動していきたいという話もされておりますので、にぎやかな地域に、またよみがえってければいいなと、こんな期待もしておりますので、

また、ふれあい館の関係に移りますけれども、月額2万円のこの賃借料については、まだ貸与というか賃貸契約をしてそうたってきたおわけでもありません。また、観光組合も立ち上がってきまして、今一生懸命取り組んでおるところでございまして、今のところすぐすぐこれを見直そうという考え方も持っておりません。

あとはどんな話でしたっけか……

〔「大体それだけです」と言う人あり〕

○町長（石木戸道也） それでは、とりあえずそんなことで。

○議長（大澤径子議員） 教育長。

○教育長（山口喜一郎） 先ほど林議員さんのほうから、医師かどうかというふうなお話ありましたけれども、いろいろご指導いただいて、医師免許を確認しているかというお話でしたけれども、大変失礼なので、医師免許は確認しません。そのかわりに厚生労働省に医師等資格確認というふうなところがあるので、そこへ確認してみましたら、昭和46年に石川自然さんが登録されているというふうになっております。ですから、それ以上は医師かどうかという確認は難しいので、これで信用する。また、先ほど町長のほうからも話ありました。私も何回も会っていますので、人物的には立派な方だと、そんなふうに感じています。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（大澤康男） やはり石川先生の確認の関係なのですが、契約に当たりましては渋谷区長発行の登録原票記載事項証明書、それから印鑑登録証明書というものをとっていただいて、本人、それから連帯保証人の息子さんになりますけれども、お二方の証明書をとって添付しております。それで確認しております。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（川田稔久） 10番、林議員さんのふれあい館、日野沢観光組合が使っております送迎バスの保険に加入しているか否かについてお答えをいたします。

保険に加入していることを確認をしております。

○議長（大澤径子議員） 10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） では、この件について最後になるかと思っておりますので、保険に加入しているということが最低限わかれば、バスについて、あとはこれ町長が責任持って許したということだと思いますので、それはそれでは仕方がないですとしか言いようがないと思うのですが、ただ少なくともやはり線引きはきちんとすべきなので、いつになるかわかりませんが、それは行く行くしていかなければいけないと思いますし、また料金については立ち上がり云々は関係ないのです。町内の同業者にしてみれば、これはえらいことなのです。一宴席当たり20万、30万がなくなっていくのですから、雇用だと言っていますけれども、多くの業者がもう二代目、三代目が来て、それこそ若い世代が引き継いでやっているのです。実際日野沢のほう、このふれあい館のこと、その後今後どうなっていくか、本体のおふろがだつて真っ赤な赤字で、いつ終わるかわからないと言っているところへ、そんな事業をやったって先々進んでいかなければいけません。もしそんなにあそこを維持してやっていきたいのであれば、おふろまで含めてやってもらったらいかですか、私はそのぐらいは思います。それができないのであれば、あそこのおいしいところだけをとって利益は出ているわけですから、その利益が町に来ているわけではなくて、それら従事している人たちだ

けに分配されているわけですから、同業他者はたまらないです。そのように、町長が認めたのだということを広報しますから、仕方がないことです、そのとおりなのだから。町のほうが、町がと言いません、私は。町長が日野沢観光組合に電気料、それから水道料は出していると、出すのを認めているというふうに言います。そうでなかったら、やはりもう少しまともに考えていただきたいところです。あとのバスや何かの使用については、そのような決断で持ってやったのであれば、それは町長の責任でやったことですから、何か起こったときにはしっかり対応してください。料金については、何ととっても看過できないことですので、そういうふうを考えるのであれば、そのようにこちらでも広報していくようにします。答弁は要りません。

まず、1点目については以上です。

ごめんなさい、もう少しありました。日野沢小学校の件です。おれ、教育長については先ほど教育長というふうに上げましたけれども、そういうふうやってあればだから午前中に、まさか昼休みにやったわけではないのでしょう。午前中にやってあるのだったら、そのとき午前中のときにちゃんと言ってもらえば、それで済むわけです。やっぱり最低限そういうことをしておかないと、先ほど町長の答弁の中にもあったでしょう。機会があれば医療行為だってやることもあるかもしれない。何だかよくわからないけれども、今回のきょうの資料でも、契約書の前に石巻とか名取市の市長の礼状なんかつけていますけれども、震災時には無免許の医師が大活躍したのです。かなり後になって免許なかったというのがわかって、ひっぺがれたのですから、そういう人であるとは思いませんけれども、こんなものつけても意味ないのです。こんなものつける暇があったら、今教育長がやったようなことをさらっとやっておけば、それで済んでしまうことなのです。だから、やるべきことはきちっとやってもらえばそれでいいので、日野沢小学校が果たしてどんなものになってしまうのか、町長の旗振りですることですから、あとどうなるか楽しみにしています。ということで、1項目め、以上です。

2項目めのほうの道路の関係に関してですが、確かに町長言われるとおり、これは石木戸町長に責任があるということではないと思います。私は、それはもう歴代の町長が、特にいわゆる都市計画法の路線が引けなかった、それを断念したというのが何ととっても一番大きなことで、それがあればそれこそ近隣のいろんな市町を見ても幽霊のようによみがえったというか、今ごろになってという部分もあるのですけれども、道ができてくるわけです。また、県道なんかにしても、三沢の県道、三沢坂本線というのがありますが、あれなんか牧場の中を突っ切って、いわゆるゴルフ場のところへおりてくるのですけれども、今やその県道というのはどちらかといえば要らなくなってしまっているというか、もちろん沿線の人たちには必要な道路ですけれども、牧道のほうが重要性が増してくるようなところがあったりしますから、時が移ることによって変わってくることはもちろんなのですが、だからこそという部分もあるのです。先ほどの答弁においては、緊急車両の通過が可能であるというのが先ほど生活道云々という前置きありましたが、あんなのはどうでもいいのです。町長において生活道というのは、いわゆる緊急車両の通行が可能であるという道が生活道の整備に当たるのかというふうには私は理解しました。それは一つの見解だと思います。

けれども、道というのは一つの役割ではありません。一方が広くなれば、総体的にもう一方は狭くなるのです。交差点においては、それはもう一目でわかります。今まで広がったほうが狭くなることというのは珍しくない。そうなってくると、そのときの交差点の扱いというのは当然変わってきます。また、既存の道路でも交通量が多くて狭い、いわゆる主要の町道というのは何カ所もあります。これは悲しいこと

に先ほどの都市計画ありませんから、簡単に広げるわけにはいかないけれども、少なくとも例えば皆野病院の前は非常に広い町道です。あそこの横断歩道の件がこの午前中にも話になりましたが、結局あれはねられてしまったわけですが、私もおくれればせながらというか言ったら、もうやってあるのだと、去年横断歩道についてはもう申請してあるのだというので安心して、ではどうなったのかと思ったらねられてしまいました。2回目もお願いしたらだめでしたと、ではシルバーゾーンとか、そういうものはどうかと総務課で相談した記憶があります。それもまず難しいだろうと、では何かないか、町道なのだと、そうしたら立て看がありますという、では立て看すぐ立てればとって恐らく立てましようというふうになったのかと思いますけれども、せっかく立てたというのですから、どこへ、どのぐらいのものを幾つ立てたのか、ちょっとわかれば教えてもらいたいところですが。

それと、あの延長線上のいわゆる昔から大倉通りと言っているやつです。JAのアグリホールへつながる、ちょうど椋神社までずっとつながるといえばつながっている道ですが、あれが非常に主要の幹線道路でありながら狭い。またあそこの多くの部分が通学路の一部になっている。今回一部舗装の改良工事が行われるようではありますが、あれなんかも苦肉の策で側溝のふたの上を固めるなりして、道幅広げているような部分がありますし、またその上を通らないとすれ違うのにもちょっと怖いような部分があるのですが、ああいった部分こそ一部でいいのです、全部やるのはそれはなかなか簡単ではありませんけれども、できるところから広げてもらえばいいと思うのです。これは下田野1号線、あれなんかも言えることだと思います。一遍に全部やろうとすると、なかなか手がつかないかもしれないけれども、行く行く全部を全面的に広くするのだという計画をまず上げておいて一部ずつやっていける、できるところからやりますと。大体橋なんかはそう簡単にかけられませんから、そういったことの一部をやったのだと思って、よくやった、親鼻橋のところと思ったら、あれで終わりというのでは、それは地元だって納得できないと思います。

優先順位については、いろんな勘案があるから何とも言えないところでしょうけれども、委員長だから頑張ってくれ、協力してくれといったって、どこをやるかちっとも出てこないのではどうにもならないでしょう。どういったところをやるのかということがないと、どうにもならないと思いますので、それらの情報公開、必要だと思いますし、説明会、県道のほうではちゃんとやっているのです。何で町ができない。そういうことをきちんとやっておけば、一部先行して広げていっても、これは行く行くはやるのだとかいろいろわかり、理解ができるのです。だけれども、そういったことなしに、ただ賛成地主のところだけを広げていったのでは、態度も硬くなるでしょう。その路線の改良の意味がどこにあるのか、そういったことだってわからない、また広げた結果、そこに交差する通学路を含む路線、それらをどういうふうにしていくのか。生活道、いわゆる緊急車両が出入りできるようにするのだといっても、それは一つを広げれば、それにつながる道というのはいろいろな形で絡み合ってくるのです。そこら辺まで考えてやらないと、やっぱり道というのはというよりも、まちづくりにはならないと思います。

○議長（大澤径子議員） 林議員、残り10分ですので、質問のほうをお願いいたします。

○10番（林 豊議員） 何だか私のときは10分と言うのだね。

○議長（大澤径子議員） 教えてあげたの、今まで長い人はいなかったから。

○10番（林 豊議員） そんなことはない、さっきは大野さんのときは言わなかったもの。いいです、それは10分、でも10分あるのでしょうか。それはそうだ、そうしないと大澤さんが爆発しそうですし。

そんなことで、やるべきことというのはいっぱいあるのです。ただ、生活道の整備ということで要望さ

れたものだけをただがちゃがちゃやるだけではなくて、やはり町主導でやっていかなければいけない道路、下田野1号線だとか、いわゆる大倉通りであるとか、主要の町道というのは余りにも狭過ぎるのです。それから、県道ではありますけれども、いわゆる皆野町を突き抜けていく、県道なんか来ても。いまだに大型車がハイスピードで通過する、何とかならないかという苦情はたくさん出ています。何か方策を考えなければいけないと思います。これはもちろん町だけではなく、県等含めてですけれども、それら一緒にやることはたくさんありますので、内にこもるのではなくて、もっと胸襟開いてまちづくりをしていく必要があるかと思っておりますので、その点について特に情報の公開、それから町のほうの拡幅の考え方、答弁いただきたいと思っております。

○議長（大澤径子議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 建設常任委員長さんですから、格段のご協力をお願いしたいというふうに申しあげましたけれども、平成24年度の町民への予算書等におきまして、今年度の道路改良の部分につきまして、あるいは計画につきましては公表しておりますので、これらにつきましての改良工事、用地買収等につきましてご協力をいただきたいというような関係もありましたので、申し上げたわけでございます。町としての主導でということではありますが、もちろんそうしたこと、そしてまた区長さん等からの、あるいはまた議員さん等からも要望や要請もされます。必要性をかんがみ取り組んで、今後もまいりたいと考えております。

○議長（大澤径子議員） 建設課長。

○建設課長（小宮健一） 10番、林議員さんの再質問にお答え申し上げます。

まず、町道の拡幅の考え方ということでございますが、現在町では狭隘道路の整備を進めてございます。この基本的な考え方としまして、町の先人が長い時間をかけまして残してくれたこの貴重な財産でございます。今現在の町道も、または各町道、これを有効に利用することをまず考えてございます。まず、今の現道の町道を有効に利用し、経費のほうも少ない予算で安全な町道を整備し、まちづくりに寄与するというのが今の拡幅の基本的な考えでございます。また、町道の2号線でございますが、アグリホールの前道路、これらについて一部拡幅をしたほうがいいのではないかと。また、今年度舗装の工事をやっているが、そういうふうな改良の工事をしないのかというご質問でございますが、道路の工事におきましては、道路を維持するという道路維持、それと道路を拡幅または新設をする道路新設改良、これ予算の扱いでもそうなのですが、この2つがございます。通常用地買収等を兼ねて行うものが道路の新設改良でございます。これは道路を拡幅をしたり、また通りづらいカーブを直したりという性質のものでございます。今年度実施をします2号線につきましては道路の維持工事、この道路の維持工事というのは、舗装が傷んでいる、また側溝が傷んでいる、区画線が消えている、これらを補修をし、今のその道路の目的を維持するという考えでやっている工事でございます。私もそういうふうな維持工事、補修工事の施行をする段階におきましても、ある一部分拡幅をすることは悪いことではないというふうに思っています。できることでしたら道路の新設改良にまだいくものでなくても、そういうふうな工事も進めていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） 町長とのやりとりばかりだったので、想定していなかったので担当課長に質問漏れがありますので、お聞きしておきたいと思うのですが、今現状の町営住宅、最低幾ら、平均幾らか、す

ぐわかるようでしたら、教えていただきたい。すぐわかりますか。

○議長（大澤径子議員） 家賃。

○10番（林 豊議員） 家賃。

○議長（大澤径子議員） 建設課長。

○建設課長（小宮健一） 10番、林議員さんのご質問にお答え申し上げます。

町営住宅の家賃ということでございますが、今ちょっと資料を持ち合わせてございません。頭の中でちょっと覚えている数字で、安いのが大体6,000円ぐらいから、最高で高いので2万9,000円近辺だというふうに記憶をしてございます。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 林豊議員。

○10番（林 豊議員） 町営住宅、高いほうで2万9,000円なのでしょう、ところがそれ電気、水道代込みではないですね、それはおかしいと思いませんか。

以上で終わります。

○議長（大澤径子議員） 次に、7番、新井康夫議員の質問を許します。

7番、新井康夫議員。

〔7番 新井康夫議員登壇〕

○7番（新井康夫議員） 7番、新井康夫です。通告に従いまして質問いたします。

まず、当町の生活保護費の支給についてですが、国レベルでは生活保護費の受給者数が209万人、その費用は3.7兆円に達しようとしているとのこととあります。また、国会やマスコミでも不正受給や生活保護の問題点が取り上げられています。そこで、当町の生活保護費の支給はどのような状況にあるのか、3点お聞きします。

1点目、当町の現在の支給件数、金額、そして10年前、5年前との比較。2点目、支給に至るまでのプロセスと認定要件、その中で民生委員のかかわり。3点目、この生活保護費の問題点は何か、これは一般論として結構ですが、お聞きいたします。

次に、親鼻橋河原、これの騒音等について質問いたします。親鼻橋河原の駐車場利用者による騒音等に対しまして、近隣住民より何らかの対策を講じてほしい、この旨の要請があります。この件について2点質問します。

1点目、河原は駐車場となっておりますが、河川占有者及び受託管理者はだれか。2点目、騒音等に対する具体的対策を考えているか。

以上の2点です。ここでの質問を終わります。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 浅見広行登壇〕

○健康福祉課長（浅見広行） 7番、新井康夫議員さんから通告をいただきました質問のうち、1項目めの生活保護費の支給についてお答えをいたします。

まず、生活保護における支給世帯数、保護者数、支給金額でございますが、月ごとに変動がございます

ので、最近の数値を申し上げます。本年、平成24年3月分の保護世帯数39世帯、保護者数は58人、人口に占める保護率、千分率でございますけれども、5.4でございます。支給金額は医療給付費を除く金額でございますが、233万1,383円でございます。次に、5年前、10年前との比較でございますが、支給世帯数、保護者数、保護率を申し上げます。5年前、平成19年3月分の保護世帯数25世帯、保護者数31人、保護率は2.8でございます。さらに、10年前の平成14年3月分でございますが、保護世帯数35世帯、保護者数57人、保護率は4.7でございます。

次に、2番目のご質問でございます支給に至るまでのプロセスと認定要件についてお答えいたします。まず、秩父郡市内では秩父市を除く4町の住民の方の生活保護支給は埼玉県秩父福祉事務所で支給決定の認定が行われます。したがって、中には直接福祉事務所に相談に行く方もおられますが、多くはご質問にありましたように、民生委員が相談を受けて町につないでいただくと、あるいは地域包括支援センターや保健師の相談業務から連携をとる、また直接生活保護の担当を訪ねて来庁される方もおります。この際に、町には支給決定の権限はございませんが、申請書の受け付けは町を経由して福祉事務所に行くことになっておりますので、申請の意思がある方には相談の際に聞き取り調査を行います。この場合、収入のみではなく、預貯金や土地、建物、貴金属等の資産、また働く能力のある方は、その能力を活用していただく、あるいは他の制度で活用できるものは、その制度を活用していただく、さらに扶養義務者の援助が受けられるかどうかといった対応になりまして、相談に見えられたときにはこれらをよくお聞きをし、対応しております。これらの聞き取りは、時間の調整がつけば最初から福祉事務所の担当者にも同席をいただきます。申請書を受け付けますと、福祉事務所に送付をいたしますが、福祉事務所ではまず生活状況等を把握するための家庭訪問などの実地調査を行い、保護の要件を調査いたします。1点目として、預貯金、保険、不動産等の資産調査、2点目に年金等の社会保障給付、就労収入等の調査、3点目に扶養義務者による扶養、仕送り等の援助の可否の調査、これらが行われまして、保護の要否が決定をされます。以上が大まかな流れでございます。

次に、問題点は何かあるかというご質問でございますが、一般論としての問題点を申し上げます。生活保護の受給の推移は、経済不況と一致する部分がありまして、4年ほど前のいわゆるリーマンショックに端を発したその後の日本の経済不況は、就労可能な方でもなかなか職がないために保護を受けざるを得ないという状況でございます。これは全国的な問題ですが、皆野町でもそういった傾向は統計上顕著に現れております。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 産業観光課長。

〔産業観光課長 川田稔久登壇〕

○産業観光課長（川田稔久） 7番、新井康夫議員さんから通告がありました2項目めの親鼻橋河原の騒音について答弁いたします。

初めに、河川占用者及び受託管理者はどこかについて、河川の占用者は皆野町でございます。親鼻橋下から下流右岸350メートルの河川敷について、埼玉県より河川法に基づく土地の占用許可と土地の形状変更の許可をいただき、多くの皆様に快適な水辺環境を提供するために、環境美化対策事業を実施しております。環境美化対策事業は、町が皆野町観光協会に委託して実施をしております。町から委託を受けた皆野町観光協会では、公益社会法人皆野町シルバー人材センターにその業務の一部を再委託をしております。

次に、騒音等に対する具体的対策について、現在までにとった対策として、親鼻橋に設置をされている

街路灯の光が夜間河原を照らし明るいことから、そこに集まる者により騒音等の迷惑行為がございました。このことから、県に街路灯の光が河川を照らさないように、遮光板を取りつけていただいております。町では、親鼻橋下への侵入を防ぐためのロープの設置と警察へのパトロールをお願い、河川の利用者に夜間の騒音行為を注意するチラシを配付して、迷惑行為の防止に努めております。今後の対策といたしまして、現行の対策の継続とあわせて観光協会と調整を図りながら、利用者に対する迷惑行為の防止のための啓発と警察へのパトロールの強化をお願いしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 7番、新井康夫議員。

○7番（新井康夫議員） 1項目めの生活保護、これに関しましては、先ほどの回答で世帯数、金額あるいは認定に至るプロセス等、大まかなこと、これが理解できました。これに関しまして、なぜ質問したのかということになりますと、金額が非常に大きいということ、つまりは国の今年度の予算、これは一般会計ですが、90兆3,000億円、防衛費、これが4.7兆円、そして公共事業、これが4.5兆円、これに関しまして生活保護費、これが3.7兆円、しかもこれが右肩上がりであるということ、今後大きな問題になってくるということです。そして、この前大きな事件となりましたが、札幌の姉妹の孤独死、そしてお笑いタレントの母親の方ですか、そちらの受給の問題、そして大阪市とかあるいは東京都の足立区、これは生活保護費の財政圧迫が非常に大きいと、そして足立区の場合は区の予算の2割、これが生活保護費であるというような状況になっているようです。そういうことの中から、当皆野町はどうなっているかということ、質問したわけです。

そして、再質問いたしますが、先ほど医療費を除く支給金額ということで答えていただきましたが、医療費に関しましては現物給付ということで、なかなか把握が難しいということがあるようです。ただし、国の支給金額、これに占める医療費の割合が47%、生活保護費の約50%が医療費であるというようなことでいきますと、先ほどお答えいただきました二百三十数万円、これが逆に言えばプラス47から50ということ、その倍になるというようなこととしてとらえられますが、そのような考えでよろしいのでしょうか、それが1点。それと、国と地方との負担割合、これはどうなっているのか、お聞かせ願います。

とりあえず、お願いいたします。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） 新井康夫議員さんの再質問にお答えをいたします。

医療費につきましては、これも月々の分によってももちろん違うわけですが、考え方としては今新井議員さんのご質問にあったとおりでございます。現物給付のため、だれに幾らというのがなかなかすぐにはつかめないといいいますか、福祉事務所のほうでも逐次把握ができないということでございますので、考え方としては先ほどの230万が47%に当たるということでございます。それから、費用の負担区分でございますが、生活保護の費用は国が4分の3、地方自治体が4分の1でございます。皆野町の場合には町でございますので、福祉事務所を設置しておりませんが、市は設置義務がございますので、地方自治体といった場合には市の福祉事務所あるいは県の福祉事務所の負担が4分の1でございます。これについては交付税の算入措置がございます。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 7番、新井康夫議員。

○7番（新井康夫議員） それから、問題点、これに関しましては担当の立場で日本経済の不況によって受給する方が多くなったと、こういうことしかなか言えないと思います。これに関しましては、制度の問題というのが1つありますし、それから従来からの道徳観、これが変わってきた。そして、補足率、これがどのように展開されているのか、それから年金との逆転、最近ベーシック委員会の必要性、こういうことがいろいろ言われておりますが、いずれにいたしましてもこのようなこと、これを問題点の解消していただきまして、本当に救うべき人を救う制度、体制ができる、これを私としても願うところであります。

次に、親鼻橋河原の関係ですが、契約関係、これに関しましては河川占有者、これは皆野町ということになっております。そして、受託管理者、これはシルバー人材ということでよろしいのですか、これが1つ。それと、ここの問題というのは、要するに私のほうでは騒音等と言いましたが、夜間騒いだり、あるいは音楽のボリュームを上げて流している、あるいは花火を上げる、それから何か焼き物等して異臭が漂うとか、いろいろな苦情があるようです。そういう中で、早めに対策を打っておきまさんと、多摩川の川崎の河原と同じような形になりまして、もうそれこそ若者が来て勝手放題、花火は上げる、酔って川に飛び込む、それからバーベキューをやって、後は片づけないでそのまま行ってしまおうとか、それからごみはその場において帰ったり、あるいは帰り道の一般の民家の庭にほうり捨てていくというような、いろんな問題がほうっておくと出てきますので、先ほど課長のほうからお話のあったこの点、これをしっかりと進めていただくと、それと近隣住民との話し合いもぜひ私としては持ってみたいと、そのように思います。

石木戸町長が訪れてよし、住んでよし、この皆野町というふうなことですけれども、矢尾さん、あるいは秩父鉄道、柿原さん、お二方とも近江商人ですが、こちらのほうの商売哲学、これは売りよし、買いよし、周りよしということで売る人もいいですし、買う人もいい、そして周り、地域もいいと、この哲学によって近江商人は仕事をしているのだと、それをもう江戸時代あるいはその前からかもしれませんが、そういうことをやっている、それでいきますと、訪れてよし、住んでよしと、これもそのとおりだと思いますが、観光に関しましては訪れる人もよく、そして環境もよし、そして周りもよしと、この3つがそろわないと、1点でも欠けると成り立たなくなるというようなことがあります。そして、草津とか、ああいうところでも訪れる人にほほ笑みをとか、あるいは去りゆく人に幸せをとか、そういうような形で、それを町のキャッチコピーと、そのようなことをしているそうです。皆野町もそのようなことで、いろいろと対策を打って行って、最終的には何々をしてはいけないという、そういうことではなく、こういうことを訪れる方に期待しておりますと、そっちの方向に早く持っていければいいなと、そのようなことを願いを込めて私としては質問させていただきました。今の質問に関しまして、答弁をお願いします。

○議長（大澤径子議員） 産業観光課長。

○産観光課長（川田稔久） 7番、新井康夫議員の再質問にお答えをいたします。

近江商人さんの売りよし、買いよし、周りよし、三方よし、学ばせていただきました。今お聞きしたことを基本に参考にいたしまして、観光協会、それから再委託をしておりますシルバー人材センターと十分な調整を図り、対応していきたいというふうに考えております。

○議長（大澤径子議員） 7番、新井康夫議員。

○7番（新井康夫議員） よろしく申し上げます。以上で質問終わります。

○議長（大澤径子議員） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時58分

再開 午後 3時17分

○議長（大澤径子議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（大澤径子議員） 次に、12番、内海勝男議員の質問を許します。

12番、内海勝男議員。

〔12番 内海勝男議員登壇〕

○12番（内海勝男議員） 12番、内海ですが、本議会の町政に対する一般質問は、私で7人目ということで、今までになく多くの質問者になっていると思います。私は、2項目について質問通告を行ってきましたが、今までの議員の方の質問と重複する項目が、2つとも重複してありますが、ご答弁のほうをよろしく願いたいというふうに思います。

1項目めですが、通学路の安全対策について、この間全国で登校中の児童が交通事故に巻き込まれる悲惨な事故が相次いで起きております。通学路の安全対策につきましては、当町におきましても30年ぐらい前からの課題であろうかと思えます。基本的な問題点としまして、経済効率なりモータリゼーションが優先される中であって、通学路が車道と同じ道路といえますか、そういった中で歩行者の安全対策は二の次、三の次にされてきた、そういった結果でもあろうかと思えます。また、昨今の交通事故は、この間のさまざまな規制緩和といえますか、そういった中で運転者も肉体的なり精神的な状態が大きな要因になっている、このような見方もされております。町内でも、交通量の多い町道や県道を通学路にしている場所は多くあります。しかし、安全対策を施した歩道等の設置は少なく、常に危険と隣り合わせている状況にあらうかと思えます。埼玉県は、昨年度各学校関係者や保護者などを対象にした通学路の安全点検を実施してきております。その中で、県の管理道路での危険箇所は694カ所と言われております。この危険箇所について2012年度を初年度として、当初5年間で整備をする予定であったようですが、事故の多発を受けて、悲惨な事故が起きないように危険箇所を早期に整備したいと、そういった中で市町村にも早目の対応をしてもらいたいということで、12年度中に7割、2年間で全体の9割を整備する、このような計画に変更したようでございます。皆野町においても、県からの通学路の安全点検や調査を昨年度行っているかと思えます。町内における通学路の危険箇所の把握と、そして町道等を含む安全対策はどのように検討され、また実施しようとしているのか、お聞きしたいと思います。

そして、町内には交通量の多い主要地方道として皆野両神荒川線、皆野荒川線、秩父児玉線、長瀬玉淀自然公園線があり、一般県道としての親鼻停車場線、皆野停車場線、下戰場塩貝戸線等々の路線も通学道路になっているかと思えます。これらの安全対策として、この間長年の要望でありました皆野両神荒川線の蟹沢橋や長瀬玉淀自然公園線の小平工区等々において、やっと歩道の整備を含む改良工事が終わろうとしております。しかし、そうした安全対策もまだまだ一部分であり、両路線を含む県道において、歩道等安全対策を含んだ改良工事等、どのような検討がされているのか、これは建設課長に答弁のほうはなりま

しょうか、お聞きしたいというふうに思います。

2項目めですが、自然エネルギーの活用について、その1点目ですが、自然エネルギー活用の取り組みと考え方について、昨年3月発生しました未曾有の東日本大震災、あれから1年と3カ月が経過しておりますが、本格的な災害、震災復興は遅々として進まず、特に原発震災とも言われたように、警戒区域等では瓦れきの撤去どころか、住みなれたふるさとを追われた、なれない土地での避難生活、戻れる当ても生活再建の展望もなく、何年続くか全くわからない悲惨な避難生活が強いられています。福島原発関連での避難者は16万人を超え、うち約6万人は福島県外への避難者と言われております。この事故以来、原発に対する安全神話は崩れ、放射能に対する恐怖は脱原発、反原発への世論へと大きくつながってきております。5月5日、北海道電力泊原発3号機が定期検査で稼働停止になって以降、現在まで国内すべての原発50基が停止し、実質的に原発抜きで電力供給になっております。そういう状況ですが、現在特段の節電や計画停電等の対応もなく、平常に推移してきているかと思えます。しかし、福島第一原発の事故の検証や収束も終わらない中、居住権や生存権も侵され、悲惨な避難生活等々、多くの国民が犠牲になっているにもかかわらず、野田首相は白々しく国民生活を守るため原発を再稼働すべきとの判断を下し、今月16日には大飯原発の再稼働を決定しました。私たちは、第2、第3の福島をつくらないためにも、そして多くの国民の命と健康、生活とふるさと、自然を守るためにも、原発再稼働に反対し、脱原発と自然エネルギー政策への転換を政府に求め、自治体としてもできる限り自然エネルギー施策の推進を図っていくことが求められているかと思えます。

皆野町議会としても、昨年6月の議会において、実質的な脱原発である原発の見直しと自然エネルギーの推進を求める意見書を政府に提出してきております。この中で、原発による電力供給やエネルギー政策を早急に見直し、風力、水力、太陽光、地熱、バイオマスなど、自然エネルギー活用によるエネルギー政策の推進を強く求めてきております。また、二酸化炭素の問題はあるにしても、当面の緊急対応として火力発電の再開をも当面容認せざるを得ない、そうしたこともこの意見書の提出者でありました私から口頭で触れさせていただいた経過もございます。本日、議会の冒頭でも、町長のあいさつの中でも原発問題について触れられておりました。そこで、平成21年8月に制定されている皆野町住宅用太陽光発電設備設置費補助金交付要綱の見直しについて、お伺いしたいと思います。具体的には、第1条の目的に、脱原発の文言を入れた内容に改正していただきたいというふうに私は考えております。これらも含めた自然エネルギー活用の取り組みと考え方について町長にお聞きしたいと思います。

2点目ですが、太陽光発電設備設置費補助金の増額補正について、この項目につきましては、平成24年度は20件分の200万円を予算措置してありましたが、もう既にこの本議会の中でも明らかになっておりますが、新年度になって2カ月足らずで予算枠を超過したため、現在その申請を締め切っている状況にあるかと思えます。自然エネルギーの活用と推進、そして町民からの設置要望にこたえるためにも、増額補正する考えがあるかどうかということで質問を予定してきたのですが、午前中の小杉議員の質問の答弁に対して、副町長のほうから9月に増額補正をして申請のほうを再開していきたい、このような答弁がされておりますので、具体的にどの程度の増額を検討しているのか、件数含めて今考えている増額についてお聞きしたいというふうに思います。

3点目ですが、公共施設の太陽光発電の設置等についてということで、自治体によりましては一般家庭3,400世帯相当分の電力供給が可能であるメガソーラー、大規模太陽光発電所ですが、これを民間と共同で既に完成させて営業している、そういった自治体もあるようです。皆野町におきましては、この間公共

施設における太陽光発電は常山議員からも質問の中で触れられておりましたが、現在皆野中学校と国神の児童保育所の2カ所であります。今後において比較的電力消費量の多い皆野小学校なり温水プール等々への太陽光発電の設置、また太陽光発電以外の自然エネルギーの活用について検討していることがありましたら、ご答弁をいただきたいと思えます。

以上、壇上からの質問とさせていただきますと思えます。

○議長（大澤径子議員） 町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 12番、内海議員さんの一般質問通告書に基づき、お答えします。

1番目、通学路の安全対策についてお答えします。通学路の安全確保につきましては、通行量の比較的多い幹線町道につきまして、特に歩道の設置が望まれますが、道路構造改造令による歩道幅員は2メートル以上となっていますので、用地の確保と建物移転が最大の課題です。歩道設置は、ある程度の延長が確保できてこそ安全性が確保できるものであります。このようなことから、町道改良工事を進める中において検討してまいります。また、各学校におきまして交通安全学習の徹底と各交通安全団体等におきまして、交通安全啓発運動を推進していただき、交通ルールの厳守と交通マナーの向上により交通事故防止を図ってまいりたいと考えています。

なお、皆野中学校前の皆野両神荒川線の総合センターから酪農前信号機の間を、今年度改良工事による歩道整備を進めるため、用地買収を始めることになりました。その他に秩父県土事務所で、今年度予定の町内の主な工事を申し上げます。秩父児玉線、国神、大淵地区の蟹沢橋かけかえと拡幅工事を昨年引き続き施行いたします。舗装工事を国道140号バイパスの親鼻区内、土京区内、金沢小学校前小六地内の県道を予定しています。河川工事を三沢、広町地内を予定しています。地すべり防止工事を下原区内、小坂、桜谷地内を継続して施工します。今後も引き続き三沢地内の県道改良工事を含めまして強く要望してまいります。

2番目の自然エネルギーの活用についてお答えします。内海議員さんのお話のとおりかと思えます。自然エネルギーとしては、太陽光、水力、風力、火力、地熱、バイオマスなどが考えられますが、当町においての自然エネルギー活用は、太陽光発電の推進が現実的であろうと考えています。町施設においての太陽光発電につきましては、補助金等の助成制度を活用する中で、太陽光発電設備を進めていく考えであります。太陽光発電施設設置町補助金につきましては、予定数に達しましたが、9月補正により第2次申請の受け付けをします。数量につきましては、今後検討してまいります。

必要に応じまして担当課長から答弁をいたさせます。

○議長（大澤径子議員） 教育次長。

〔教育次長 吉橋守夫登壇〕

○教育次長（吉橋守夫） 12番、内海議員さんからの一般質問通告書のうち、1項目め、通学路の安全対策についてお答えいたします。1点目の町内通学路の危険箇所でございますが、昨年8月に実施いたしました通学路安全総点検の結果及び町内小中学校のPTA等で組織された五校会からの通学路の安全確保の要望書のほか、教育委員会へ寄せられる要望などに基づき確認し、把握に努めております。その安全対策につきましては、すぐに対応できるものとそうでないものがございますが、交通安全看板の設置や小中学校を通じて児童生徒への指導は日ごろから努めております。また、秩父警察署交通課に出向き相談した結果、児童生徒の登下校の時間帯、特に午前7時半ごろから8時ごろにかけて、皆野交番に年間を通してパトロ

ールの実施をお願いいたしました。

2点目の町内の改良計画でございますが、秩父県土整備事務所では、主要地方道長瀬玉淀自然公園線の三宮司橋の歩道橋設置工事を、ことしの秋ごろ実施予定で、既に発注済みとのことです。このほか県道下日野沢東門平吉田線の旧日野沢小学校付近の用地補償、主要地方道秩父児玉線の金沢小学校付近の舗装補修工事などが予定されております。また、具体的になっていませんが、今後も予算要求等、予算獲得に努める回答を受けております。ご質問のとおり、5月22日の埼玉県知事の定例会見での悲惨な事故が起きないよう、危険箇所を早めに整備する方針により、県土整備事務所では8月までに警察、学校、町、県など道路管理者等が連携協力し、危険箇所を点検し、平成24年度から26年度までの3年間で区画線の消えているところ、薄くなっているところの整備や看板の設置等による安全対策を実施する強化策につきまして回答を受けているところでございます。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 先ほど内海議員さんの質問の中の答弁漏れがありましたので、つけ加えて答弁をさせていただきますが、太陽光発電の設置要綱の中だったかと思えますけれども、脱原発を加えていただきたいというようなお話がありましたけれども、これにつきましては検討をしていきたいと思っております。

それから、埼玉新聞等で報道もされておりましたけれども、脱原発を県内の首長が声明したということがありましたけれども、蕨の市長、越生の町長、隣町の長瀬町長の3名が脱原発を声明したわけでございますけれども、これにつきましては私というか皆野町というか、これにつきましては確かに脱原発でエネルギーが確保できればいいわけですが、いまだ自然エネルギー、他のエネルギーだけでは賄うことができないだろうと思えますし、電気料の問題あるいは経済に与える問題等々を考えたときに、火力の仮に頼ったとすると、中東地域が国際的にも極めて不安定な状況に置かれておりますし、そこで何か紛争でも起きますと、一気に原油価格暴騰するというようなこと、そのようなこと等を考え合わせたり、あるいは地球温暖化等のことも考えてみますと、即脱原発を声明すると、こういう状況には私の考えは至らなかったということでございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（大澤径子議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 1項目めの通学路の安全対策の関係なのですが、京都府の亀岡市ですか、ここでの事故の現場というのは、京都府の府道であり国道の迂回路で、交通量が比較的多くて、以前から事故が懸念されていたと、このような現場であったようです。この府道においても白線といいますか区画線での区分のみで、ガードレールや縁石等ない、埼玉でいえば県道ですか、そういったことが言えるのかと思えます。このような県道については、町内に多くあるかと思えます。先ほど町長のほうの答弁からもあったのですが、1点だけ確認して、細かいことなのですが、蟹沢橋についてはこれは県道皆野両神荒川線ということで理解しているのですが、町長のほうが秩父児玉線というふうに言われたのですが、この辺をできましたら訂正していただきたいと思うのですが、いずれにしても次長のほうからも埼玉県の通学路の対応について答弁もいただいているのですが、あくまで県の対応としてもガードレールが設置できればいいほうであって、標識といいますか看板といいますか、そういったことや道路照明灯の設置なり、また区画線の路面標示ですか、そういった程度の対応、これが緊急対応としては精一杯の対策かというふうに私も理解できるのですが、いずれにしても根本的なやっぱり安全対策につきましては自動車と歩行者が

きちんと区分できるというか、自動車が歩行者のほうに安易に入れ込めないような形でのガードレールなり縁石なり、そういったことを設置することがよりベターだというふうに思いますし、このような立場で町長からも町道における歩道の設置ですか、これについては大変難しさも当然予算の関係もありますし、また拡幅の関係等も絡んでおりますので、難しさもあろうかと思うのですが、できる限りそれらについて設置が可能のように努力をしていただきたいと思いますし、当面はやはり区画線が路面標示できるのであれば、そういったところにもきちんと区画線を表示してもらいなり、また通学路であることを看板等できちんと運転者に明示できる、そういった対応もぜひしていただきたいと思いますというふうに要望させていただきたいと思っております。

あと県道の関係で、今年度と申しますか、皆野両神荒川線の中学校付近の歩道の設置のための用地買収ということで動きが出ているようですが、いずれにしてもまだまだ県道皆野両神荒川線なり長瀬玉淀自然公園線等々、大変危険な箇所も多くありますし、ぜひ昨年の県の調査においても特に県道の長玉線等の危険箇所については既に要望も上げられているかと思っております。また、数年前にも三沢小学校のPTAなり後援会が中心になりまして、地域の約1,300名の署名をもって交通安全対策を施した道路改良の請願だったか陳情だったか、ちょっとその辺はあれなのですが、いずれにしても県のほうに要望が出されております。そういったことで、具体的にこの辺の県としての改良の検討と申しますか計画と申しますか、長玉線だけではなくて、町内の県道を含めてそういった計画等どのようになっているか、お聞きしたいというふうに思っております。

○議長（大澤径子議員） 建設課長。

○建設課長（小宮健一） 12番、内海議員さんの再質問にお答え申し上げます。まず、県道関連の具体的な内容でございますが、先ほどの町長の答弁とダブることがございます。よろしくお願い申し上げます。

まず、中学校の前でございますが、県道の皆野両神荒川線でございます。この中学校の前、ちょうど本当に中学校の前から今コンビニエンスストアのセーブオンさんのところまで、これの間につきましては当町のほうで平成20年にまず要望書を提出してございます。それで、平成21年度から測量等に入りまして、しばらくの間ちょっと事業のほう中止をしてございましたが、平成24年、今年度でございます。やっと用地買収に入ることができました。額から申し上げて、全部の路線を一遍に買うことはできないと、多分用地買収につきましても数年かかる見通しであるということでございますが、今年度一部の用地買収、物件補償に着手することは間違いございません。

また、同じく蟹沢橋の関係でございますが、内海議員さんがおっしゃるとおり、蟹沢橋の工事につきましては県道名でいいますと皆野両神荒川線、これが正しい路線でございます。ただ、あそこは秩父児玉と重複をしてございまして、その辺ちょっとはっきりしないようなところがあるかとも思っております。蟹沢橋につきましては、ご存じのとおり平成22年度から工事に着手をしてございます。現在、旧橋の取り壊し、新たなる仮設橋の架設、それで昨年度橋台の施行を右岸、左岸してございます。平成24年度引き続き上部工の工事をされるというふうに予想してございます。また、この蟹沢橋の件につきましては、橋のところも大変重要でございますが、橋の前後、ご存じのとおり、かなり狭く、車及び学校に通う生徒さん、大変危険な状況でございます。県土整備さんにおかれまして、その辺も十分承知をしてございまして、今用地交渉に全力投球をしている状況でございます。町のほうにもたびたび相談ございまして、町のほうも全面的にバックアップをしたいというふうに考えてございます。ただ、用地交渉でございますので、これがいつ解決するか、これについてはちょっと即答はできない状況でございます。先ほど教育次長のほう

からも話がございましたが、埼玉県知事さんの通学路の安全対策、この緊急アクション、この内容で通学路、確かに区画線とかガードレール、緊急的に整備をすると、特にいわゆる路線数を350力所から480力所にふやしたいという内容でございましたが、今申し上げました県道の歩道整備の関係、これらも県知事の緊急アクション、この内容に基づいて秩父県土整備とも積極的に進めるというふうな説明を聞いてございます。

あと、県道の長瀬玉淀自然公園線でございますが、この路線につきましてもおっしゃるとおり、平成16年に地元のPTAからの要望書をもらいまして、町のほうでも秩父県土整備のほうに要望書を提出してございます。その内容は三沢小学校付近の歩道整備を進めてほしいという内容であったかというふうに記憶をしてございます。その前後の広町工区、小平工区につきましては、平成23年度でほぼ改良工事のほうは完了してございます。あと、三宮司橋のかけかえを残すのみでございます。この三沢小学校付近の歩道整備、本当に狭い箇所が何力所もございまして、大変危険な状況でございます。町のほうも毎年行われます期成同盟会または直接県土整備の担当部長さん、担当課長さんとも改良の要望を毎年お願いをしてございます。ただ、県土整備さんのほうでも、間違いなく毎年予算要求をしてございますが、ここ数年新規の事業について予算がつかないような県の財政状況であるということで、新規の事業について予算の獲得がいまだできていない状況でございます。この間も長瀬玉淀自然公園線の関係、県の課長さんのほうにも要望をいたしました。そのときも書類を見せてもらいました。このように要望は毎年やっていると、ただ実際につかないので、大変申しわけなく思っていると、今後も一生懸命予算を要望したいというふうに言っていましたので、ぜひその辺ご理解を願いたいと思います。

また、県道の秩父児玉線でございますが、特に通学路の関係ですと、琴平坂の上、国神工区と言われているところがございます。この国神工区につきましても、測量設計、用地買収が完了している箇所はすべて工事が完了してございます。この区間につきましても残りが多分集落の場所、約200メートルから300メートルぐらいですが、この間についても県のほうには要望をしてございます。ただ、先ほども申し上げたような状況で、予算の獲得はいまだされていない状況でございます。あと、通学路の関係で、町道関係について申し上げますと、3月定例会で道路補修関係の費用について平成24年度、例年よりも多くの予算をつけているというふうなことを町長が申し上げたと思うものですが、町のほうとしましては今生活道整備、私のほうではよく狭隘道路の整備というふうに申し上げておりますが、この狭隘道路、生活道路というのはその多くは通学路であることが大変多いと、ですからその補修、要は舗装の段差の解消または区画線の再設置、これらを平成24年度から3年ぐらいをかけまして、大規模に整備をしたいと、これによりまして大方の通学路もある程度改修できる、そのように考えております。以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 県道の関係含めてご答弁いただいたのですが、ぜひ県道なり、また幹線町道といえますか、そういったところについてはもう間違いなく交通量の多い、危険な道路だというふうに思っています。ぜひ安全対策を含めた道路改良の促進をできる限り早い時期に工事が進められるよう、県のほうにも強く働きかけていただきたいというふうに思います。また、総点検による危険箇所の把握なり、また五校会の要望なりというところで、具体的に危険箇所というのも恐らく明らかになっているかと思えます。県からの県道等に関する箇所については資料として手元にあるのですが、町道等の中においても具体的にそういった危険箇所について対策が次長のほうから答弁があったように、標識の設置とか、あとはこれは県道になろうかと思うのですが、登校時における警察官のパトロールですか、その要請なりということで

答弁いただいているのですが、できる限り町道の関係につきましても、よりベターな安全対策、すぐすぐ歩道を設置するとかガードレールをつくるかとかというのは、本当に多額な予算といいますか、そういったことも必要になるかと思しますので、ぜひできる限り看板の設置なり、区画線の整備なり等、積極的に取り組みを要望させていただきたいというふうに思います。

2項目目の関係なのですが、脱原発の問題で町長のほうからも考え方が示されたのですが、福島第一原発の事故によって飛散した放射能は広島に投下された原子爆弾の168個分の放射能が飛散していると、そういったことで大変広範囲にこの影響が出ているわけなのですが、そういった中で当町においても大気中なり水道水なり、また学校食材の放射能検査等、そういったことをやらざるを得ない、そういった状況にあるわけなのですが、町長の答弁の中で触れられていただいたのですが、ことし4月28日に原発を抱える自治体の首長らが呼びかけ人となりまして、35都道府県内の市町村長らが賛同して脱原発を目指す首長会議が発足しております。この秩父地域からも、先ほど答弁の中で言われておりましたが、長瀨町長がこれに賛同しまして、日本は地震国であるし、再度原発事故が起きた場合、避難する場所がなくなるのではないかと、日本に住めなくなるのではないかと、このようなことを話されて警鐘を鳴らしておりました。ぜひ石木戸町長におきましても、脱原発といいますか、その必要性の議論をここでしようとは思いませんが、現実的な対応として過去の最大の電力使用量というのが2007年の8月22日、午後4時から5時までの1時間、これが今までの国内の電気の消費量の一番多い時間帯であったようです。その電力量が約1億7,900万キロワットというような報道がされております。原発の事故の前、昨年1月時点での電力の供給能力は2億2,800万キロワットで、そのうち原子力の発電量は当時4,900万キロワットということによっておられます。ちょうど2億2,800万キロワットから4,900万キロワットを引きますと、1億7,900万ぴったりなのです、どういうわけか。2007年の8月22日の最高の電力消費量と合致するのです。

そういうことから考えても、過去最大の使用料と同程度の発電能力が、原発がなくてもできる能力が現在でもあり、さらに火力なり水力の発電をフル稼働すれば、夏場の電力需要を賄うことは可能だと、このように言われています。そのほかに鉄鋼なり化学なり、パルプ等の企業が持っている自家発電、この能力が全国で6,000万キロワット、このようになっています。この自家発電をフルに稼働できるように協力いただければ、十分夏場の電力需要を賄うことができる、このようなことも言われております。いずれにしましても、そういったことでできる限り原発に頼らない、そういった電力供給、それを自治体としてもぜひ自然エネルギーの活用によってそういったことを推進を図っていく必要があると思えますし、ぜひ太陽光発電の交付要綱の目的のところにも、それまでは地球温暖化防止対策の一環としてこの交付要綱をつくったという経過があるわけなのですが、いずれにしましても昨年の3月11日以降、原発の事故以降大きく状況が変わっているわけですから、再度この脱原発の文言を入れた要綱に前向きに検討していただけるかどうか。

それと、9月の補正でこの太陽光発電の設置の補助金の増額補正を検討していただけるということなのですが、先ほど常山議員のほうからも話がというか、言われております。埼玉県としましても、太陽光発電の普及を促すと、そういった立場で価格低減モデル事業ということで、秩父地域を含む3地域を指定しております。この事業は、3地域ということになるのですが、各地域の事業主体が太陽光パネルメーカーに一括発注することで購入価格の低減を図って、なおかつ設置業者も地元の業者なり電気店が参画できて、地域経済の活性化につなげたい、このような計画のようです。7月までに準備を整えて、希望する住民の募集を始める、このような予定になっているようです。ぜひこの事業に皆野町としても積極的に関わって

て町民負担が軽減される中で、この太陽光発電が設置が可能になるよう、また少なくとも当初予算が20件分の200万円ということでございました。ぜひこの間の町民要望等、大変多くなっているという状況も含めまして、ぜひ当初予算の倍額ぐらいの補正予算が組めないかどうか、この点についてもお聞きしたいと思います。

○議長（大澤径子議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 要綱に脱原発の文言を入れるかどうかということにつきましては、慎重に検討をしていきたいと思っております。また、町としてできることというのは、やはり節電をし、また多くの町民にも節電を呼びかける、あるいは公共施設に太陽光発電の設置を積極的に進めていきたいと、こういうことにつきましてはきょうの一般質問の中でも答弁をしてきましたけれども、そうした方向でいきたいと思っております。9月の補正につきましては、可能な限りの基数の補正をしていきたいと思っております。

○議長（大澤径子議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） ぜひ要綱の見直しについては積極的に改正する方向で検討をお願いしたいというふうに思います。

また、補正予算の補正の増額の関係なのですが、少なくとも今回の議案第26号の一般会計補正予算第1号においても、基金からの繰入金約800万円を減額して、その分を一般会計といいますか一般財源で穴埋めする、そういった措置がされようとしているわけですので、ぜひこれらも予算がないというような状況ではないと思いますので、できる限り自然エネルギーの推進の立場に立っていただく中で、当初予算の倍額ぐらいの補正が組めるように、ぜひ検討をお願いして私の質問を終わりにしたいと思います。

○議長（大澤径子議員） 以上で通告のありました一般質問はすべて終了いたしました。

これをもって町政に対する一般質問を終結いたします。



◎町長提出議案の報告及び一括上程

○議長（大澤径子議員） 日程第4、町長提出議案の報告及び一括上程を行います。

本定例会に町長から提出された議案は、ご配付いたしましたとおり、議案第18号から議案第26号まで、承認第1号から承認第3号までの12件でございます。

議案内容の説明は、それぞれの議案が議題に付された際に求めることにいたします。

なお、議案内容については要約して説明願います。

それでは、これより日程に従って議事に入ります。



◎議案第18号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 日程第5、議案第18号 皆野・長瀬上下水道組合規約の一部を変更する規約についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第18号 皆野・長瀬上下水道組合同規約の一部を変更する規約について、提案理由の説明を申し上げます。

浄化槽市町村整備型事業の実施に伴い、皆野・長瀬上下水道組合同規約で共同処理する事務に浄化槽に関する事務を加えるとともに、同組合同規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定によりこの案を提出するものです。

ご審議の上、原案を可決いただけますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） 総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 大澤康男登壇〕

○総務課長（大澤康男） 議案第18号 皆野・長瀬上下水道組合同規約の一部を変更する規約についての議案の説明申し上げます。

変更の内容説明を、議案の次のページにあります新旧対照表によりご説明いたします。1枚おめくりください。

まず、第3条、共同処理する事務に新たに第4号として「浄化槽市町村整備型事業に関すること。」を追加し、第14条に第6号として「浄化槽市町村整備型事業に係る経費については、組合町の前々年度の末日における当該浄化槽整備済基数（帰属されたものを含む。）割合とする」を追加するものです。

それでは、戻って議案をごらんください。附則において、この規約は埼玉県知事の許可のあった日から施行するものです。また変更後の規約第14条第2項第6号の規定にかかわらず、変更後の第3条第4号に係る経費については、平成26年度まで組合町の均等負担とするものです。

以上、議案第18号に係る説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 附則の2の関係なのですが、平成26年度までは組合町の均等負担とするということなのですが、第14条の第2項の（6）になるかと思うのですが、組合町の前年度の末日というふうになっているのですが、具体的には平成27年度から適用ということでございますので、平成25年度末の時点での整備基数の割合というふうに理解してよろしいのかどうか。あわせて、整備基数（帰属されたものを含む。）ということなのですが、この帰属されたものというのはどういうことなのか、お聞きしたいと思います。

○議長（大澤径子議員） 町民生活課長。

○町民生活課長（吉田明夫） それでは、ただいまの質問にお答えします。

まず、26年度までというような形で言われました。それは内海さんの言われるとおりでございます。実績報告が出ないもので、前年度までの基数がわからないという形でこのような表現にされました。あと帰属されたものというのは、今まで合併浄化槽を設置していただいた家庭が通常の管理、要は法定検査等をしっかりしていただいたもので、町が、今度は組合ですね、組合が引き受けて、そのまま維持管理をしているものに耐えるというような形、要は法定検査、また正規なくみ取り等を毎年実施して、通常な管理をしているものにつきましては、組合のほうでその浄化槽を引き受けて、委託料等をいただいて管理していくというものを帰属という表現にしてございます。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） そうなりますと、既設の合併処理浄化槽を設置しているものまで、上下水道組合で今後については維持管理をしていくと、そういうふうに一律的にとらえるのか、それともそれは希望によって維持管理を上下水道組合のほうへ、今後については使用料等を払うからお願いしますと、そういうことなのか。

○議長（大澤径子議員） 町民生活課長。

○町民生活課長（吉田明夫） 後者のほうで設置者が希望した場合受けるという形で、何でもかんでも企業団のほうで受けるという形ではございません。それにはやっぱり通常の管理をしたものに希望する者があれば受けると、そのような形になってございます。

〔休憩してください〕という人あり〕

○議長（大澤径子議員） 暫時休憩します。

休憩 午後 4時12分

再開 午後 4時14分

○議長（大澤径子議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） これをもって質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第18号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。



◎議案第19号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 日程第6、議案第19号 特別職の職員の報酬及び費用弁償支給条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第19号 特別職の職員の報酬及び費用弁償支給条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第203条の2第4項の規定に従い、特別職の職員の報酬の額及び支給の方法を明文化するため、本案を提出するものです。

ご審議の上、原案を可決いただけますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） 総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 大澤康男登壇〕

○総務課長（大澤康男） 議案第19号 特別職の職員の報酬及び費用弁償支給条例の制定について、ご説明申し上げます。

地方自治法第203条の2第4項には、特別職の職員のうち非常勤の者の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は条例でこれを定めなければならないと規定されておりますが、現行条例では一部の職の報酬額を予算の範囲内と定め、また年額で支給する場合の支給時期が定められていないなど、規定に不備があることから、所定の改正を行うものでございます。

なお、文言の整理等も含め、改正箇所が広範にわたるため、全部改正としておりますが、基本的には現行条例を引き継ぐもので、主要な改正箇所についてのみご説明申し上げます。

説明は、新旧対照表を用いて行います。新旧対照表5ページをごらんください。本別表は、報酬を支給するもの、その支給額の一覧でございます。表の左側、改正後の選挙長、選挙立会人、開票管理者、6ページに移りまして、開票立会人をごらんください。報酬の額には変更ありませんが、選挙会、開票が引き続き2日にわたった場合も1日とみなす規定を新たに追加しております。

続きまして、6ページ、投票管理者、期日前投票所、従事した時間が3分の2以内の場合の額を7,500円から6,500円に、7ページに移りまして、投票立会人、期日前投票所、同じく従事した時間が3分の2以内の場合の額を6,400円から5,600円に減額しております。6ページ、投票管理者を例に説明を申し上げますと、表右側現行では、2段目、投票管理者、投票所の報酬は、満額で1万2,100円、3分の2以内での従事で7,500円、一方その下の段、投票管理者、期日前投票所の報酬は、満額で1万600円、3分の2以内の従事で7,500円となっております。満額の報酬額には差があるにもかかわらず、3分の2以内の時間を従事した場合の報酬額が7,500円と同額となっているため、投票管理者、投票所の満額の報酬額1万2,100円と3分の2以内の従事した場合の額7,500円との割合により、投票管理者、期日前投票所の3分の2以内の場合の額を調整するもので、投票立会人についても同様の調整をするものでございます。

続きまして、7ページ、幼稚園長と勤労福祉センター所長を新たに追加しております。なお、報酬額は従前の取り扱いどおりです。

続きまして、9ページ、区長の報酬額について、予算の範囲内と定めていたものを改め、従来の取り扱いに基づき算出方法を明示するものです。また、これまで規則で予算の範囲内と定めていた環境衛生委員について、本条例に追加し、区長同様算出方法を明示するものです。また学校医、学校歯科医、学校薬剤師、さわやか相談員についても、算出方法または額をそれぞれ明示するものです。

続きまして、10ページ、これまで規則で予算の範囲内と規定していた交通指導員及び要綱で予算の範囲内と規定していた介護保険訪問調査嘱託員について本条例に追加し、報酬額を明示するものです。

別表に係る改正の説明は以上でございます。

新旧対照表2ページに戻りまして、左側、改正後の第2条でございますが、第3項第2号に報酬額を年額で支給する場合で、従事した期間が1年に満たない場合の月割り計算の方法について、また第4項に端数処理について新たに規定しております。

続きまして、3ページをごらんください。第3条第1項第1号では、報酬が件数、日額、月額で定められている場合の支給時期を規定しておりますが、従来日額についてはその都度、月額については毎月末としておりましたが、新たに加えた件数で報酬を支払う場合を含め、当該月の翌月の10日までと改正するものです。また、第2号に報酬が年額で定められている場合の支給時期について、当該年度の翌年度の4月10日までと新たに規定し、また第2項に支給時期の例外に係る規定を追加するものです。

続いて、第4条費用弁償についてでございますが、これまで費用弁償として旅費の額は議会議員に支給する旅費の例により、その他は町職員の支給する旅費の例によると2つの規定を引用し、定めていたものを、町職員の旅費支給に関する条例の常勤の特別職員の例によると一本化するものでございます。

なお、議会議員に支給する旅費の額と常勤の特別職員に支給する旅費の額は同額ですので、従来からの取り扱いに変更はありません。

続きまして、4ページをごらんください。現行の条例では、規則への委任規定が定められておりますが、現在規則は定められておらず、今後も定める見込みがないため、廃止するものでございます。

それでは、条例2ページをごらんください。附則において、この条例は公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用するものです。

以上で議案第19号に係る説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 特別職の職員の非常勤の者で報酬及び費用弁償の支給根拠を明確に管理するということでの条例の制定であります。そういったことで、私もこれに異論はないのですが、1点だけお聞きしたいのですが、7ページの新旧対照表ですか、これの総務課長のほうから幼稚園長と勤労者福祉センターの所長の月額の報酬、現行の報酬金額を明記したということなのですが、非常勤ということで勤務内容とか、その辺も差はあるのかというふうには理解するのですが、なぜこういった公民館長含めて、このような差があるのか、この辺について説明をお聞きしたいと思います。

○議長（大澤径子議員） 教育次長。

○教育次長（吉橋守夫） 12番、内海議員さんからご質問のありました公民館長、幼稚園長、勤労福祉センター所長、プールの所長でございますが、この差でございますが、ちょっと詳細が手元にないので、わかる範囲内でお答えさせていただきたいと思いますが、勤務時数、月の勤務時間等が異なっているという関係等が関係してくると思います。まず、公民館長の場合は、月18日というようなことと、あと幼稚園等の場合は週3.5日とか、勤労福祉センターの所長の場合は週3日以内、そういったようなことが定められていまして、それにより今までの報酬額に差があったという、それに準じてということになります。これ以上の詳細につきましては、資料を取り寄せまして必要により答弁させていただきますが、今私の把握している中では以上のことで、このような金額になっているわけでございます。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） これをもって質疑を終結いたします。
続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第19号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。



◎議案第20号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 日程第7、議案第20号 皆野町暴力団排除条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第20号 皆野町暴力団排除条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

埼玉県内からの暴力団排除を徹底するため、県内市町村においても暴力団排除条例を制定し、積極的に取り組む必要があることから、本案を提出するものです。

ご審議の上、原案を可決いただけますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） 総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 大澤康男登壇〕

○総務課長（大澤康男） 議案第20号 皆野町暴力団排除条例の制定について、議案の説明を申し上げます。

まず、第1条では、条例制定の目的を定めております。埼玉県では、埼玉県暴力団排除条例が平成23年8月1日から施行されております。本条例は、暴力団排除活動の推進に関し、基本理念、町、町民及び事業者の責務並びに暴力団排除活動に関する施策の基本的事項等を定めることにより、町民生活の安全と平穏を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的としております。

第2条では、暴力団、暴力団員についての定義を定め、第3条では基本理念として暴力団が町民生活及び社会経済活動に不当な影響を及ぼす存在であることを認識した上で、暴力団を恐れない、暴力団に資金を提供しない、暴力団を利用しない、暴力団等と不適切な関係を有しないという内容を定めております。

第4条、5条では、町、町民、事業者の責務が定められており、町は暴力団排除活動に関する施策を、総合的かつ計画的に実施する。町民は、自主的に暴力団排除に取り組むとともに、町が実施する施策に協力するように努める。事業者は、その事業により暴力団を利することとならないように努めるとともに、町が実施する施策に協力するよう努めるという内容です。

第6条以降には、暴力団排除活動に関する基本的施策が定められており、町の事業における措置、町民に対する支援、啓発活動、広報活動や県への協力、国、地方公共団体との連携が定められています。

第11条では、青少年に対する教育のための措置で、中学生が暴力団排除活動の重要性を認識するとともに、加入や被害を受けないようにするための教育が行われるよう、適切な措置を講ずることが定められています。

附則において、この条例は平成24年7月1日から施行するものです。

以上で議案第20号に係る説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） 第9条、10条あたりで、県への協力、国及び地方公共団体との連携、警察との連携とか協力という項目はなくてよろしいのでしょうか。それと、さきの議論で明らかになったように、余り協力してもらえないからなのではないでしょうか。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（大澤康男） ただいまのご質問でございますけれども、警察につきましては、県の中へ含まれているものと解釈していただきたいと思えます。

以上です。

○議長（大澤径子議員） ほかに質疑はございませんか

12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 提案理由の中にも触れられているのですが、埼玉県内からも暴力団排除を徹底するためということも提案理由の中に入っていますし、この種の県の条例としては平成23年の8月から制定されるというふうに説明がされているのですが、この条例については県下各自治体の中で、それぞれちょっと言葉は適当かどうかかわからないですが、内容的にも統一的な内容で各自治体として条例を制定すると、そういうふうな理解でよろしいのかどうか。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（大澤康男） そのとおりでございます。県からご指示がありまして、全部の町村でつくっていただきますということでお願いがありました。今、近隣のところでちょっと調べたところだと、小鹿野町は既に制定済みになっております。また、今回の議会の都合、まだ結果は聞いていないので、ほかにちょっと聞いていないので、確認できているのは小鹿野町ですが、策定済みということになっております。

以上です。

○議長（大澤径子議員） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第20号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。
よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。



◎議案第21号の説明、質疑、討論、採決

- 議長（大澤径子議員） 日程第8、議案第21号 皆野町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

- 町長（石木戸道也） 議案第21号 皆野町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

住民基本台帳法の一部改正に伴い、皆野町印鑑条例の所要の規定を整備するものです。

ご審議の上、原案を可決いただけますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

- 議長（大澤径子議員） 町民生活課長に議案内容の説明を求めます。

町民生活課長。

〔町民生活課長 吉田明夫登壇〕

- 町民生活課長（吉田明夫） 議案第21号 皆野町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、内容をご説明申し上げます。

このたびの改正は、平成24年7月9日に外国人登録制度の廃止及び外国人住民が住民基本台帳法の適用対象となることに伴い、所要の規定を整備するものでございます。

議案の2ページ後ろに、条例の新旧対照表を添付してございますので、ご参照をお願いいたします。右側が現行、左側が改正後でございます。

まず、第2条、登録の資格でございますが、「次の各号のいずれかに該当する者」を、「住民基本台帳法に基づき、本町の住民基本台帳に記載されている者」に改め、同条各号を削除するものでございます。

2ページをお願いいたします。登録申請の確認でございますが、第4条第3項第1号中の「若しくは」を「又は」に改め、「又は外国人登録証明書」を削除するものでございます。

次に、印鑑の登録でございますが、第5条第2項第3号中の氏名の次に、「(外国人住民に通称が記録されている場合にあつては、氏名及び通称)」を加え、さらに同項に次の1号を加えるもので、第7号、「外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該指名のカタカナ表記」とするものでございます。

3ページ、第6条です。印鑑登録の制限でございますが、第6条第1号中の「又は外国人登録原票」及び「又は登録」を削除し、「若しくは名又は氏名」を「、名若しくは通称又は氏名若しくは通称」に改め、同条第2号中の氏名の次に「又は通称」を加え、同条に次の1項を加えるものでございます。

第2項、「町長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されてい

る印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。」とするものでございます。

続きまして、第11条第2項中の第2号を削除し、4ページに移りますが、第3号を第2号とし、第4号中、「又は名」の次に、「(外国人住民にあっては、通称又は氏名のカタカナ表記を含む。)」を、第6条の次に「第1項」を加え、同号を同項第3号として、同号の次に1号を加えて、同条第3項中の第3号、第4号を第2号、第3号と改めるものです。第4号として、「外国人住民にあっては、法第30条の45表の上欄に掲げる者ではなくなったとき(日本の国籍を取得した場合を除く。)」を加えるものです。

5ページになります。印鑑登録証明書の交付の要綱でございまして、第13条第2項中の「氏名」の次に「(外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあっては、指名及び通称)」を加え、同項に次の1号を加えるものです。

第6号としまして、「外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている指名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けた場合にあっては、当該氏名のカタカナ表記」とするものでございます。

それでは、改正条例の本文をごらんください。当該一部改正条例の附則でございしますが、第1項として、この条例は平成24年7月9日から施行するものでございます。

第2項は職権抹消を、第3項は登録抹消の通知を、第4項は職権による修正を規定したものでございます。

以上ですが、議案第21号の説明といたします。

○議長(大澤径子議員) これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(大澤径子議員) 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(大澤径子議員) 討論なしと認めます。

これより議案第21号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(大澤径子議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。



◎議案第22号の説明、質疑、討論、採決

○議長(大澤径子議員) 日程第9、議案第22号 皆野町長寿祝金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第22号 皆野町長寿祝金条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

外国人登録法の廃止により、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただけますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長に議案内容の説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 浅見広行登壇〕

○健康福祉課長（浅見広行） 議案第22号 皆野町長寿祝金条例の一部を改正する条例の制定について、内容のご説明を申し上げます。

この条例は、現行の条例第2条、対象者の中に、外国人登録法の規定により登録されている者がございますが、法律の廃止によりまして、これを削除するというものでございます。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第22号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。



◎議案第23号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 日程第10、議案第23号 埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第23号 埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

住民基本台帳法の一部改正に伴い、埼玉県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第291条の11の規定により提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただけますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） 町民生活課長に議案内容の説明を求めます。

町民生活課長。

〔町民生活課長 吉田明夫登壇〕

○町民生活課長（吉田明夫） 議案第23号 埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、内容をご説明申し上げます。

平成24年7月9日、外国人登録法の廃止による住民基本台帳法の一部改正に伴い、埼玉県後期高齢者医療広域連合規約を変更するもので、第17条関係の別表第2、備考第1項及び第2項中の「及び外国人登録原票」を削除することについて、地方自治法の規定により議決を求めるものでございます。

以上で議案第23号の説明とさせていただきます。

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第23号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。



◎次会日程の報告

○議長（大澤径子議員） 次会日程の報告を行います。

あす21日は、午前9時から本日に引き続き議案の審議を行いますので、定刻までにご参集願います。



◎散会の宣告

○議長（大澤径子議員） 本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 4時46分

平成24年第2回皆野町議会定例会 第2日

平成24年6月21日（木曜日）

議事日程（第2号）

1、開 議

1、議事日程の報告

1、議案第24号 工事請負契約の締結についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第25号 備品購入契約の締結についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第26号 平成24年度皆野町一般会計補正予算（第1号）についての説明、質疑、討論、採決

1、承認第1号 専決処分の承認を求めることについての説明、質疑、討論、採決

1、承認第2号 専決処分の承認を求めることについての説明、質疑、討論、採決

1、承認第3号 専決処分の承認を求めることについての説明、質疑、討論、採決

1、請願の審査報告

1、平成24年請願第1号 障害者総合福祉法（仮称）の早期制定を求める請願書の報告、質疑、採決

1、平成24年請願第2号 子ども・子育て新システムによる保育制度改革に反対し、現行保育制度の拡充を求める意見書の提出を求める請願書の報告、質疑、採決

1、請願の審査

1、請願第4号 消費税増税に反対する意見書の提出を求める請願の上程、説明、質疑、採決

1、請願第5号 建設業従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を図るよう国に働きかける意見書の提出を求める請願の上程、説明、質疑、採決

1、発議第2号 障害者総合福祉法（仮称）の早期制定を求める意見書の提出についての上程、説明、質疑、討論、採決

1、発議第3号 子ども・子育て新システムによる保育制度改革に伴い懸念される現行保育制度の拡充を求める意見書の提出についての上程、説明、質疑、討論、採決

1、発議第4号 建設業従事アスベスト被害者の早期救済・解決を求める意見書の提出についての上程、説明、質疑、討論、採決

1、陳情の審査

1、陳情第1号 「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書提出を求める陳情についての上程、報告

1、議会運営委員会の閉会中の継続調査について

1、諸般の報告

1、議決事件の字句及び数字等の整理

1、閉会について

1、閉 会

午前9時01分開議

出席議員（12名）

1番	小杉修一	議員	2番	宮前司	議員
3番	常山知子	議員	4番	若林光雄	議員
5番	大澤金作	議員	6番	新井達男	議員
7番	新井康夫	議員	8番	大野喜明	議員
9番	大澤径子	議員	10番	林豊	議員
11番	四方田実	議員	12番	内海勝男	議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	石木戸道也	副町長	土屋良彦
会計兼 管理 者 兼 会計課長	大塚宏	教育長	山口喜一郎
総務課長	大澤康男	町民生活 課長	吉田明夫
健康福祉 課長	浅見広行	税務課長	四方田勝吉
産業観光 課長	川田稔久	建設課長	小宮健一
教育次長	吉橋守夫		

事務局職員出席者

事務局長	高橋修	書記	黒澤栄則
------	-----	----	------

◎開議の宣告

(午前9時01分)

- 議長（大澤径子議員） おはようございます。ただいまの出席議員は12人で、定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

- 議長（大澤径子議員） 本日の議事日程を報告いたします。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。これに従って議事を進めてまいります。



◎議案第24号の説明、質疑、討論、採決

- 議長（大澤径子議員） 日程第1、議案第24号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。
町長に提案理由の説明を求めます。
町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

- 町長（石木戸道也） おはようございます。本日もよろしくお願いたします。
議案第24号 工事請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。
皆野町防災行政無線デジタル同報系施設整備工事請負契約を締結したいので、議会の議決に附すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、契約の締結について議決を求めるものです。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

- 議長（大澤径子議員） 総務課長に議案内容の説明を求めます。
総務課長。

- 総務課長（大澤康男） 議案第24号 工事請負契約の締結について説明を申し上げます。

この工事は、皆野町防災行政無線デジタル同報系施設整備工事でございます。工事の内容については、今までの議会等でご説明しておりますが、親局を役場庁舎に置き、中継局を美の山山頂、子局を66カ所、戸別受信機を130個設置し、既設の有線放送施設を撤去するものでございます。

この工事の入札でございますが、条件つき一般競争入札で行いました。平成23、24年度、皆野町建設工事等競争入札参加資格名簿に電気通信の業種で登載され、経営事項審査、電気通信工事に係る総合評点値が850点以上であるもの。ただし、町に対して契約権限を有する本店または営業所等が秩父郡市内に所在するものについては、経営事項審査電気通信工事に係る総合評定値が650点以上であるものであることを参加資格として執行しました。

議案をごらんください。工事名、皆野町防災行政無線デジタル同報系施設整備工事。施工箇所、皆野町全域。請負金額、2億4,284万4,000円。請負業者、さいたま市大宮区下町1丁目45番地、沖ウィンテック株式会社北関東支店、代表者は高橋輝弥支店長です。

入札に参加された業者は9社でございます。工事の履行期間ですが、議決の日から平成25年10月31日まででございます。

以上で、議案第24号に係る説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） 本案につきまして、2点お聞きしたいと思います。

まず1つは、その前にこの工事請負契約につきまして、大変予想以上に安くできるということに対しまして当局の努力を、努力の結果ということで大変評価できることだと、まずお礼を申し上げまして、質問ですけれども、まず過日の説明の中で、スピーカーの向きによって聞こえがよくなったり悪くなったりということもあったのですけれども、その辺の調整の経費、それらも含めてというふうに考えておるのですが、それでいいわけでしょうか。また、その調整の期間も含めて先ほど25年10月31日というふうに考えていいか、この点についてお聞きしたいと思います。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（大澤康男） ただいま林議員からのご質問でございますが、調整等を行いまして、試験放送を当然いたします。それを含めての期限でございます。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございますか。

12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 9社による一般競争入札ということなのですが、実施設計の段階で整備費としては3億4,566万、そういうことだったのですが、具体的に予定価格等はどの程度の価格だったのか、またその予定価格と整備費との差、どういった理由でそういった予定価格を設定したのか。

それと、沖ウィンテックという会社はどのような会社なのか、例えば沖電気の系列とか、そういったことをお聞きしたいわけなのですが、この2点について。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（大澤康男） 内海議員さんからのご質問でございますが、まず1点目、予定価格でございますが、これは予定価格は公表しております。税込みの価格で3億355万5,000円でございます。当初予算をとったときからその後の見直しがありまして、若干人件費等が少なくなっております。そんな関係でございます。

それから、落札されました沖ウィンテック株式会社北関東支店でございますが、沖電気の系列の会社ということでございます。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

7番、新井康夫議員。

○7番（新井康夫議員） 先ほどの関係で工事期間、25年10月31日までというふうにお聞きいたしました。

それでこの工事期間、これがずれて延滞した場合、その延滞条項、その中で1日当たり幾らとかそういうふうなことは決まっているのでしょうか、契約の中で。

〔「多分契約では後ろのほうにあると思います」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（大澤康男） 工事の請負約款の中に、45条でございまして、遅延日数に応じて年3.1%の割合で算出する額ということで決められています。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 7番、新井康夫議員。

○7番（新井康夫議員） 年3.1%というのは、何に対して年3.1%ですか、請負工事金額に対してですか、お願いいたします。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（大澤康男） ただいまのご質問でございまして、損害額の額は請負代金から部分引き渡しを受けた分に相当する請負代金額を控除した額について、遅延日数に応じて年3.1%の割合で計算した額ということでございます。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） 2億4,000万円からの金額となりますと、構造物として大きなものは何点か出てくるのでしょうか、例えば電柱のかいやつを、でかいようなやつを新たに何カ所か建てるという構造的なもので、大きなものはありますか。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（大澤康男） 工事の内容の中で大きなものはやっぱり本部になります役場庁舎の設備が大きなもの。それから、美の山の上にある中継所、それが大きなものでございます。次に大きいといいますと、峰地区につけます再送信装置。そのほかの子局につきましては、15メートルの電柱というのですか、それにスピーカーをつけるものなので、大きなものというのは、やっぱりこの中継局と役場の中の施設ということになると思います。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございせんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） これをもって質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第24号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。



◎議案第25号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 日程第2、議案第25号 備品購入契約の締結についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第25号 備品購入契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

皆野町営バス1号車について、初年度登録から15年が経過し、走行距離も64万キロを超えて車両の老朽化が著しく、車両買いかえのため備品購入契約を締結したいので、議会の議決に附すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例、第3条の規定に基づき議決を求めるものです。ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） 総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 大澤康男登壇〕

○総務課長（大澤康男） 議案第25号 備品購入契約の締結について議案の説明を申し上げます。

町営バス車両購入でございます。町営バスは3台で町内2路線を運行しており、計画的に車両の買いかえを行ってきました。今回、買いかえる車両は1号車で、初年度登録から15年を経過し、走行距離も64万キロを超えており、老朽化も進んでおります。

購入する車両の概要を申し上げます。小型のノンステップ路線バスで、全長は6.99メートル、定員34人で、その内訳は12人用の座席と立ち席21人、乗務員1名であります。後乗り、中おりで、着脱式の車いす用スロープつきで、車いす1台固定使用になっております。

この町営バス購入事業の購入執行につきましては、平成24年度皆野町建設工事等競争入札参加資格者名簿に物品登録された業者が1名のみであったため、随意契約としました。

議案をごらんください。1、業務名、皆野町営バス（1号車買いかえ）車両購入事業。納入場所、皆野町大字皆野1420番地1（皆野町役場）。納入期限、平成24年10月19日、購入金額、1,798万5,850円、納入業者、熊谷市佐谷田2228番地、東京日野自動車株式会社熊谷支店、支店長、渡辺勝行でございます。

以上で、議案第25号に係る説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） 10番、林です。このバスの件、購入について今さらというようなところもあるのですが、きのうもデマンドバス等の関係もありまして、バスの話題が出たところでもあるかと思うのですが、現状の町営バスの今3台の体制というふうに話がありましたが、3台の車の購入時期をまず教えてください。

それから、この車についても15年目で新しくするという形で買いかえるということは、今度買いかえたこの車を少なくとも15年は使うのかなというふうに考えられるわけですが、そうすると裏を返していけば、現状の町営バスの3台体制といいますか、今と同じようなことをまた15年間続けるのかなというふうにも思われるわけですが、その辺の先行きというか、構想についてある程度見通しが立っているようであれば、それについてもまず教えていただきたいと思えます。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（大澤康男） ただいま的林議員さんからのご質問ですが、まずはほかの2台でございますけれども、計画的に買いかえてきておりまして、今回がちょうど最後の3台目ということになるわけなのです。

けれども、3号車につきましては平成21年度に買い替えました。それから、2号車につきましては平成22年度に買い替えております。それから、次の今後15年ということでございますけれども、きのうからも話出ていますが、これから考えていくということは、バスが通っていないところについてこれからさらに考えていくということでございますけれども、今バスが通っているところにつきましては、さらに今後考えているのは、その先のこと考えていることでありますので、期間で走っているところについては、バスを買い替えまして、今と同じ考えで走らせるようなつもりではおりますが、そんな感じです。よろしくお願いいたします。

○議長（大澤径子議員） 10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） まず、それにつきまして、乗降客についての調査は最新のものでどれぐらい、どのぐらいの時期にやったかということ。今の総務課長の答えだと、現状のような形で先行きこのバスの3台の寿命といったらおかしいですけども、期間やるというような話ですが、それは余りにも普通に考えてみても芸がないと。少なくともきのうの話でも、この10年間で万の単位で利用者が減っていると、一方でもっと細かいきめ細やかな足としての利用というのが要望されているわけです。こういう大きなバスですと、この辺大きいと言ってもこれは30人乗りですから、大きいのか小さいのか非常に微妙なところですが、大きいバスを運用していたのではそういうことには対応できないということは周知の事実ですから、それらを含めてそういったことをまず折り込みながら、このバス事業というのをどうやったらいいかというのを考えた中で買い替えというものをもう少し、買い替えというかバス事業を考えていかなければいけないのではないかと思うわけです。

それは意見としてですが、質問としては乗降客の調査です。最新としていつやったか、それから今後やる必要があるかと思いますが、やる予定があるかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（大澤康男） 林議員からのご質問でございますが、まず乗降客の調査ですが、これは毎年行っております。1日使いまして、すべてのバスに同乗しまして、バス停ごとにどこで乗ってどこでおりたかという調査を毎年しております。

それから、先ほどのバスの考えなのですけれども、基本的には先ほど言ったように、この3台で今バスのほう運行しておりますので、それを継続してやるために今回買い替えをして、さらにそれ以外のきめ細かなところについては、これからの検討ということでございますので、それに使うバスとか車両等、方法、これから検討していくところでございますので、今回のバスの購入につきましては、今の現状をスムーズに進めるためのものがございます。よろしくお願いいたします。

○議長（大澤径子議員） 10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） 調査を行ったということなので、ざっくりでいいですから、ちょっと教えていただきたいのですが、30人以上乗る可能性のある時間帯というのはどれぐらいありますか。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（大澤康男） 調査の内容について、ここに今資料持ちあわせておりませんので、取り寄せ、後で報告させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 町営バスの買い替えといいますか更新が、この1号車ですべて更新が済むという

ことだと思うのですが、3号車を買いかえたのが平成21年度、2号車が22年度という説明をされているのですが、3号車と2号車の購入金額、教えていただけますか。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（大澤康男） ただいま内海議員さんからのご質問でございますが、過去の購入金額でございます。21年度に買った3号車、1,305万1,500円、22年度に購入した2号車については1,292万1,305円でございます。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 大分、金額は差があるのですね。1号車の概要ですか、先ほど課長のほうから説明があったのですが、3号車等の比較をしましてもほぼ同じような様式というかそういったバスだと思うのですが、購入金額約500万円ぐらい今回高いわけです。この差というのは、どういう関係で高くなっているのか。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（大澤康男） 内海議員さんからの再質問にお答えいたします。

バスを購入した会社は、すべて同じ会社でございます。1号車を今度買うわけですが、2号車、3号車と同じ形のバスが製造が中止になっておりまして、同じものが買えないと、大体同じ程度のもので購入するわけですが、今までのものが製造が中止になってしまったということで、今回このバスを買うということでございます。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） それにしても、3号車との比較をしてみても3号車のほうが定員等も含めても定員が36人で、座席が13人、立ち席は22人、乗務員1名ということで、今回購入する1号車のほうが定員も含めて小さいというか、そういった様式のバスだというふうに理解するのですが、それでなおかつ500万円も高額だというのはちょっと理解に苦しむのですが、この辺の細かい説明、なおかつ、契約も随意契約ということであります。できましたら、2号車の概要も説明していただければありがたいのですが。

○議長（大澤径子議員） 暫時休憩します。

休憩 午前 9時26分

再開 午後 9時29分

○議長（大澤径子議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

○総務課長（大澤康男） 先ほどからの内海さんの質問でございますけれども、先ほども申し上げましたように、以前買った2号車、3号車につきましては、製造が中止になりました。その2号車、3号車はもともとバス仕様、路線バス仕様になっていたバスでございますが、そういう形のバスが製造中止になったということで、今回買わせていただくバスにつきましては、普通のバスに乗りおり用のドアをつけるとか、1つ足して2つにするわけですが、そういうところの改造費が約500万円かかります。そんな関係

で、前のバスよりも金額的には高くなっているということでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） 今度の新しいバスは、そうすると車いすが乗れるとなるとそれなりにその乗降に関して介助してやらないといけないという問題と、道が余り狭いところで長時間介助のために停車するという問題も一つ発生してくるかと思うのですけれども、その辺の見通しはどうでしょうか。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（大澤康男） 小杉議員さんからのご質問でございますけれども、今度のバスには車いす用のスロープの板つきで、車いすも1台固定されるようになっております。乗りおりに対しては、補助が必要になってくるかと思っておりますけれども、特別そのために添乗員をつけるということではありませんので、その場合は運転手が補助するとかそういう形になっていくと思っております。

それから、乗りおりに対しての道が狭いというところでございますけれども、バス停の関係もありますので、できるだけ、できるだけというか安全には気をつけてやってもらうということだと思います。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第25号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。



◎議案第26号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 日程第3、議案第26号 平成24年度皆野町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第26号 平成24年度皆野町一般会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ124万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億8,725万3,000円とするものです。

歳入の主なものは、地域子育て創生事業費県補助金、緊急雇用創出基金県補助金の増、公共施設整備基金繰入金の減を計上いたしました。歳出では主なものとして、人事異動等に伴う人件費の減額、そして緊急雇用創出事業費の増、防災行政無線整備工事管理業務委託費の追加を計上いたしました。ご審議の上、原案を可決いただけますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） 総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 大澤康男登壇〕

○総務課長（大澤康男） 議案第26号 平成24年度皆野町一般会計補正予算（第1号）につきまして、内容の説明を申し上げます。

1 ページをご覧ください。第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ124万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億8,725万3,000円とするものでございます。

2 ページから4 ページまでが第1表、歳入歳出予算の補正でございます。

5 ページをお開きください。第2表、継続費の補正でございます。当初予算に計上しておりました、防災行政無線整備事業に係る継続費に工事管理業務委託費を追加するものでございます。

水色の仕切りの次からが歳入歳出補正予算事項別明細書等の予算に関する説明です。

予算に関する説明書3 ページをごらんください。歳入からご説明申し上げます。款15県支出金、項2県補助金、目2民生費県補助金、地域子育て創生事業費県補助金、126万円の追加は児童手当制度の改正に伴うシステム改修に係る補助金でございます。目4労働費県補助金、緊急雇用創出基金県補助金544万6,000円は、本年度追加で実施する2つの事業に係る補助金でございます。目7教育費県補助金10万円の追加は人権教育事業に係る補助金で、本年度の交付が決定したことにより、追加するものでございます。

次の款18繰入金、項1基金繰入金、目1公共施設整備基金繰入金805万3,000円の減額は、今回の補正の歳入歳出差引額の調整によるものでございます。

4 ページをお開きください。歳出についてご説明申し上げます。各費目の中で、給料職員手当、共済費等の補正がございますが、これは職員の新陳代謝及び人事異動並びに埼玉県市町村職員共済組合における地方公共団体の共済費負担金率が引き下げられたことによる共済費の減額等の人件費の補正でございます。

飛んで、7 ページをお開きください。2 段目、款3民生費、項2児童福祉費、目2児童措置費、節13委託料、電算システム改修委託料126万円は、歳入でもご説明申し上げましたが、児童手当制度の改正に伴うシステム改修費でございます。

次の8 ページをお開きください。2 段目、款5労働費、項1労働諸費、目1労働諸費は552万3,000円の追加です。これは緊急雇用創出事業として、小学校の学級補助員の配置及び教育施設の図書管理事業を追加するのでございます。

飛んで、11 ページをお開きください。款9消防費、項1消防費、目4災害対策費、232万6,000円の追加は、先ほど継続費の補正でもご説明しましたが、防災行政無線整備工事に係る管理業務を計上したものでございます。

14 ページから18 ページまでが給与費明細書、19 ページが継続費に関する調書となっております。

以上、簡単でございますが、一般会計補正予算（第1号）の説明といたします。よろしくお願ひいたし

ます。

○議長（大澤徑子議員） これより本案に対する質疑を行います。

10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） 今回の補正で24年度第1号ということですが、今年度予算もざっくり40億弱という形で、このあと昨年度の補正の最終版が乗っかりまして、昨年度がやはり大体同じぐらいな規模になるかと思うのですが、今回のこれについてということではなく、関連ということでお聞きしてまた釘を刺しておきたいと思うのですが、きのうも一般質問の中で懐かしのといいますか、リフレッシュプラン05、05ですよ。05、これ2005年ということですよ。もう7年も前のこと。7年も前から始めたいわゆるリフレッシュプラン、財政再建プランといいますか、細かいところで節約をしようということですが、なぜこれが始まったかといえば、そのころのいわゆる町村合併が秩父市、長瀨町どちらにしようかなということを含めて一たん破綻を見た、1回目の破綻です。その後、単独でやらなくてはいけないということで、行政改革を徹底するということから始まったことだと思うのですが、一たんはその効果が現れたといいますか、予算規模も30億円に近寄る形で、恐らくそのくらいで推移するであろうということは、議会の定員減のときにも何度も議論されたところではあります。

ところが、小中学校の改築等で大きな予算がこれ必然的にかかりますので、その分で上乘せされてこの数年間は35億円以上というのが続いたわけですが、それが一たん収束した3年前ぐらい前からは、また35億円から30億円ぐらになるのかなと思ったところが、あに図らんや逆に去年は当初において40億円を超えると。一体どこにそういう金が隠れていたのか、その後の石木戸町長の1期目の公約である秩父市との合併のときのシミュレーションで言えば、23年度、24年度ではこれ破綻するという予定だったのです。それが、逆に40億円以上の大型予算が組める。防災行政無線なんかやったら、とてもできない。億の赤になるということが、これが楽々のみ込めてしまう。

一方で、きのうの質問の中にもありましたけれども、リフレッシュプラン05で運動公園150円、これいまだに取るのだということもあるわけです。逆に、千万単位の年間の経費持ち出しをずっと続けてやっている事業もあるわけです。一体、その辺どのように考えているのか、一言お聞かせ願いたいと思います。

○議長（大澤徑子議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 財政というものは、緩めればすぐ悪化をする、これは各家庭におきましても同じことが言えるかと思えます。確かに政権もかわった、あるいは国も少し構造改革というか、行き過ぎがあったかなという反省に立ってのことかと思えますけれども、交付税等もかなり交付をしていただけたような状況になってきたというようなこと、あるいはまた町民の皆さん方に、負担も強いなければならない、そういうこと等も功を奏しまして、現状のようなしっかりした財政ができてきたと、このように私は思っております。今林議員が何を言わんとしているのかはよくわかりませんが、町の予算につきましても皆さんも感じておられるかもしれませんが、切り込むところはかなり切り込んだり、あるいは我慢をさせていただいたり、そういう中で執行をさせていただいているわけでございまして、言われるようにばらまきのものは全くありませんし、必要最小限の事業をやっておると、こういうつもりでおりますので、他の議員の方々にもご理解をいただきたいと思っております。

○議長（大澤徑子議員） 10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） 今言われたとおり政権交代等ありましたので、その辺のことでその政策等の関連もあって膨れた部分というのは確かにありますので、その辺のところは仕方がない部分もありますが、き

のうの答弁では非常に交付税なんかも切られるか、切られる予定だったからというようなことで、リフレッシュプラン05の中のいわゆる公共のグラウンド等の使用料も取るようになった。だけれども、そういう事態が変わってきているわけです。あれのトータルと、ああいったことのいわゆる使用料のトータルと、それから必要であるかどうか非常に疑問の部分のトータルとを掛け合わせたときに、これはかなりそうでない部分のほうが多いわけです。という意見もあるわけです。もっと切るべきところはないわけではない、そこら辺をよく見てもらいたいということです。

単純に数字のマジックみたいなものですが、こんなに膨れて40億円もの予算が組めるほど相対的にいっても、余りいいわけではないのでやるべきこと、もちろんやるべきことをやっているからということはあるのですが、もう少し切り込むところはかなりあるはずで、それこそ事業の中、リフレッシュプラン05の達成率はもうかなり高いですから、それ以外の事業の部分で膨れていることは確実にあるわけなので、その辺の再検討をお願いしておきたいと思います。

以上です。

○議長（大澤徑子議員） 他に質疑はございませんか。

12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 何点か質問したいと思うのですが、1点目なのですが、5ページの防災行政無線の整備の継続費補正の関係なのですが、約451万円ですか、この差を計算しましたらそういうふうになるのですが、先ほど総務課長のほうから防災行政無線整備工事管理業務委託料ということで説明がされたのですが、委託料だけだとすると232万ということでありますので、それ以外の内容についてお聞きしたいというふうに思います。

また、先ほどの議案第24号にて防災行政無線の事業費が2億4,284万円ということで事業費が確定したわけです。この継続費についても、当然現額補正を今後やるようになろうかと思うのですが、いつごろ減額補正を行う予定なのか、この点についてお聞きしたいと思います。

それと、先ほどの防災行政無線の管理業務委託料ということなのですが、具体的にどこに委託を考えているのか、この点についてお聞きしたいと思います。

それと、8ページになります。この緊急雇用創出の関係で、臨時職員の賃金ということで約320万円の増額ということで、課長のほうから説明の中で学校補助員等ということで具体的に説明がされているのですが、具体的にどういった職場なりまた配置先を考えているのか、この点についてお聞きしたいと思います。

それと、9ページになるのですが、項1農業費、目1農業委員会費で説明欄で返還金22万5,000円ということなのですが、この増額補正の内容についてお聞きしたいと思います。

同じく、項1商工費の目3観光費、節13委託料、施設管理委託料ということで12万8,000円ということなのですが、この内容についてお聞きしたいと思います。

それと、最後になるのですが、ことしの5月2日の夜から3日にかけて、3日の明け方にかけて、当町でも大変激しい雨に見舞われまして、三沢地内の林道能林線で、大変大きなと言いますか、崩落災害が発生しているかと思えます。現状、通行だめという形でしているかと思うのですが、今回の補正予算の中身を見ましたら、これに関連する復旧工事等見当たらないわけなのですが、具体的にどのような検討がされているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（大澤徑子議員） 教育次長。

○教育次長（吉橋守夫） 12番、内海議員さんからの8ページの労働諸費の関係の中の緊急雇用、賃金の関係の319万9,000円の関係の補助員等の関係を具体的にということのご説明をさせていただきたいと思えます。

臨時職員につきましては、3人を予定をしております。そのうちの1人でございますけれども、そのうちの1人は国神小学校への学級補助員ということで、配置を予定しております。内容につきましては社会情勢や家庭環境の変化から個性豊かな児童がふえているということで、学級担任の先生の力だけではなかなか指導が困難と見られるような状況でございます。

具体的に申し上げますと、学校になじめないとかクラスに溶け込めないといった児童によりまして、教職員がかりっきりというような状況でございます。その関係で、1人の学級補助員をお願いするものでございます。

あと2人でございますけれども、町内の小中学校、皆野小学校、三沢小学校、皆野中学校、それと皆野総合センターの図書室に図書管理システムを導入を予定しております。これにつきましては、町づくりに関する町民からの要望等の中にもございますが、図書館の整備に対する意見等が多いということで、利用者である児童生徒、町民が利用しやすい仕組みにするために作業員2人を配置して、主に図書の整理とパソコンへの図書データの入力作業を行い、図書管理システムを導入し、利用者の利便性の向上と図書館等の運営、図書室等の運営の改善、充実を図りたいとするものでございます。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（大澤康男） 12番、内海議員さんからのご質問の中のまず1点目、5ページの継続費の補正のところでございますけれども、内海議員さんが言われるように今回451万5,000円ふえております。

それで、そのふえた理由がその防災無線の工事の管理委託料金でございますけれども、今年度補正で、11ページでございますけれども、委託費ということで、補正を232万6,000円とさせていただきました。この継続費についての451万5,000円の差はこの管理費の2年分、24、25年分をここで継続させていただきましたので、今回補正した、232万6,000円と来年度分、来年度また上げさせていただくわけですけれども、218万9,000円ということでございまして、合計で451万5,000円ということになっております。

それから、次の工事費が確定しましたけれども、なぜ減額しないかということでございますけれども、今回のこの工事、起債を受けるわけございまして、起債の借り受けの限度額、許可限度額が予算額ということになっております。ここで予算確定した工事費に補正してしまった場合に、今後何かの関係で価格に変動があったという場合に起債が100%できなくなってしまうということで、年度割価格が確定するまで置かせていただいて、工事が始まって確定した時点で補正をさせていただく予定でおります。确实なところでいけば年度が確定した3月のところで補正をさせていただくようなことで考えております。

それから、最後のご質問ですけれども、管理委託の業者でございますけれども、この工事の実施設計を契約しましたイーエスエスという会社、そこへ管理を委託する予定でおります。設計した業者ですので、内容について熟知しておりますので、そういう形で有利かと思ひまして、そこへお願いすることで予定しております。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（川田稔久） 12番、内海議員さんのご質問にお答えをいたします。

始めに9ページ、6の1の1、節23償還金利子及び割引料返還金22万5,000円の追加の理由でございますが、これは平成23年度農業委員会交付金事業の実績に基づく返還金15万7,342円と平成23年度農業者年金業務委託手数料事業の実績に基づく返還金6万6,777円、合わせて22万5,000円を追加したものでございます。同じく9ページの7の1の3、節13委託料、施設管理委託料12万8,000円の増額の理由でございますが、これは日野沢華厳の滝観光トイレ、下田野観光トイレ、中三沢観光トイレ、国神観光トイレ、吉野入観光トイレの保守管理委託料12万8,000円を増額したものでございます。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 建設課長。

○建設課長（小宮健一） 12番、内海議員さんのご質問にお答え申し上げます。

現在林道能林線、5月3日の大雨により路肩が崩壊をしまして、現在交通どめになってございます。その工事費でございますが、まず応急工事これにつきましては、建設課のほうで平成24年度に持っています林道整備費、そちらの予算を充当しまして実施をしてございます。今発注済みでございます。

また、本工事につきましては、現地では林道部と河川のすぐ横、これは治山工事の関係になりますが、工事としましては2つの工事がございます。現在町のほうで、秩父農林振興センターさんと報告をしまして、現地調査等全部実施をしてございます。現在その治山工事に当たる分につきましては、県のほうに工事のほうのお願いをしてございます。ですから、工事のほうのその分担の調整ができましたら、本工事のほうを実施をしたいというふうに考えてございます。それまでは応急工事できりあえず通行を確保したいと。

現在の状況でございますが、この工事につきましては、測量設計については予備費を充当して実施をしてございます。また、農林振興センターさんとの打ち合わせの状況でございますが、現在設計、要は測量のほうが進みまして、どういう工事をするかという設計のほうもほぼ決定済みでございます。

あと、県のほうで治山工事をやってもらえるかどうか、かなり可能性は高いというふうに思っております。また、その実施の時期、これがまだはっきりしてございません。この県のほうの河川部の工事の実施の時期が明確になりましたら、その上でございます、林道部の工事を町のほうで実施をしたいというふうに考えてございます。ですから、早ければ9月、12月の補正に計上できるかなと、また県の状況によりましては来年度の当初になることも予想されるというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） ありがとうございます。最後の林道能林線の関係なのですが、県の治山工事等の絡みもあるということで、はっきりした工事の実施時期についてはまだはっきりしないということなのですが、いずれにしても応急処置といたしますか、応急対応といたしますか、それについてはもう工事を発注したということですので、とりあえずはそういう形で、通行についてはできるようになるということで理解してよろしいのかどうか。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

8番、大野喜明議員。

○8番（大野喜明議員） 今の関連なのですけれども、暫定工事またきちんとした県の工事というその計画ですね。それをもう生活道で本当にすぐ上の方なんかは関心持って当然ですけれども、予定とかそれを行政区長か何かを通してこんな状況になっているよというような話というのはできないものなのでしょうか、あるいはもうやったということなのか、その辺のところをちょっと。

○議長（大澤径子議員） 建設課長。

○建設課長（小宮健一） 8番、大野議員さんのご質問にお答え申し上げます。

この災害の関係、当然行政区長さんとすべて連絡をとってございます。特に交通どめをする場合におきましても、区長さんを通しまして地元のほうには全部連絡済みでございます。また、工事のこの内容につきましても、先週ですか、地主さん等の立ち会い等も全部済んでございますし、地元には、区長さん、また地元の副区長さんでございますか、その方にはお話をしてございます。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第26号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。



◎承認第1号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 日程第4、承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本議案で承認を求めますのは、皆野町税条例の一部を改正する条例でございます。

地方税法の一部を改正する法律が平成24年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されました。このため皆野町税条例の一部改正することが必要となり、急を要するため専決処分をしたものでございまして、地方自治法第179条第3項の規定により、本案を提出するものでございます。ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） 税務課長に議案内容の説明を求めます。

税務課長。

〔税務課長 四方田勝吉登壇〕

○税務課長（四方田勝吉） 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、皆野町税条例の一部を改

正する条例について、内容をご説明申し上げます。

平成24年度の税制改正におきましては新成長戦略の実現並びに税制の公平性の確保及び課税の適正の観点から要請される特に喫緊の課題に対応するため、地方税制の改正が行われましたが、市町村税につきましては大きな改正点はございませんでした。説明に当たりましては、条、項等の削除による単に条文番号等の繰り上げ等で、改正内容に影響のないものにつきましては説明を省略させていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

改正条例の次に新旧対照表を添付してございます。

新旧対照表の1ページをお開きください。第36条の2は、町民税の申告を規定してございますが、寡婦（寡夫）控除を削除する改正でございます。平成23年度税制改正で所得税において、年金所得者が年金保険者に提出する扶養親族申告書及び年金保険者が市町村に提出する公的年金等支払い報告書に、新たに寡婦（寡夫）の記載が追加されました。これにより、寡婦（寡夫）控除の申告をしなくても、適用の有無を把握することが可能となったことから、個人住民税においても年金所得者が寡婦（寡夫）控除を受けようとする場合の申告の提出が不要となりましたので、寡婦（寡夫）控除額の字句を削除するものでございます。

2ページをお開きください。附則第10条の2は、バリアフリー改修や省エネ改修をした住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする方がすべき申告を規定してございますが、改正内容は第7項、第8項とも地方税法施行規則の改正に伴い引用する項の改正でございます。

3ページをご覧ください。附則第11条から8ページの附則第15条まで、平成21年度から平成23年度までを平成24年度から平成26年度までに改正する箇所が数箇所ございます。これは、固定資産に対して課する課税の特例を規定してございますが、いずれも評価替えに伴いまして、この特例を平成26年度までの3年間延長する改正でございます。

3ページの中段、附則第11条の2は、土地の価格の特例を規定してございます。本来、土地の価格は評価替えの基準年度から3年間は、地目の変更等がない場合は据え置くことが原則でございますが、平成25年度、26年度において地価の下落があり、価格を据え置くことが適当でないときは価格の修正を行います。今年度は評価替えの年ですが、向こう2年間も土地が下落傾向の場合は修正を加えることができるよう年度を改正するものでございます。

4ページをお開きください。附則第12条第2号でございますが、住宅用地の語句を削除する改正でございます。宅地に係る固定資産税は、評価額が急激に上昇した場合であっても税負担の上昇は緩やかになるよう課税標準額を徐々に是正する負担調整措置が講じられております。この中で住宅用地の課税標準額が本来の額10分の8を超える場合には、前年度の課税標準額を据え置く特例がございましたが、長期的に地価が下落傾向にあったことから全国的に負担水準の均衡化が進んできており、合理化が低下した特例措置を廃止するものでございます。

なお、5ページの下段附則第12条、第4項につきましても、これに関連して削除するものでございます。

6ページから8ページにかけましては、先ほど申し上げましたとおり、課税の特例を平成26年度までの3年間延長するための改正でございます。

9ページをお開きください。附則第21条の次に、1条を加える改正でございます。改正内容は図書館、博物館、幼稚園を設置する一定の一般社団財団法人に係る非課税措置の追加でございます。図書館、博物館幼稚園を設置して非課税措置の対象となる法人は、公益認定等委員会により公益性が認定された公益社

団、財団法人に限定されます。しかしながら、図書館、博物館、幼稚園を設置する法人の中には財政基盤が脆弱であるため、公益の認定基準が満たせず、一般社団財団法人に移行せざるを得ない法人が少なからず存在する実態を踏まえ、一定の要件を満たす法人、これを特定移行一般社団法人等といますが、この特定移行一般社団法人等に限り、非課税措置の対象に追加するものでございまして、附則第21条の2は非課税措置を受けるために必要な提出書類を規定するものでございます。

10ページをお開きください。附則第22条の次に1条を加える改正でございます。附則第22条の2として加える内容は、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例でございます。居住用財産を売却した場合には、3,000万円の特別控除という特例の適用がございまして、この特別控除を受けるには自分が居住している家屋であるとか、居住しなくなってから3年以内に売却するなどの一定の要件がございまして、東日本大震災により、家屋が滅失し、居住できなくなった家屋の敷地を売却した場合にもこの特例の適用を受けることができますが、先ほどの一定要件の中の居住しなくなってから3年以内に売却という要件を、居住しなくなってから7年以内と期限を延長する特例でございます。

11ページをごらんください。下段の附則第23条は、字句と引用する条項の改正でございます。

先ほど、附則第22条の2の1条を加えるご説明をいたしましたが、その条文の中に東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下、申請特例法という）という文言がございまして、これにより、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律を震災特例法とまた引用する項の改正でございます。

12ページをお開きください。附則第23条に1項を加える改正でございます。住宅を取得される際に、取得のための住宅借入金等があり、住宅借入金特別控除を受けていた住宅が東日本大震災により、居住の用に供することができなくなった場合においても、控除対象期間の残りの期間について引き続き特別控除を適用とするものでございます。

改正条例にお戻りください。4ページの附則でございます。この条例は、平成24年4月1日から施行しますが、36条の2、第1項ただし書きの改正規定及び附則第2条第1項の規定は、平成26年1月1日から施行します。第2条と第3条は、町民税と固定資産税に関する経過措置でございます。

以上で、承認第1号の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより承認第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、承認第1号は原案のとおり承認されました。



◎承認第2号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 日程第5、承認第2号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本議案で承認を求めますのは、皆野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。地方税法の一部を改正する法律が平成24年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されました。このため皆野町国民健康保険税条例の一部改正することが必要となり、急を要するため専決処分をしたものでございまして、地方自治法第179条第3項の規定により、本案を提出するものでございます。ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） 税務課長に議案内容の説明を求めます。

税務課長。

〔税務課長 四方田勝吉登壇〕

○税務課長（四方田勝吉） 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて、皆野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、内容をご説明申し上げます。

改正条例の次に新旧対照表を添付してございます。新旧対照表をお開きください。改正内容は附則に1項を追加するものでございます。追加する内容は、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例でございます。居住用財産を売却した場合には3,000万円の特別控除という特例の適用がございしますが、この特別控除を受けるには、自分が居住している家屋であるとか、居住しなくなってから3年以内に売却するなどの一定の要件がございします。東日本大震災により家屋が滅失し、居住できなくなった家屋の敷地を売却した場合にもこの特例の適用を受けることができますが、先ほどの一定要件の中の居住しなくなってから3年以内に売却という要件を、居住しなくなってから7年以内と期限を延長する特例でございます。

改正条例にお戻りください。この条例は平成24年4月1日から施行します。

以上で、承認第2号の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

11番、四方田実議員。

○11番（四方田 実議員） この皆野町の国民健康保険条例の一部を改正ということですが、この内容を見ますと東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地、そういったものの関係ですが、この皆野町に住んでいる人で、この東日本大震災に係る被災を受けた人はいらっしゃるのですか、それでだれもいないとすれば別にこの条例を改正しなくてもいいかなんても思うのですけれども、そういうわけにもいかないのでしょうか。

○議長（大澤径子議員） 税務課長。

○税務課長（四方田勝吉） 11番、四方田議員さんのご質問にお答え申し上げます。

まず最初に、東日本大震災に係るいろいろな税の特例という特例がございますが、現在において皆野町には該当される方はおりません。なお、その該当する方はいないからといって法といいますか、この税条例を整備しないと、いつ何どき被害に遭われた方が皆野町に転入して来られまして、国保に加入されるということも想定されますので、税条例の整備は必要かと思えます。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） 期限の延長ということですがけれども、3年を7年に変えるその期限、7年の根拠的なものはあるのでしょうか。3年が5年という考えはなかったのでしょうか。

○議長（大澤径子議員） 税務課長。

○税務課長（四方田勝吉） 1番、小杉議員さんのご質問にお答え申し上げます。

先ほど説明しましたように、津波等で家屋が滅失しまして宅地だけが現在残っている状態がたくさんございます。それで、特例を受けるための3年というのは、もう既に1年3カ月震災から過ぎまして、あと1年9カ月ですか、そこまですべてその自分の住んでいた敷地を処分といいますか、売却するまで手が回らない方もたくさんいるかと思えます。それで、7年と延長したわけでございますが、議員さんのおっしゃるとおり、3年を5年という議論もあったと思えます。ただ、そこでまたまだ5年たっても手つかずの方もいるかと思えます。そのために、国のほうで3年を7年に余裕持ってと言うとちょっと語弊があるかもしれませんがけれども、7年に延長されたのかなと思えます。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより承認第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、承認第2号は原案のとおり承認されました。



◎承認第3号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 日程第6、承認第3号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 承認第3号 平成23年度皆野町一般会計補正予算（第5号）を平成24年3月27日付を持って専決処分いたしました。ここに専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出それぞれ6,010万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を39億9,164万2,000円といたしました。歳入において、地方譲与税や各種交付金、特別交付税が確定したことによる追加補正であります。歳出におきましては、道路改良工事費の減額や減債基金積立金の増額です。本案をご承認いただけますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） 総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 大澤康男登壇〕

○総務課長（大澤康男） 承認第3号 専決処分をいたしました平成23年度皆野町一般会計補正予算（第5号）の承認を求めることについて、内容の説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。第1条歳入歳出予算の補正でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,010万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億9,164万2,000円とするものでございます。

2ページから3ページが第1表歳入歳出予算の補正でございます。水色の仕切りの次からが歳入歳出補正予算事項別明細書になります。

事項別明細書3ページをお開きください。歳入からご説明申し上げます。款3利子割交付金から次の4ページになりますが、款11交通安全対策特別交付金までは、いずれも交付額の確定による補正でございます。

主なものは3ページから4ページにかけての款10地方交付税5,688万2,000円の追加で、特別交付税の交付額の決定によるものでございます。なお、平成23年度の特別交付税の交付額は1億6,888万2,000円となりました。

4ページをお開きください。1番下、款17給付金、項1給付金、目2民生費寄附金10万円の追加は、町内にお住まいの新井様から長生荘の整備のためとしてご寄附いただいたものをありがたくちょうだいするものでございます。

次の5ページをごらんください。歳出についてのご説明を申し上げます。上段の款3民生費、項1社会福祉費、目5老人福祉センター費は先ほどご説明いたしました寄附金の受け入れによる財源内訳のみの補正でございます。2段目に款8土木費、項2道路橋梁費、目3道路新設改良費480万円の減額は、事業費の確定による補正でございます。

次の款13諸支出金、項2基金費、目2減債基金費6,409万6,000円の追加は、今回の補正の歳入歳出差引額を基金へ積み立てるものでございます。

以上、簡単ではございますが、平成23年度一般会計補正予算（第5号）の説明といたします。よろしくお願いたします。

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） あえて発言させていただきます。

4ページ、交通安全対策特別交付金100万円が6万3,000円の上積みになって106万3,000円、これの主な

使い道を教えていただければと思うのですけれども、これ最後の承認事項なので発言させてもらっているのですけれども、ただいまは3年が5年ではなくて3年が7年になるという解釈、そういう解釈というのは要するに推測のもとにそうのほうがいいのではないかなという推測、これは大変、ある意味いいことではないかなと、いいものに対してはそのような思いやりのなものも考慮してそうなったのではないかなという趣旨も含まれて、それは歓迎すべきもので、私が言いたいのは、交通安全に関してきのうの一般質問で多くの議員の方が訴えていた。私も訴えましたけれども、そういった中で、横断歩道の必要なところは、1個あるからいいと言わないで、2個でも3個でもそのような思いやりをまたこの町の町政に取り入れていただけたらと思います。

質問としては、106万3,000円の主な使い道をわかったらお願いいたします。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（大澤康男） ただいま小杉議員さんからのご質問でございますが、交通安全対策特別交付金というものにつきましては、交通安全対策を推進するためでございますけれども、道路交通法の本来罰則です。そういう反則金の収入がこういうことで交付金ということで回ってくるわけですけれども、これの使い道としては道路反射鏡とか区画線の整備とか管理費に充てるということになっております。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 3ページの特別交付税の件でお聞きしたいのですが、特別交付税が確定したということで、総額では特別交付税だけの総額が1億6,888万円ということで説明いただいたのですが、当初といいますか、東日本大震災以降この特別交付税については影響が出るのではないかと、そのような心配がされたかと思うのですが、この当初予算では1億1,200万円ということであったかと思うのですが、結果としてこの特別交付税についても大震災の影響はなかったと、このように理解してよろしいのかどうか。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（大澤康男） ただいま内海議員さんからの特別交付税に関するご質問でございますけれども、その東日本の震災があったからここに影響が出ているかどうかということについては、ちょっとこちらではその辺までちょっと調べておりませんので、把握できません。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 金額的に平年の特別交付税の金額であるかどうかというところで判断したのよろしいかなというには思うのですが、私としては心配された特別交付税の減額とかそういったことは影響なかったとこのように理解しているのですが、その程度のところで判断というか答弁いただけたらありがたいなと思うのですけれども。

○議長（大澤径子議員） 副町長。

○副町長（土屋良彦） 内海議員さんのおっしゃるとおり、結果的に影響なかったということでございます。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより承認第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、承認第3号は原案のとおり承認されました。



◎日程の追加

○議長（大澤径子議員） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。この際、平成24年請願第1号以下を順次日程に追加し、ご審議いただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、平成24年請願第1号以下を順次日程に追加して審議することに決定いたしました。

○議長（大澤径子議員） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時45分

○議長（大澤径子議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎発言の申し出

○議長（大澤径子議員） 総務課長より報告を求められているので、これを許します。

総務課長。

○総務課長（大澤康男） 先ほど林議員さんからの町営バスの関係の乗車の人員の調査の関係なのですが、資料が届きましたので説明させていただきます。

毎年これ1回やっているわけですが、9月の29日に調査をしたときについては、一度にそのバスに30人以上乗ったという状況はございませんでした。ただ、30人以上乗る団体につきましては、ハイキングの季節ですとか、そういうときに多いわけでございますけれども、その団体によってはこちらのほうへ問い合わせがあります。去年は10団体ぐらいが問い合わせがありまして、乗る人数を予約していただいて、そのときについてはバスのほうを増便するとかそういうことで対応しております。そのほかに予約なしでそういう場合もありますので、その数についてはちょっと把握できておりませんが、去年の様子ですと10団体

ぐらいが30人以上乗っているということでございます。

以上です。

〔「せっかくなので、資料があれば、要するに調査した中で2桁以上の時間帯というのはありますか」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（大澤康男） この日は29日の木曜日ということだったのですけれども、朝、長生荘まで行くバス、それについては21人乗っています。それから、次の便では18人が西門平まで乗っております。

この調査の日以外ですけれども、きょうもバスが行く状況見ましたけれども、乗車口まで腰掛けて外を向いて座っているような状態で、朝については満杯で動いております。それから帰りにつきまして、その人たちが帰って来る状況で3時半ごろからのバスに同じような人数が乗っている状況でございます。

以上です。

〔「同じようなことを聞きますけれども、18人ですか」と言う人あり〕

○総務課長（大澤康男） このときは16人です。

〔「雑多なんで申しわけないのですけれども、21人というのは皆高生の方ですか」と言う人あり〕

○総務課長（大澤康男） 21人は皆野駅から乗りまして、長生荘でおりておりますので、恐らく皆野高校の生徒だと思っております。

以上です。

〔「済みません、ありがとうございます」と言う人あり〕

◇

◎請願の審査報告

○議長（大澤径子議員） 追加日程第1、総務教育厚生常任委員会付託の請願審査報告を行います。委員長から本定例会に提出された請願審査報告は2件でお手元にご配付のとおりです。

◇

◎平成24年請願第1号の報告、質疑、採決

○議長（大澤径子議員） 追加日程第2、平成24年請願第1号 障害者総合福祉法（仮称）の早期制定を求める請願書を議題といたします。

請願第1号については、平成24年3月議会定例会において総務教育厚生常任委員会に付託され、閉会中の継続審査とされておりますので、総務教育厚生常任委員会の委員長報告を求めます。

総務教育厚生常任委員長、新井達男議員。

○総務教育厚生常任委員長（新井達男議員） 私も総務教育厚生常任委員長ということで、初めての経験なので、ちょっと失礼な点もあったらば、お許しいただきたいと思っております。

今現在の社会保障と税の一体改革は、本日可決するという方向で進んでいたのですけれども、きょうニュース等を見ていると、26日ごろまでに延期というような形に聞いております。それに関連するこれは請

願書ですので、委員会で審査した結果をご報告させていただきます。

審査結果の意見、本委員会は請願第1号 障害者総合福祉法（仮称）の早期制定を求める請願書の審査に当たり、委員会を平成24年4月9日に招集し、紹介議員である新井達男（委員長）から説明を求め、各委員より意見を聴し、協議した。

その結果、本請願は平成18年4月に施行された「障害者自立支援法」が新たに導入された応益負担制度や障害を自己責任・家族責任とする内容で、憲法で保障された基本的人権にはほど遠い制度であり、その後政府は平成22年1月に障害者自立支援法訴訟の原告と速やかに応益負担を廃止するとともに、遅くとも平成25年8月までに新たな総合的な福祉法制度を実施することで、国と原告は和解していることから早急に制定することが望ましいと判断し、本請願の要旨である（障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言）に基づいた新たな（障害者総合福祉法「仮称」）の早期制定を求める意見書の提出について「採択とすべきもの」として次のとおり報告する。

平成24年6月21日、皆野町議会議長、大澤径子様。皆野町議会総務教育厚生常任委員会委員長、新井達男。

以上です。

○議長（大澤径子議員） これより委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 以上で質疑を終結し、委員長報告を終わりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

以上で、総務教育厚生常任委員会の委員長報告を終わります。

本件は討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略してこれより本件を採決いたします。

この請願に対する委員長報告は採択です。この請願を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。



◎平成24年請願第2号の報告、質疑、採決

○議長（大澤径子議員） 追加日程第3、平成24年請願第2号 子ども・子育て新システムによる保育制度改革に反対し現行保育制度の拡充を求める意見書の提出を求める請願書を議題といたします。

請願第2号については、平成24年3月議会定例会において総務教育厚生常任委員会に付託され、閉会中の継続審査とされておりますので、総務教育厚生常任委員会の委員長報告を求めます。

総務教育厚生常任委員長、新井達男議員。

○総務教育厚生常任委員長（新井達男議員） 審査結果の意見、本委員会は請願第2号 子ども・子育て新システムによる保育制度改革に反対し現行保育制度の拡充を求める意見書の提出を求める請願書の審査に当たり、委員会を平成24年4月9日及び同年5月30日に招集し、4月9日には紹介議員である常山知子議員（副委員長）から説明を求め、各委員より意見を聴し、協議した。

その結果、本請願は現行保育制度を大きく変えようとするものであり、基本制度案要綱ではすべての子どもへ良質な生育環境を保障するとしているが、保育現場に私情原理が持ち込まれ、福祉としての保育制度が維持されないこと、保護者の負担増につながる制度の見直しとなるなどの懸念があり、国の責任で福祉として行われてきた保育制度の根幹が大きく揺らぐおそれがある。

検討されている制度改革は直接契約、直接補助方式、応益負担の導入など、児童福祉法第24条に基づく市町村の保育責任を後退させ、保育の地域格差や家庭の経済状況による保育レベルの差を生み出すことになりかねないなどから、本請願すべての事項（6項目）には賛同できないものの、今後保育制度改革を実施する上で一部事項（3項目）については賛同できるものと判断し、今必要なことは国と自治体の責任で保育、子育て支援策を拡充し、十分な財源を確保するなど、すべての子供に質の高い保育と支援を保障するための公的保育制度の拡充、改革であり、子ども・子育て新システムによる保育制度改革に反対し、現行保育制度の拡充を求める意見書の提出について「採択とすべきもの」として次のとおり報告する。

平成24年6月21日、皆野町議会議長、大澤径子様。皆野町議会総務教育厚生常任委員会委員長、新井達男。

以上です。

○議長（大澤径子議員） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 以上で質疑を終結し、委員長報告を終わりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

以上で、総務教育厚生常任委員会の委員長報告を終わります。

本件は討論を省略して直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略してこれより本件を採決いたします。

この請願に対する委員長報告は採択です。この請願を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。



◎請願の審査

○議長（大澤径子議員） 追加日程第4、請願の審査を行います。

本定例会に提出された請願は2件で、お手元にご配付いたしました請願文書表のとおりであります。



◎請願第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大澤径子議員） 追加日程第5、請願第4号 消費税増税に反対する意見書の提出を求める請願を議題といたします。

お諮りいたします。請願第4号については会議規則第91条第2項の規定によって委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、請願第4号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

朗読を省略して、本請願の紹介議員であります常山知子議員に請願内容の説明を求めます。

3番、常山知子議員。

〔3番 常山知子議員登壇〕

○3番（常山知子議員） 3番、常山知子です。ただいまから、消費税増税に反対する意見書の提出を求める請願の説明をさせていただきます。

消費税増税に反対する意見書を採択し、政府に意見書を提出していただくことですが、今国会が本日21日までの会期と迫った中で民主党、自民党、公明党3党の談合の中で、この消費税増税を何が何でも会期を延長してまで成立をさせようとしています。

社会保障のためと言いながら医療費の窓口負担引き上げ、年金削減など社会保障の切り下げと一体に消費税を2014年に8%、2015年には10%にまで引き上げるといふものです。国民世論は消費税の増税に反対が日を追ってふえ、これ以上家計のどこを切り詰めて暮らせというのかとか、これ以上の増税、店を閉めるしかない、消費税が増税されれば仕事もなくなり職を失うことになると、切実な声が高まっています。この不況のもとで増税すれば国民の消費はさらに落ち込み、被災地を初め全国の地域経済は大打撃を受けます。とりわけ、価格に税金分を転嫁できない中小企業の経営を追い込み、消費増税倒産や廃業がふえることは必至です。そこで働く人々の賃金抑制と雇用不安につながり、自治体財政にも深刻な打撃を与えます。1997年に消費税を3%から5%に増税したときの経験から、国全体としても税収が減少するという悪循環は明らかです。

消費税は、そもそも高齢化社会を支える福祉の財源にすると行って導入されましたが、年金制度改悪、医療費負担増など、社会保障は年々悪くなる一方です。低所得者ほど負担が重い、弱いものいじめの税金であり、社会保障の財源としてはふさわしくありません。財政再建の財源としては、税金の使い方を国民の暮らしと福祉優先に切りかえ、法人税率の見直しや不要不急の大型公共事業の見直し、大企業、高額所得者、資産家に応分の負担を求めるなどが必要だと考えます。住民の暮らし、地域経済、地方自治体に深刻な打撃を与える消費税増税をやめるよう求める意見書をぜひこの議会でも採択、送付を求めます。

以上です。

○議長（大澤径子議員） これより本請願に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 質疑なしと認めます。

続いて討論を行います。

討論ありと認めます。

これより討論に入ります。

まず、請願第4号に対する反対討論を許します。

11番、四方田実議員。

○11番（四方田 実議員） 請願第4号を採択し、意見書を提出することに反対の討論を行います。

消費税に関する法案は、現在開会中の国会において政府から税と社会保障改革関連法案として提出されています。既に、税と社会保障改革関連法案は修正をされながらも今国会で採択され、可決成立される見通しであります。

消費税増税は、だれでも特に望むものではありませんが、現在の国の借金が1,000兆円にも及ぶと言われております。そういった借金が子供や孫に大きな負担を残さないためにも、税制改革はやむを得ないことと思えます。したがって、皆野町議会として政府と関係大臣に対して請願の趣旨を採択し、意見書を提出するという事は不適切と考えます。

よって、本請願は採択し意見書を提出することに対し、反対をいたします。

○議長（大澤径子議員） 次に、賛成討論を許します。

12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 確かに、四方田議員のほうから今の国会における消費税増税法案の関係で触れられましたが、大変大詰めの段階にあることは事実だというふうに考えております。

ただ、議員必携にも意見書の意義なり、また活用についてということで、次のように書かれております。住民世論の動向を常に關心を持ち、法律に根拠のあるものについては意見書として議会の意思を決定し、国会等に提出し、その実現を目指すことは極めて大事なことである。そのための、唯一の法的手段が意見書の提出である、このように書かれております。そういった立場も含めまして、本請願の趣旨に賛同し、賛成討論を行いたいと思えます。

政府は、消費税増税の理由として社会保障費の増大に伴う負担増を賄うため、このように言っております。この消費税については、1989年から3%として導入され、8年後の1997年からは5%に引き上げられ現在に至っておりますが、この消費税導入時点におきましても、福祉目的がうたい文句としてあったかと思えます。しかし、この消費税導入時以降、2011年までに22年間に国民が負担した消費税総額は223兆円、このように言われております。そして、同期間における法人税率は11.5%引き下げられ、これらの企業減税は同期間の中で208兆円、このように言われております。結局、福祉の財源どころか企業減税の穴埋め財源にされた勘定になります。

こうした企業優遇策等によって、資本金10億円以上の大企業の内部留保だけでも2010年時点で266兆円、このようになっております。また、全産業における利益を上げている企業は30%、このように言われております。赤字で法人所得税を納める状況にない企業は70%、そのほとんどが中小零細企業であります。こうした赤字企業には法人税率引き下げのメリットはなく、法人税は課税されないわけですが、消費税は無条件に納税額が発生し、納税に四苦八苦の状況にあります。

国税の滞納額の中で消費税の滞納額が一番に多く、2010年では国税滞納額6,819億円のうち約50%の3,393億円となっております。他方、輸出大企業を中心にこの消費税の輸出戻し税として毎年巨額な消費

税が還付されております。2010年分は、総額で3兆3,762億円が還付されているようです。単純に消費税が10%になれば、輸出による消費税還付金もこの2倍になる、このように言われております。

消費税増税は、年収200万円以下のいわゆるワーキングプアと言われる非正規労働者を含む勤労大衆への税負担はふえ、消費税を価格転嫁できず、赤字であっても納税義務が発生する中小零細企業を一段と苦しめ、経済の冷え込みも招く悪税であります。

政治とは税金の取り方と使い方、このように言われてた政治家がいました。下げ過ぎた法人税率や高額所得者、資産家の所得税率の見直し、証券売買などの優遇税制、是正等による財源確保に努めるべきであります。

よって、社会的弱者をさらに苦しめる消費税増税法案には反対であり、廃案にすべく本請願の採択に賛成いたします。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） これをもって討論を終結いたします。

これより請願第4号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

請願第4号を採択することに賛成の方は起立願います。

〔起立少数〕

○議長（大澤径子議員） 起立少数です。

よって、請願第4号は不採択することに決定いたしました。



◎請願第5号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大澤径子議員） 追加日程第6、請願第5号 建設業従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を図るよう国に働きかける意見書の提出を求める請願書を議題といたします。

お諮りいたします。

請願第5号については、会議規則第91条第2項の規定によって委員会の付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、請願第5号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

朗読を省略して、本請願の紹介議員であります常山知子議員に請願内容の説明を求めます。

3番、常山知子議員。

〔3番 常山知子議員登壇〕

○3番（常山知子議員） 3番、常山知子です。建設業従事者のアスベスト被害の早期救済・解決を図るよう、国に働きかける意見書の提出を求める請願です。

アスベストを大量に使用したことによるアスベスト（石綿）被害は多くの労働者、国民に広がっていま

す。現在でも、建物の改修、解体に伴うアスベストの飛散は起こり、労働者や住民に被害が広がる現在進行形の公害です。

東日本大震災で発生した大量の瓦れき処理についても、被害の拡大が心配されています。欧米諸国が製造業の従事者に多くの被害が出ているのに比べ、日本では建設業就業者に最大の被害が生まれていることが特徴です。それはアスベストのほとんどが建設資材など、建設現場で使用され、そして国が建築基準法などで不燃化、耐火工法としてアスベストの使用を進めたことに大きな原因があります。特に建設業は、重層下請け構造や多くの現場に従事することから、労災に認定されることにも多くの困難が伴い、多くの製造業で支給されている企業独自の上乗せ保障もありません。

国は石綿被害者救済法を成立させていますが、極めて不十分なもので、成立後一貫して抜本改正が求められています。現在、建設業に従事していたアスベスト被害者たちが、全国6つの地方裁判所に国とアスベスト建材製造企業に保障とアスベスト対策の抜本改正を求めて裁判を起こしています。最も早く提訴した東京と横浜地裁では、ことし中に判決が出されます。司法の場での結論を問わず、被害者の苦しみは変わりません。建設アスベスト被害者と遺族が生活できる救済の実施と、アスベスト被害の拡大を根絶する対策を直ちにとってアスベスト問題を早期に解決するため、国に対して働きかける意見書を提出することを求めます。

以上です。

○議長（大澤径子議員） これより本請願に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより請願第5号を採決いたします。

この請願は採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、請願第5号は採択することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時17分

再開 午前11時19分

○議長（大澤径子議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎日程の追加

○議長（大澤径子議員） お諮りいたします。

ただいま休憩中に議長の手元に議員提出議案3件が提出されました。

内容は、先ほどの請願第1号及び第2号並びに請願第5号の採択により意見書の提出を求めるもので、発議第2号から発議第4号の合計3件を発議として提出いたしたいというものであります。

この際、これを日程に追加して議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、発議第2号から発議第4号を日程に追加して議題とすることに決定いたしました。



◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 追加日程第7、発議第2号 障害者総合福祉法（仮称）の早期制定を求める意見書の提出についてを議題といたします。

ご配付いたしました発議第2号を事務局長に朗読させます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（大澤径子議員） 提出者に提案理由の説明を求めます。

11番、四方田実議員。

〔11番 四方田 実議員登壇〕

○11番（四方田 実議員） 障害者総合福祉法の早期制定を求める意見書の提出についての提案理由を申し上げます。

この障害者総合支援法案というのが20日に参議院本会議で民主党、自民、公明などの賛成多数でもう既に可決しているところでございますけれども、この内容について皆野町議会の態度としても、国のほうに意見書申し上げることは大変有意義なことではないかと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。よろしく申し上げます。

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより発議第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

◇

◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 追加日程第8、発議第3号 子ども・子育て新システムによる保育制度改革に伴い懸念される現行保育制度の拡充を求める意見書の提出についてを議題といたします。

ご配付いたしました発議第3号を事務局に朗読させます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（大澤径子議員） 提出者に提案理由の説明を求めます。

3番、常山知子議員。

〔3番 常山知子議員登壇〕

○3番（常山知子議員） 3番、常山知子です。子ども・子育て新システムのこの保育制度改革に伴う懸念される現行保育制度の拡充を求める請願の提出者ですが、今回懸念されているこの中で審議されている法案は、児童福祉法第24条の市町村の保育実施義務が大きく損なわれるということです。

この意見書の中にも書いてありますように、直接契約というのは市町村でこの人が保育の必要を認定して、保護者はその認定書を持って保育所を直接施設と契約しなければならない、そういうことも盛り込んであります。

直接補助方式というのは、補助金の支給の仕組みが保育所などの施設に補助金を直接渡されるのではなくて、保護者と施設が入所の契約をすることで保護者が受け取る補助金を施設が代理授領する。そういうふうななかなか難しいことも盛り込まれています。

ですので、この意見書を採択していただいて、提出することをぜひよろしくお願いします。

〔何事か言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより発議第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

◇

◎発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 追加日程第9、発議第4号 建設業従事アスベスト被害者の早期救済・解決を求

める意見書の提出についてを議題といたします。

ご配付いたしました発議第4号を事務長に朗読させます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（大澤径子議員） 提出者に提案理由の説明を求めます。

10番、林豊議員。

〔10番 林 豊議員登壇〕

○10番（林 豊議員） 10番、林です。この建設業従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を求める意見書の提出について、提案理由を説明いたします。

アスベストの被害というのは、目に見えない原因によることが多いもので、大変知らず知らずのうちに被害に遭っていることが多かったように聞いております。最近においてはこういった事柄について非常に認識が高まったこともあって、そうそう被害を受けるということも少なくなったように聞いておりますが、また逆に従事者のみならず近隣の住民にまでも被害が及ぶというようなことにまでなっているということも聞いておりますので、この早期救済また解決を図る策を早期にとっていただけるようにこの意見書の提出に、皆様の賛同をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより発議第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

◇

◎陳情の審査

○議長（大澤径子議員） 追加日程第10、陳情の審査を行います。

本定例会に提出された陳情は1件で、お手元にご配付いたしました陳情文書表のとおりであります。

◇

◎陳情第1号の上程、報告

○議長（大澤径子議員） 日程第11、陳情第1号 「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書提出を求

める陳情についてを議題といたします。

陳情第1号については、議会運営委員会に諮り、意見を聞いた後、議長権限において議長預かりといたしましたので、報告をいたします。



◎議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（大澤径子議員） 日程第12、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件はお手元に配付いたしました議会運営委員長の申し出書のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会の閉会中の継続調査については、議会運営委員長の申し出のとおり決定いたしました。

暫時休憩します。

休憩 午前11時38分

再開 午前11時39分

○議長（大澤径子議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎諸般の報告

○議長（大澤径子議員） 追加日程第13、諸般の報告をいたします。

初めに、議長の私から報告いたします。

3月21日、吉田総合支所で開催の第14回ちちぶ定住自立圏推進委員会に、23日、地場産センターで開催の秩父地域地場産センター評議委員会に、27日、小鹿野町で開催の秩父地域議長会第4回定例会に、同日、秩父市で開催されたちちぶ定住自立圏関係者懇談会に出席しました。

月が変わりまして、4月21日、小鹿野町で開催された小鹿野春まつり観光懇談会に出席しました。

月が変わりまして、5月19日、秩父ミュージックパークで開催の秩父青年会議所創立50周年記念式典に出席しました。

21日、秩父地方庁舎で開催の秩父地域基幹道路建設促進議員連盟及び水と森林を守る秩父地域議員連盟の役員会に副議長と、22日、小鹿野町で開催の秩父地域議長会定期総会及び正副議長歓送迎会に、副議長並びに前正副議長と、29日、東京都で開催された第37回町村議会議長・副議長研修会に副議長と出席しました。

月が変わりまして、6月1日、地場産センターで開催の秩父地域地場産センター評議委員会に出席しま

した。

15日、横瀬町町民会館で開催された第16回ちちぶ農業協同組合通常総代会に副議長に出席していただきましたので、ご報告いたします。

次に、皆野・長瀬上下水道組合議員から、組合会議の報告事項がありましたらお願いいたします。

2番、宮前司議員。

〔2番 宮前 司議員登壇〕

○2番（宮前 司議員） 2番、宮前です。本議会で可決していただきました昨日の議案第18号の件ですが、皆野・長瀬上下水道組合の規約の一部改正ということで、浄化槽の市町村整備型事業に関するということということで、県のほうに許可の申請を行うということです。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 続いて、秩父広域市町村圏組合議員から、組合会議の報告事項がありましたらお願いいたします。

11番、四方田実議員。

〔11番 四方田 実議員登壇〕

○11番（四方田 実議員） 広域議会議員の11番、四方田です。今までに広域のほうの議会並びに全員協議会というようなものがまだ一度も開かれておりません。7月の4日に全員協議会、それから7月の11日に広域市町村圏組合議会が開催される予定になっております。したがって、特別に報告することはございませんが、斎場についてそれからクリーンセンターについての文書が参りましたので一応報告をしておきます。

今現在使われている斎場は、地域と折り合いがつかずに、秩父特別支援学校付近の隣接地に建てかえという、斎場が移るといような話がありまして、そこに交渉をしていたところが、そこも不調になりまして、また新たにもとに戻りまして3月の14日に秩父斎場建設対策協議会という下宮地町だと思っております、その組合から再交渉に応じるというようなことになっております。その内容についてはまだ議会が開かれていないので、それについては議会が終わりましたら報告させていただきたいと思っております。

それから、クリーンセンターの延命基幹施設改良工事ということで、目的は延命化、期間としては平成24年度から平成26年度、3年間かけて工事金額は20億9,900万円、かなりの高額ですけれども、3年間にかけて改良工事を行うという連絡がありました。発電設備並びに発電の電力を使つての施設だと聞いております。詳しくは資料がございますので、また広域議会の後に報告をいたします。概要については預かっておりますので、ごらんいただきたい方は見ていただきたいと思っております。

以上、ご報告をいたします。

○議長（大澤径子議員） 監査委員から随時定期監査及び例月出納検査の結果について報告がありました。その写しを配付いたしましたので、ご了承願います。

執行部において、行政報告がありましたら報告をお願いいたします。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 諸報告を申し上げます。

3月以降執行した入札の結果及び平成23年度皆野町一般会計繰越免許費繰越計算書、第3期皆野町障害者計画障害福祉計画をあわせてご配付いたしましたので、ごらんいただきますようお願い申し上げます、

報告にかえさせていただきます。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 執行部からの報告が終わりました。

これをもって諸般の報告を終わります。



◎議決事件の字句及び数字等の整理

○議長（大澤径子議員） ここで字句等の整理についてお諮りいたします。

会議規則第45条の規定により、会議中の発言に際しまして、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理させていただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、そのように処理をさせていただきます。



◎閉会について

○議長（大澤径子議員） お諮りいたします。

本定例会の会議に付議された事件はすべて終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日で閉会いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。



◎閉会の宣告

○議長（大澤径子議員） これで本日の会議を閉じます。

平成24年第2回皆野町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時49分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成24年 月 日

議 長 大 澤 径 子

署 名 議 員 常 山 知 子

署 名 議 員 若 林 光 雄